

との事を届出で置き、十月十九日に至つて危急の場合伺を経ずして、租米の内より米六百一石餘を口之島以下の九島(七島、三島の内、諏訪瀬島を除く)に九月以後六ヶ月間の夫食代として給與したことを報告し、改めて右の分を救助として下附されんことを内務省に申請した。非常災難等の救助は經伺の上施行すべき規則であつたから、六ヶ月の長期に亙る夫食米の給與といふ縣當局の處置は明かに越權の行爲であり、内務當局はその專斷を憤つたが、既に施行濟のことではあり、事情餘儀なしとして之を承認したのである。口永良部島の分九十二石餘はおくられて十月申請され、十二月を以て同じく承認された。(注一四)

〔注一〕 鹿兒島縣屬島關係書類
以下主として同書による。一々注記せず。
〔注二〕 沖永良部誌 大西郷全集第三卷
〔注三〕 大島喜界兩島史料雜纂
〔注四〕 南島雜集 大島代官記
〔注五〕 大島代官記

〔注六〕 奄美史談 南島探險
〔注七—九〕 大島喜界兩島史料雜纂
〔注一〇〕 南島雜集
〔注一一—一二〕 鹿兒島縣新置之節取調書
〔注一三—一四〕 鹿兒島縣屬島關係書類

第四章 封建的諸制限の撤廢

第一節 一般制限の撤廢

藩政中施行の人民の一身上乃至は經濟風俗宗教等に關する封建的諸制限も、廢藩置縣の變革に伴ひ當然撤廢されねばならなかつた。先づ五年九月出水野間原其他所在の邊路番所の撤去が達せられ、永く嚴重な制限の下に置かれてゐた薩隅の地と他地方との往來がこゝに始めて自由となつたのである。先に二年二月維新の政府は諸道關門の廢止を命じ、人民の脱籍浮浪の懼に於いては、下情抑塞よりして遂に止むを得ず戸籍を脱するに至るものであるから、その原因を除くべきことを達したが、鹿兒島藩では翌三月關門の撤去を命じたのみで、邊路番所は舊來通り存置し、出入改方等は依然入念に取扱ふ様達し、つゞいて番所と關門とを混同して、番所に於いて道路を抑塞することなきやう注意してゐる。即ち人民の往來は依然嚴重な監視の下に置かれてゐたのであるが、置縣後に至つて漸く番所を廢され、往來自由となつたのである。(注一〇)

次いで五年十月、磯舊御茶屋下邊、谷山諸所及び下瀉邊の諸人漁獵禁止區域

所在の邊路番所の撤去

政府の關門廢止令と鹿兒島藩

漁獵禁止區域の解放

磯山鹿倉

を解禁し、其他諸郷に於いて私領主等が自己の領分の如く心得て魚獵を差留めてゐた場所についても、その禁を解き、諸人に開放せしめた。但し磯山鹿倉は五年夏朝廷の御狩も催された處であり、舊知事公御下縣之節は御狩被爲在場所柄として、従前通り狩獵禁止區域として存置され、而もその禁を犯す者があるので、六年一月、十月の再度に互つて嚴に之を禁じた。^{〔注三〕}

米酒等の價格公定の廢止

又經濟上の制限としては、米酒其他の日用品について從來公定價格が設定されてゐたが、六年十二月、諸物價之儀は年之豊凶、物之多寡又は精粗善惡に依り致し低昂候儀は自然之道理にて、一定之價相立候而は、却而物貨之流通を妨、諸人之不自由を生候に付との理由を以て價格公定を廢し、以來適當に賣買すべきを達した。但し不當の高價は相當の科罰を以て禁せられた。米穀其他の拔賣禁止については、四年十一月なほ從來の禁令嚴守が達せられてゐる。^{〔注三〕}

遊藝興行の禁を弛む

風俗上の制限たる遊藝興行の禁については、一旦その禁が弛み、祭禮の餘興等を名義として角力芝居、小踊等の興行を許してゐたが、惡弊があつたので、僻遠固凝之民心を感し、全く無善之徒事として六年八月九日再び嚴禁となり、左の罰則が公布された。^{〔注四〕}

遊藝役者密々雇下候者は所拂可申付事

右同止宿爲致候者同斷

一 祭祀に付、遊藝私に取企候者は相應之懲役可申付事

一 手妻遣ひ並揚弓等密々取企候者は、見付次第破却之上、前條同斷可申付事

事

一 官員私宅へ密訴等致候者は取糺之上懲役可申付事

最後に最も顯著な事件は排佛政策の完全なる放棄、特に真宗信仰の禁の解除であつた。いま維新以來の真宗禁制に關する事項を概観するに、二年二月の藩制改革に伴つて宗門方は廢止となり、禁制事務は新設の糺明局内の宗門掛に移され、三年十一月に至つて専任宗門掛は廢止され、本局取扱となり、依然真宗信仰は嚴重な制禁の下に置かれてゐた。^{〔注五〕}のみならずこの頃は廢佛毀釋の運動が藩内に徹底的に行はれ、真宗のみならず佛教一般が排斥された時代で、真宗取締も従つて一層強化されたものとさへ思はれるのである。廢藩置縣となつても依然真宗禁壓の政策はつゞけられ、信者は贖罪金を課せられる等のことがあつた。併し乍ら潜伏門徒の信仰も亦依然根強く、僧侶

真宗の解禁

藩制改革と真宗取締の強化

門徒の潜伏と僧侶潜入絶えず

眞宗僧屬心牛山郷に潜入

牛山郷農民の僧侶釋放嘆願

門徒舊地頭假屋を襲撃す

一向宗僧侶菱刈地方に潜入

の潜入して布教を企てる者も跡を絶たなかつた。例へば明治六年十一月、大山權令より宍戸教部大輔宛に提出された報告によれば、同年九月中旬頃三瀨縣下柳川の眞宗僧侶屬心と云ふ者密に縣内牛山郷(大口)に潜入し、野山邊鄙の場所へ農民共數百名相集め、後生の虚誕を唱へ、布施賽錢を貪り、愚昧の農民共是が爲め惑され、農事を閑き饗待し、別て政體の妨害を成し候に付捕縛したところ、同月廿七日農民は僧侶釋放嘆願のため多人數集合したので、取押方を近郷に報知のため、合圖の木砲を空發し、戸長より説諭を加へて解散せしめ、屬心は處刑の上歸郷を命じたといふ。^{〔注六〕} 明治六年鞅掌史所收の日記によれば、僧侶捕縛の即夜門徒數百人牛山の木崎原に集合し、夜更を待つて舊地頭假屋を襲撃せんとする景況であつたので、麓士族等は軍裝して大砲を放ち、之を威嚇して退散せしめ、縣廳よりは肥後權中屬が調査に赴き、僧侶は鹿兒島に護送したとある。^{〔補説〕} 右の教部省への届に合圖の木砲とあるのは、表面を憚つてのことであらう。

〔補説〕 之と酷似した事件が菱刈史には明治元年の事件として傳へられてゐる。即ち同書の傳へるところでは、明治元年一向宗の僧侶が菱刈地方に潜入したの

で、大口の常備隊が市山に於いて捕縛し、大口の字屋に投擲したところ、常備隊は數百人僧侶を奪還せんとして木崎原方面より大口に襲來したので、常備隊は大砲を放つて之を退散せしめ、僧侶は鹿兒島に送り、後海路追放の途中海中に葬つたといふのである。場所も事件の内容も全く本文所述の事件と同様であるから、恐らく明治六年の事件の訛傳であらう。

眞宗解禁の氣運漸く促進

大谷光尊の運通と大久保利

民權論者田中直哉の交渉

鹿兒島宮崎兩縣併合と禁制解除

かくの如くして維新新政の時代となつても、早急には眞宗禁制の傳統的政策は變更されなかつたのであるが、半面時代の變換に應じて徐々に解禁の氣運が促進されて來た。もとより眞宗本山としては早くも六年十二月大教正大谷光尊の名を以て南州有志同行中に宛て、追々布教公認の事にもなるであらうから、心得違なく後を樂み、天恩の辱きを感戴し、開明の政を遵奉するやう諭してゐる程で、早晚解禁の可能性をみとめ、種々大久保内務卿等について運動してゐたが、大久保は永年の傳統的政策的の事であるから慎重な態度をとつてゐたといふ。^{〔注七〕} 又民間よりも、民權論者で、後に中原尙雄一行の一人として逮捕された平佐の田中直哉の如きは、開明の時代に於いて依然信仰の自由を束縛するを不當として、大山縣令や中央の當局に交渉したと傳へられてゐる。^{〔注八〕} かくて漸く眞宗解禁の氣運が動いて來たところに、九年八月に至り宮崎縣

九年九月禁制解除の布告

が鹿兒島縣に併合され、之が一舉に多年の禁制を解除せしむる契機となつた。日向の地方では舊藩以來真宗の信仰は自由であつた今一つの縣となつては日向にのみ之を許し、薩隅は依然禁制をつゞけるといふことは不合理となつたのである。かくて遂に九年九月五日、參事田畑常秋の名を以て、各宗旨の儀自今各自の信仰に任せ候條、此段布達候事と達せられ、こゝに於いて薩隅の人は始めて信仰の自由を獲たのである。^{〔注九〕}即ち真宗の信仰が許されたのみならず、廢佛毀釋以來不自由となつてゐた佛教一般の信仰もまた公認されたわけである。この真宗解禁の事は、真宗側の資料によれば大久保内務卿の指令に出で、大久保は宮崎縣併合の事あるや、直ちに大山縣令に解禁の事を指令すると共に、大谷光尊に親展狀を發したといふ。^{〔注一〇〕}又西南記傳下卷二所録の野村忍介の傳記によれば、兩縣合併のとき、縣當局は警察官に對して真宗解禁の可否について諮問あり、議論分れて決しなかつたので、三等警部野村忍介は課長中島一等警部と議し、西郷隆盛の意見を叩いたところ、西郷は解禁を可とした、よつて野村はその旨を書面に誌されんことを請ひ、その書を縣廳に持參して縣官を會して示したので、異論全く鎮靜し、信教の自由を許すことに決したと

真宗解禁と西郷隆盛

真宗解禁と大久保と西郷退隱後の西郷の地位

解禁と京都本願寺派本山の準備

小講義菅了雲

いふ。大西郷全集第三卷に舊藩以來の禁壓政策により、縣下に入込んでゐる宗旨は真宗の内でも惡弊多き一派であるから、この際斷然布教信仰を公認し、本願寺より正しき宗旨と善き僧侶を選んで布教せしむべしと論じた草稿が收められてゐるが、これ或は前記の野村に手交した意見書の原稿であらうか。以上によつてみれば、真宗解禁の事は大久保の指示と西郷の意見とによつて斷行されたものとも云ふべく、また西郷が退隱後と雖も縣政の上にも深い關心を持ち、縣當局もその意見を重んじ、重要な問題については多くその意見を叩き、一種の縣政顧問の如き地位にあつたことが知られるのである。布告の翌日、津曲十助、波江野惣兵衛の兩人は田畑參事の私邸を訪れて、布達の眞疑と縣廳の方針とを確め、開明講、燈明講等の主なる信者と集會して代表六名を選び、京都西本願寺本山の赤松連城に縣下解禁の事を注進した。之より先本山側でも薩州開教の期近しとみて、準備の爲め七八年の交數名の僧侶を縣下に派遣して狀況を視察せしめ、九年七月には公然小講義菅了雲を派遣してゐたといふ。既に七八年の交より取締は弛み、默認の形となつてゐたのであらう。いま六名の信者代表の注進により、いよいよ正式解禁の事を知り、

開教使の入薩
と假説教所設
立

權中教正大洲
鐵然

西本願寺別院
の設置

大谷派の開教
準備

大谷派の説教
場設置

直ちに權中講義小田佛乘等六名を開教使に任じて下向せしめ、開教使一行は石燈籠通の民家に假説教所を設け、十月十二日より三日間、開教慶讃の大法會を營み、町役人立會の上、公然説教の第一聲を擧げた。次いで十一月西本願寺執事權中教正大洲鐵然は法主の直命を承け、九名の僧侶を率ゐて來縣し、十二月出張趣意書を頒布して從來縣下に流布せる熱狂的な一派を異端として排斥し、眞俗二諦の正法に歸すべしと説き、士族等の迫害に堪へて布教につとめた。^{〔注一〕}懸所^{〔院別〕}の設置は十月五日付縣廳より認可を受け第一大區内に建築した。^{〔注二〕}然るに間もなく丁丑の戰亂となり、大洲以下八名の僧侶は投獄され、懸所は五月兵燹によつて焼失したが、亂後再び大々的に布教が行はれ、後年隆昌の基礎を築いたのである。

かくの如く解禁に當つて開教の先鞭をつけたのは從來の關係より本願寺派^{〔西本願寺〕}であつたが、大谷派^{〔東本願寺〕}に於いても九月下旬權藤圓海他二名入薩して開教準備に當つた。十月付正式に東本願寺住職大谷光勝は鹿兒島縣布教の願書を教部大輔宍戸璣宛に提出し、同月廿三日許可を受けた。十月廿日付、同じく大谷光勝名義を以て説教場并取締所設置願を縣廳に提出、十一月一日付

松田市治宅を
假別院とす

大谷勝縁の入
薩

興正寺派の開
教

許可された。十一月權大講義細川千巖來つて開教の事を主幹する。松田市治宅を借り、縣廳に申請の上、八日より第二大區拾三小區五百廿番地松田市治家宅を借を受けて假別院とし、十七日日本山より渥美契縁の出席を迎へて開所式を執行した。但し説教開業は縣廳への届には十日より三日間の豫定とあるが、別院記録には前記の如く十七日とある。十年八月末には連枝大谷勝縁一行が鹿兒島に來たが、翌日西郷方の鹿兒島突入に際し、犠牲者數名を出して漸く脱出した。^{〔注三〕}亂後再び積極的に布教を開始し、漸次發展したのである。興正寺派も十一年五月十六日説教所を創建し、同年十一月二日別院と改稱した。^{〔注四〕}

寺開教五十年史

〔注一〕 舊記雜錄追録卷一八〇・一七六

〔注八・九・一〇〕 薩藩と眞宗

〔注二〕 同上卷一八〇・一八一 鹿兒島縣達令

〔注一一〕 薩藩と眞宗 本願寺開教五十年史

〔注三〕 舊記雜錄追録卷一八〇・一八一

〔注一二〕 縣廳記錄

〔注四〕 同上卷一八一

〔注一三〕 大谷派本願寺別院編柱ほとけの光 縣廳記錄

〔注五〕 同上卷一七六・一七八

〔注六〕 社寺取調類纂

〔注七〕 藤等影氏著薩藩と眞宗 鹿兒島別院編本願

〔注一四〕 縣廳記錄

第二節 屬島の解放

大島其他の屬島に於いても舊藩の成規、又は島内の舊慣によつて施行されてゐた封建的諸拘束が漸次撤廢された。多數貧困の島民が年貢未進や負債のためにその身を富裕の家に入れ、家人^{ひだ}、或は男女別に下人、下女と呼ばれる一種の隷屬的身分として驅使賣買されてゐたことは前卷第一編第二章に詳述するところである。下人、下女には普通年季があり、年季終了後、或は年限中にも身代砂糖を差出せばその身を解放されたが、下女の生んだ子、所謂膝素立は素生よりの膝として年限なく、終身驅使に服さねばならなかつた。明治四年先づこの膝素立に對する解放の規定が定められ、三十歳に達した者は身代砂糖千五百斤にて暇を取らせ、手餘りの地面を割渡すやう命せられた。これによつて同年夏中に身請したものの男三百四十七人、女二百七十五人、計六百二十二人に達し、同時に年季付の一般家人にして身請した者も男八十一人、女五十五人、計百三十六人あつたといふ。もとよりこの解放は條件付のそれで、膝素立自身には別に主家に債務があつたわけではなく、たゞその出生よりして終身その身を拘束されてゐたのを、一定の條件により解放の規定を設けたといふに過ぎぬが、ともかく人身解放の第一歩であつた。

膝素立解放の規定

身請人六百二十二人
年季付家人の身請せるも百三十六人

政府の人身賣買禁止と縣當局の態度

大島に於ける伊地知清左衛門の解放運動

明治の新政府が四年八月從來の賤民制を廢し、また五年十月奴婢藝娼妓の終身又は年季を限り人身賣買に類する所業を禁じ、それ〴〵雇役の年限を一^定し、又藝娼妓等年季奉公をなせる者を解放し、それ〴〵一切の貸借訴訟を採上げずと布告したのはまことに一大英斷とすべきであつた。この精神に従へば膝素立の如きは即時無條件に解放さるべきであつたが、當時の縣當局はなほ完全に膝素立等を解放することなく、身代糖の調達をなし得ざる者は依然終身主家の苦役に服さねばならなかつた。奄美大島史によれば、舊鹿兒島藩士伊地知清左衛門なる者、先に流人として大島に在つて膝素立等の慘苦の實情を見聞してゐたが、政府の布告に力を得て彼等の解放を志して渡島し、島内各地を巡回して膝素立等に政府の人身賣買禁止の布告を説明し、即時無償にて主家を出づるの權ありと教へて解放運動を開始し、名瀬方金久松里の押佐禎志方に本部を設け、各地の下人總代を糾合して大いに勢威を張つた。之が爲め主人對下人の爭議を惹起し、島内不穩の情を呈したので、鎮壓の爲め

徳之島の下人
前安の解放運
動

鹿兒島より巡查十數人下島し、下人總代等に解散を命じたが容易に應せず、拔刀して二三名を切り、漸く退散せしめ、主謀者の伊地知清左衛門を大島監獄に投獄したといふ。又この頃徳之島に於いても阿權村の某家の下人前安と云ふ者、全島の下人の無償解放を企て、島内を巡回して下人を勸説し、徒黨を組み竹棒を携へ、示威運動を開始したが、伊仙に至り空砲にて追散らされ、前安は逮捕投獄されたといふ。以上の事件について奄美大島史はその時期を八、九年の交としてゐるが、鎮撫の爲めに下島した巡查を警視廳鹿兒島出張所々屬として居り、又伊地知清左衛門の投獄を明治十一、二年頃としてゐるところより考へると、事件は丁丑の役の直後、十一、二年の頃と推定される。かくて騒動は鎮壓されたが、結局家人膝素立の或る者は無償にて主家を出たまゝとなり、又一部は身代を出して解放され、各々獨立の生計を營むに至つたのである。

次には金錢の通用が許されたことである。大島外四島の屬島は藩政時代産糖吸収の手段として金錢の流通を許されず、交換の手段は全て砂糖を基本とし、日常の島民相互の賣買貸借の決済のためには、各自の所持糖の内より購入諸品代糖を控除した殘額に對して黍横目より發行された羽書を授受して

金錢の通用許
可
舊藩政時代金
錢の流通許さ
れず

金錢通用に對
する縣の勸奨

ゐたのであるが、六年秋權令巡視の際金錢通用を許し、十月廿二日この旨縣内に布告した。當初流通の爲めに下された錢貨は琉球通寶のやうで、七年二月十六日その價位を一般縣地とは別に定め、小銅錢一枚に付代百十二文、文久錢一枚代百六十六文、青銅錢一枚代二百二十四文、鍋錢一枚代四文とし、當時縣内に銅貨が乏しかつたので、特に五十日を限り商人等に大阪方面より錢貨を買下すことを許し、翌三月縣は大藏省に諸島に琉球通寶をその時價によつて通用許可の件を届けたが、大藏省は之を許さず、四年十二月公布の舊銅貨品位の通りに通用せしめるやう指令した。^(註三)かくて諸島に金錢通用の自由が許されたが、それまで島民は錢貨を持たなかつたのであるから、許されただけでは流通が開けず、實際に錢貨の使用が促進されたのは、政府よりの拜借金の分配がその端緒となつた。五年分貢糖の半方延納を縣より大藏省に申請し、當局は之に對して一旦全額を納付せしめた上、その半分に當る金額を拜借金として改めて交附することとしたことは既に述べた。即ち政府は八年四月付、五年分貢糖代價の半額金六萬八百三十八圓十一錢八厘の十年賦無利足拜借を許し、六、七年分は右拜借金受取の際差引いて下附することを指令したのである。

拜借金の分配

借用申入れの諸島戸數

その後縣は大藏省と交渉の結果、右の條件に幾分變更をみた如く、同月付金五萬二千五百七十四圓の交附方を大藏省に請求し、出納頭に對して同金額の金員を八年以後十年賦無利足返納の條件を以て借用證書を入れた。大藏省に提出した仕譯書によれば、五島總戸數二萬千八百八十八戸の内、上戸四千三百六十四戸に對しては一戸一圓五十錢宛、中戸六千五百四十四戸に對し一戸二圓宛、下戸一萬九百八十戸に對し一戸三圓宛分配することになつてゐる。分配を受くる者、大島一萬三百十八戸、徳之島五千二百六十九戸、沖永良部島二千六百六十二戸、喜界島二千六百六十三戸、與論島九百七十六戸である。(注三)

拜借金の島別分配と大島商社の支店開設

かくして縣は八年八月五萬圓年賦拜借の件を島民に告げ、以後一層黍作製糖に勵み、國恩に酬ふべきを諭し、次いで同月廿五日戸長等に島別分配金額を明示し、毎戸に配當すべきを達し、大島商社より各地に開設すべき賣店に就いて日用諸品を購入して金錢の便利なるを知るべく、島民の内よりも追々商法開店等に至るやう告諭すべしと達した。即ち拜借金の分配と同時に、逸早く商社は分配金を目當てに島内四箇所に賣店を設け、當初は原價で諸品を販賣したが、九年三月に至つて支應諸商社掛の戸長等との契約により、更に四箇所

島民の救済と金錢通用に關する縣當局の告諭

を増設し、原價販賣をやめて一割二歩の利益を附して物品を販賣した。(注四) 救助貸附金の分配については、縣當局は單に一時的救済のみではなく、これを以てこれまで錢貨を持つたことのない島民に金錢通用の便を知らしめ、併せて疲弊せる島民に活路を與へて大いに業を興さんことを期待したもので、八年十二月支應在勤坂本權大屬は大島各方正副戸長に、商人等に欺かれて金錢を引揚げられることなきやう注意すべく、もし三年を経ても金錢通用の効顯はれずば、拜借金を回収して舊態に還すべしと警告し、又商社が官商の如く心得、利慾を貪り島民困苦するに於いては、これ又變革すべきにつき、一同この旨を體認して舊染の陋習を破り、全島更生の目的を立て、數年の後には島民一致の力を以て汽船等をも購入して諸港に航海し、大いに商業を盛んにするやう努力すべしと諭してゐる。(注五)

最後に島民の服制容貌に關する制限が解かれた。屬島々民の容貌、服制、姓名は往古琉球に屬した當時のまゝの舊慣を維持することが強制され、一般内地人に紛らほしい風俗は一切禁止されてゐたのであるが、九年四月十五日付を以て舊習を脱却し、漸次内地の容姿に従ふやう達せられた。なほこれと同

服制容貌に關する制限の解除

時に四年中に發せられた人民服裝に關する舊來の制限解除、惡習禁止の太政官布告等四件が公告され、五年以前に發布された政府の布告がこゝではこの時始めて効力を發生することになつた。即ち平民乘馬の自由、散髮制服、略服、脱刀の自由、平民褱袴、割羽織着用の自由の太政官布告と、女兒入墨禁止の開拓使布告の四件である。アイヌに對する入墨禁止の布告がこゝで公告されたのは、島民女子の手甲に黥する風俗があつたから之を禁じたものである。^{〔注六〕}かくて金錢通用の禁、服制容姿に關する制限等の封建的拘束も解除となり、條件付ではあつたが膝素立等の奴隸的身分にも解放の途が開かれたので、貢糖廢止、砂糖專賣解除、雜稅廢止等と相俟つて、置縣後數年の間に屬島々民の地位は制度上は漸く一般内地人民の地位に近い處まで向上されたのである。

〔注一〕 大島代官記 都成植義氏著奄美史談

〔注二〕 舊記雜錄追録卷一八一

〔注三〕 鹿兒島縣屬島關係書類

〔注四〕 坂口徳太郎氏著奄美大島史 大島喜界兩島史料雜纂

〔注五・六〕 大島喜界兩島史料雜纂

第五章 教育の振興

置縣前の状態

置縣前の四年正月、藩は本學校、小學校、郷校の制を立て、學校の設立、教育の普及を圖り、七月の廢藩迄に既に本學校管轄下に小學四校、城下の郷校七校^{〔六〕}（^{十八日}現在）外城の郷校二三の設立をみたことは前編に於いて既に述べた。廢藩置縣の後、學制には變更なく、既定の方針によつていよゝゝ學校の増設、その内容の充實につとめたのである。

本學校

先づ本學校關係についてみるに、四年八月醫學校をその管轄下に屬し、舊醫學校生徒は醫學局並に小學第五校に收容せられた。十月三日、國學、漢學の兩學局が廢され、縣の學制は本學校、小學校、郷校の一本建に整理された。同月また藏版方を本學校管轄に移し、こゝに本學校は一般普通學のみならず、醫學教育及び出版のこと迄も統轄する學制の中心機關となつたのである。^{〔注一〕}

本學校の性質

本學校の性質について云へば、縣下の小學校及び郷校を管轄する教育行政の中心機關であると共に、小學校、郷校より一段上級の學校でもあつた。諸郷の郷校の指導監督のためには、小學監が時々巡回し、生徒の學力試験等にも臨

席した。郷校の洋算教師等も諸郷ではその人を得なかつたので、當初は本學校より二名以下の師員を三十日交代を以て派遣して教授に當り、又諸郷々校より三名の算術兼體操傳習生を選抜して本學校に入學せしめ、教師としての必要な教育を施したといふ。(注二)

本學校は和漢洋兼修の中等學校

英語教師シケ
ーベル

上級學校としての本學校は和漢洋三學兼修の中等程度の學校であつた。維新前の造士館の系統を引くものであるが、新しい時代の趨勢に應じて組織を改め、國學・洋學を併課して三學兼修の本學校となつたものである。尤も洋學と云つても語學と洋算の教授の域を出でなかつた様である。語學は英語と佛語で、英語教師には蘭人シケーペル(J. A. H. Schepel)を雇備した。四年十一月廿五日、同人を本學校教師に頼入に就いて、外人交際については朝廷より仰渡された趣旨に則り厚く待遇してゐることゆへ、聊かも無作法の事なき様、特に縣廳より縣下に布告してゐるのは、當時士民の間に未だ攘夷の氣風が全くは消滅してゐなかつたことを物語るものであらう。佛語教師としては蘭人コツプス(Hg. H. Coops Busgers)(注三)を雇入れたが、その初任の年時を明かにしない。兩人とも十年の擾亂勃發迄在任した。記録によればシケーペルは九年一月

佛語教師コツ
プス

本學校生徒と
教科

契約を更新して任期十年末迄の二年間、月給金三百七十五圓、職務は英學兼算術教師となつて居り、コツプスは雇期七年一月より十年末迄の四年間、月給二百五十圓、職務英佛獨語學教師と誌されてゐる。(注三)尤もこの頃は本學校の名は最早なく、准中學校と英語學校に分化してゐるのである。

本學校の生徒は中業生と呼び、その員數は創立後日なほ淺く、小學の課程を卒へた者が少なかつた故か、明治八年頃に於いて僅か廿名以内であつたといふ。教科書としては外國語の他に格物入門、瀛環史略等が使用された。(注四)

明治天皇の行
幸

なほ明治五年六月廿三日、明治天皇は本學校に行幸あらせられ、素讀講義算術・劍術・體操等の課業を御觀察、教師等に拜謁仰付けられた。この時縣下諸郷の郷校よりも教官・生徒の代表者が參集して奉迎した。

〔補説〕明治十年官省達所收の十年五月一日縣御用掛小野修一郎より内務少輔宛及び三月十日寺島外務卿宛外人教師等の引揚解雇に關する文書によれば、コツプスはオランダ人となつてゐるが、現に英人とも佛人とも傳へられてゐるやうである。外人引揚について交渉したのも英獨蘭の三國公使に對してなされ、佛國公使は關係しないやうであるから、公式の文書に従ひ蘭人とすべきであらう。

本學校の廢止については徵すべき史料をみないが、恐らく八年五月の學務

本學校の廢止

課の設立に伴つて廢止され、その教育行政の部門は新設の學務課に移り、學校部門は變則中學となつたのではないかと考へられる。

小學校と郷校
本學校直轄の藩校としての小學校

郷校の設立と地位

次に小學校と郷校との關係は、城下の小學校と郷校との間には別に系統關係はなかつたやうで、たゞ小學校は最初より本學校直轄の藩校として設立されたゞけに、郷校に比しては内容充實し、幾分程度の高いものであつたらしい。郷校については最初その制を立てた當時より、その内容についてほゞ一定の例規があつたであらうが、今これを詳にするを得ない。國學・漢學の初步に算術・體操等の新しい學課が併課され、従前の寺小屋乃至は若干の私領・外城にあつた漢學を主とした學館よりは一步進んだものであつたことは明瞭である。その設立及び維持は最初は各郷士族の共立により、或る程度の規模を備へて後、本學校管轄に屬したもので、本學校乃至は縣廳とは經營上の關係はなかつたのである。たゞ本學校より算術師員の派遣、諸郷選抜の算術師員の本學校での養成等は官費により施設された。設立の事情がかくの如くであるから、就學の生徒も殆んど士族の子弟に限られ、平民の子弟は舊態依然たる寺小屋の教育に委ねられてゐたのである。併し乍ら漸次平民の教育も普及に

就學の生徒は主として士族の子弟

漸次平民教育の普及

生徒にも俸祿を給す

置縣後郷校の増設

城下の郷校と外城の郷校

趣かんとする傾向は見えて居り、城下三町(西町・上町)の郷校が四年十一月を以て、それ第十三・十四・十五郷校に列したが、これはその所在地より見て町人の子弟をも收容したのではないかと考へられる。また加治木に於いて士族の子弟のために第七郷校、商人の子弟のために第八郷校が別々に設立されたが、これは地方としては特殊の事例に屬する。(注五)郷校の師員・助教は勿論、生徒にも當初は俸祿を給したやうで、例へば川邊郷校は五年八月外城第二十一郷校に列したが、次いで郡長田尻務より師員五石、助教一石八斗、生徒は一日二合宛の俸祿を與ふるやう達せられてゐる。(注六)

置縣直後の郷校の増設狀況をみるに、城下の郷校では四年十一月、吉野帶迫中別府郷校を合併して第十二郷校に列し、下町・上町・西田町の各郷校を夫々第十三・十四・十五郷校に列した。城下郷校はこれを以てほゞ飽和點に近くなつたと見え、この後はさしたる増加はない。諸郷では第十郷校(知)、第十六郷校(山崎)、第十八郷校(宮之)、第二十郷校(帖)等が四年創立と傳へられて居り、第二十一郷校(川邊)、第二十三郷校(喜)等は五年八月列格してゐるから、四年中に約二十の外城郷校が設立されたものと考へられる。(注七)外城の郷校は城下のそれとは別々に番

號を附せられ、城下の郷校は單に第何郷校と云ひ、諸郷のそれは外城第何郷校と呼ばれたが、後に外城の名は省かれた。以後郷校の増設は五、六兩年の間に最も盛んで、文部省第一年報によれば、六年度に於いて縣下の公立小學（小學校及び郷校）九十七、女校一と報告されてゐる。

都城縣の學制

小學校

女學校

なほ都城縣の學制をみるに、置縣直後の五年三月、學校掛の少屬小學頭學校造立掛等を任じて學校開設の準備を整へ、翌四月十一日より小學校を開いて士族の子弟七八歳より十八歳迄の生徒を收容した。小學校は鹿兒島縣に於ける本學校に相當するもので、同月中に更に小學館と改稱された。私領時代の明道館の系統を引くものである。小學校と共に女兒のために女學校が設立され、これも間もなく女學館と改稱された。都城の市内には第三郷校迄設立され、縣治下の大隅地方には垂水の第一郷校より、佐多の第十郷校に至る十校が設けられた。これらの多くは薩隅分縣以前に鹿兒島藩、或は舊鹿兒島縣の郷校として開校され、分縣となつたので校名を變更したものである。以後各地に郷校が増設され、校名の變更等もあつたが、間もなく廢縣となつたので大隅地方の諸郷校は再び鹿兒島縣所屬となり、校名も縣下の番號に附け替へ

られた。垂水郷校の如きも鹿兒島縣第五十七郷校となつた。同校は先に藩制時代外城第一郷校となり、都城縣管下に入つて同縣第一郷校と改稱され、今また鹿兒島縣第五十七郷校と改められたのである。〔注八〕

右の如く本縣では置縣前よりの方針に従つて着々學校の増設、教育の普及をみてゐたのであるが、政府の教育行政の確立、教育獎勵の諸政策の實施によつてこの傾向は更に拍車をかけられた。即ち中央に於いては四年七月文部省が設立され、翌五年七月勸學に關する被仰出書の布達があり、學問は士人以上の事としてゐた舊來の弊習を破り、男女士民の別なく學に就き、邑に不學の戸なく、家に不學の人なきやう諭し給ひ、更にその翌八月には學制の公布を見、九月には小學教則が發布された。これによつて全國一般の教育の制度が定められたのであるが、その要旨は全國を八大學區（後七大學區）に分ち、一大學區を三十二中學區に、一中學區を二百十小學區に分ち、全國に五萬三千七百六十の小學校の開設を期したもので、小學年限は六歳より十三歳迄の八ヶ年之を上下二等に分ち、尋常女兒村落貧人の各種小學が置かれることになつてゐる。即ちその内容は當時としては著しく理想的なもので、これ迄藩校と寺小屋とを

中央に於ける
教育行政の確立

變則小學校の認可

既設の郷校を變則小學校に充つ

變則小學校規則の頒布

以て僅に教育の機關としてゐた國內の實情とは餘りに懸絶して居り、直ちに之を全面的に實施することはもとより不可能であつた。従つて學制による正則の他に、變則の小學校を認めたとのである。

この學制によると本縣は五番大學區に屬し、管内六中學區(自第十九至第二十四)、千二百五十小學區に分れた。小學校については、本縣では既設の郷校がある程度進んだ内容をもつてゐたので、之を變則小學校に充て、著しい變改を加へることはなかつたが、八年六月に至つて變則小學校規則を頒ち、各郷校をして之に準據せしめた。全二十四條(後一條削除)より成り、之を生徒の事、學課の事、休業の事、授方の事の四章に分つてゐる。生徒に關しては十二ヶ條に互つて規定があるが、先づ第一條に「小學校郷校の儀は士民教育の爲め、設有之事」として、士族に限らず平民の子弟をも入學せしめることを明示したが、事實上は平民子弟の就學は稀であつた。入學は士民の子弟七八歳に達し、素讀、手習等をなすやうになつた者について、父兄近親より學區取締(或は戸長教員)に出願の上許される。修學の年限はなく、毎月試験をして等級(初級より三級に至る四等)を定めた。生徒の内優秀なる者に對し助教等を命ぜられた時は、異議なく奉命の義務があつた。その他

變則小學校の學課規定

出入進退、座席、校内清掃懲罰(職、徒、等)、貸與書籍器械の破損の辨償、缺席等について詳細な規則が定められた。學課の規定は左表の通りである。

課 級	初 級	一 級	二 級	三 級
讀 書	三字經・孝經 內國史略 四書	皇國地理 書經 蒙求	國史略・十八史略 元明史略・博物新編 英佛獨ノ内綴字習字 英佛獨ノ内單語暗記	三史略大意講解 英佛獨ノ内、會話・書 取・文典
手 習	いろは・片假名・數字 名頭國盡・往來物	私用文章 公用文章	設題 私用文章	設題 公用文章
數 學		數字命位・加減乘除 度量權衡 諸等分數小數	比例式全部	開平・開立 雜算・復習 算盤用法
聽講 聞釋	小學 (日曜朝)			

前記四級の科目を日々の日課に編成することは學區取締の指示によつた。また第三級生の内學術の進歩著しく、課程以上に進んだ者には論孟の輪講、理

教授方

學書の會講、數學では級數對表の用法等を教授することになつてゐる。休業は日曜祭日(孝明天皇祭、紀元節、神武天皇祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭、招魂祭)の他、冬休、夏休があつた。教授方に關する章では學區取締及び教師(教授師、員等)について種々の規定が定められてゐる。教師は學區取締の指揮の下に受持學課の教授に當るのである。後に改正して、實際に當つては學區取締の任務は戸長又は教員が代行することゝなつた。(注九)

學務課の新設と學校教育の發展

前記の如く詳細な變則小學校規則が定められ、縣下郷校の依據すべき一定の基準が立てられたが、これと前後して教育行政の機構の上にも變更があつて、學校教育は更に飛躍的な發展を遂げる素地がつくられたのである。即ち縣治條例の改正によつて新たに學務課が設けられることゝなつたので、本縣では八年四月廿九日より之を開設した。次いで同課は建設早々追々吏員を派出し、教員及び生徒の勤惰等を検査し、未だ學校の設立なき郷々に對しては設立を督促した。(注一〇) 學務課は九年四月より第五課と改稱した。また文部省學則による學區取締はこれまで區長の兼勤であつたが、九年四月六日付之を專任とすることを達し、猶ほまた學區取締事務章程十七條を頒布し、所管内一切

學區取締

正則施行の素地成る

の教育行政に關する權限、任務を明かにした。(注一一) かく變則小學校規則の制定による變則制の整頓、學務課の開設による學校行政の確立は、即ち學制による正則施行の素地がある程度整へられたことを意味する。先づ八年七月十三日、縣は「諸郷々校之儀、初級一級生、文部省正則に基き教を施し候條、此旨相達候事」と達し、着手の方法等は學務課員を派出して指示することゝし、次いで同年十二月には正則施行を縣下に布達した。(注一二)

正則施行の布達
小學正則講習所の設立

鹿兒島師範學校と改稱す
校長島津珍彦

正則教授のための教員養成機關としては、明時館趾に小學正則講習所を設立した。生徒には官費と自費(授業料、月三錢)との別があり、諸郷よりは滿十六歳乃至四十五歳の者を一二名宛選抜の上、八年九月參集を命じ、讀物(國史略、十八史略、輿地史略、物理階梯)、作文、算術について試験の上、入學を許した。小學正則講習所は九年三月廿三日學務課布告を以て鹿兒島師範學校と改稱の旨達せられた。次いで六月師範學校掛監事宮内勝海、岩山武二、校長島津珍彦の名を以て傳習生七十二名の募集を縣下に公告し、縣令達を以て各郷より滿十八歳乃至四十歳の略、學力ある者兩名宛を選出せしめ、試験の上、師範學校に傳習生として收容し、正則の教育を行つた。(注一三) また女教員養成のためには男子の正則講習所と前後して東千

小學正則女子
講習所
鹿兒島女子師
範學校

石町天文館跡に小學正則女子講習所を設立し、男子の場合と同様女子師範學校と改稱し、九年十月廿五日開校式を擧げた。校長は同じく島津珍彦で、幹事として友野長祥が之に任じた。^{〔注一四〕}

漸次正則小學
校と改む

かくして正則講習所（師範學校）に於いて郷校教員の正則による再教育が出来たので、漸次市内の小學校及び各地の郷校に正則を施行し、第何郷校の校名を變更して地名を冠せしめ、九年中にはほゞ縣下一般に正則小學校の普及をみたのである。鹿兒島市内の小學第一校が九年三月十七日より正則に移り、鶴嶺小學と改稱した如きはその早期に屬するものである。十年戰亂の直前には市内の正則小學は山下平松原八幡中洲田上武日枝太平高嶺若宮長谷原錦江孝江鶴嶺滑川鶴尾廣小路の男子十九校と女學第一校乃至第八校の女子八校、計二十七校に達してゐる。^{〔注一五〕}

十年の戰亂直
前鹿兒島市内
の正則小學

諸郷校も次
第に正則に改
む

郷校が正則に移る場合は師員の正則講習卒業を以て認可されたもの、やうで、例へば阿久根の第三十一郷校は師員一名小學正則卒業につき、正則開業方を學區取締より第五課に申請し、同課員検査の上、九年六月十七日付正則開業を認可され、阿久根小學と改稱されたのである。^{〔注一六〕}もとより正則開業は右の

正則變則相並
行して存す
正則小學校則
の制定

如き所要の條件を具備して始めて認可されたので、縣下一齊に正則に移行したのではなく、一時は正則變則相混じて存在した。なほ縣は九年四月八日正則小學校則を定め達し、十二月之を改正した。^{〔注一七〕}また正則施行と共に學齡兒全部の就學を期し、九年五月先づ鹿兒島市内の戸長に對して滿六歳乃至十四歳の者はつとめて就學せしむるやう達し、學齡外にても正則懇望の者には入學を許すやう指示した。但し僻遠村落校はこの限りには非ずとして居り、漸を以て進む方針であつたのである。^{〔注一八〕}

女子教育

次に女子教育については、先づ四年十月私立學校女子學校の設立を許して獎勵したが、^{〔注一九〕}この時迄は公私とも女子學校の設はなかつたのである。明治六年文部省第一年報に女校一と報告されてゐるから、この時迄に漸く一校の設立をみたことがわかるが、十年戰亂直前には市内のみにて八校に増加してゐる。諸郷に於いては垂水宮之城等の郷校では女子校が附設されてゐるが、一般には獨立の女子校はもとより、女子校の附設すらなかつたものと考へられる。九年正則制の施行と共に各小學校とも女生徒を募集し、こゝに始めて女子教育實施の緒に就いたのである。九年現在に於ける縣當局の文部省への

報告では、舊宮崎縣を含んで縣下の女子校獨立廿六校となつてゐる。(注二〇)

中等教育の機關としては、本學校がほゞ中學程度の學校であつたことは先に述べた通りである。六年度文部省第一年報に私立中學一、教員八人、生徒百人と報告されてゐるのは同校のことであらう。私立中學とあるが、實質的には縣立同様で、たゞ六年春より官費を廢し、縣の特殊會社の存在であつた保護會社の經營に移つてゐるので、この經費の關係等で私立と届けられたものであらう。七年以後は公立中學と届けられてゐる。本學校廢止の年月は明瞭でないが、八年四月の學務課設置と共に同校は廢止となり、教育行政の部門は學務課に移り、學校部門は變則中學校となつたものと推定される。(補説)

〔補説〕 阿久根第三十一郷校の記録たる廻章及び川邊學校日誌によれば、八年四月、五月頃迄は本學校の名が出てゐるから、本學校の廢止は同年四月末の學務課新設と同時に、その前後と推定されるのである。

變則中學校の主幹者は貴島平八で、語學教師シケーベル、ゴツプス等の外人教師は、十年引揚の際の文書によれば、貴島平八の私雇となつてゐる。(注二一) 即ち同校も名義は私立中學で、外人教師は本學校より引つゞき勤務してゐたことが知られる。なほ同校には變則小學校をも附設したやうである。

變則中小學校は九年八月廿六日廢止となり、更に同日付を以て文部省成規に基き英語學校並に准中學校の設立が達せられた。變則中學校生徒の内、學齡内の者は附屬小學校山下小學校に收容し、學齡外學術優秀の者は、試験の上新設の英語學校准中學校又は師範學校に入學せしめたのである。准中學校には佛獨學專問序が開設され、變則中小學校に於いて佛獨學を專攻した生徒を收容した。(注二二) 即ち變則中學校を二分して一は英學專攻の英語學校となり、一は佛獨學其他を專攻する准中學校となつたのである。兩校とも設立後日ならずして丁丑戰亂のために廢校の止むなきに至り、鎮定後、鹿兒島學校、鹿兒島中學校として復活した。

以上の諸校、何れも藩政時代の造士館開成所の系統を引くものであり、後の縣立中學造士館、第七高等學校造士館の起源である。次に學校の經費支辨の方途についてみるに、郷校は最初その土地士族の共立として建てられ、諸郷に在つては郷附屬の廢寺高所、軍役高の收納等を以て經營の資に充てゝゐたやうである。しかし所軍役高の少高のところも、無いところもあり、置縣後は個人に拂下等のこともあつて、安定したものではなかつた。

學校費に充當
するため官林
拂下

つた。しかるに六年二月(五年秋とも)より士族の出米八升一合米を學校資本並に窮士救助費として郷々に下附せられることになつたので、こゝに始めて學校費の安定をみたのである。ところが七年度より祿税が賦課され、八升一合米より支出することとなり、學校費に充當すべき分はそれだけ減少したので、七年六月大山縣令は第一支廳に、各郷内官林の他、協力山の杉松の伐採、土地開墾等適宜の方法を樹つるやう正副戸長に諭告すべしと指示してゐる。(注三三)恐らくこの林地の拂下は全縣下に互つて行はれたらしく、例へば喜入郷では八年十一月林野の拂下を受け、殖林開墾を行ひ、學校財産とした。(注三四)又十二年九月岩村縣令より、前縣令在職中、開拓或は學校資本等の名義を以て、水源涵養、土砂扞止、風潮防止等に保存の要ある山林や、神社境内地、私有地迄も拂下げてゐるものが多いので、許可のみにて引渡未済の分については許可を取消したき旨内務卿に上申してゐるによつても、林地の拂下が廣く全縣下に互つて行はれたことが知られるのである。(注三五)

學校資金とし
て島津家より
賞典祿五萬石
寄附

同じく六年度よりは更に島津家より年々賞典祿五萬石を縣下學校資金として寄附されることとなつたので、學校經營の基礎はいよいよ鞏固となつた。

文部省委託金
の分配

島津忠義は、先に維新の偉勳により賞典祿十萬石下賜の恩命を拜し、再三拜辭したが御裁可なく、廢藩後五萬石を分つて父久光に分家を命ぜられたが、猶ほ五萬石の賞典を下賜されてゐた。藩知事として在職中、學校建設に着手したが、早々にして廢藩となり、業の中途にして廢れんことを慮り、六年六月十四日付、賞典五萬石を同年より十年迄五年間鹿兒島縣下學校資金として寄附の事を東京府知事に申出で、之を許可されたのである。よつて忠義は從來學校建設の趣旨を失はず、文部省學制に基き、縣下士民の教導一層行届くやう縣權令大山綱良に依頼したので、縣は八月十二日この旨廣く縣内に布告した。この島津家の寄附金は保護會社の存續中は同社を通じて師範學校、中等學校以下縣下一般の學校費として寄附されたものゝやうである。(注三六) ついでは文部省委託金の分配があつた。委託金の制度は、學制の原則によれば、學校は民費(授業料)により經營さるべきものであつたが、事實上民費のみを以てしては學校の増設維持、教育の普及は望まれぬ状態であつたので、民費補助として創設されたものである。本縣では八年五月、同年度上半期分を人口一人に付九厘の割を以て諸郷に分配したのを初めとする。委託金の費途に

については、縣よりは資金永久の用途を立て、尋常容易の事に使用すべからずとのみ指示され、實際の運用は諸郷の適宜に委ねられた。阿久根川邊の如きは郷内に貸付け、利子を以て諸品購入費等に充てゝゐる。なほ委託金の制度は十三年度迄繼續した。^{〔註二七〕}

教育の普及發達

最後に教育の普及發達の全貌を數字によつて示すと左の如くである。^{〔註二八〕}

學齡内就學率	人口百中就學率		小學校		學齡人員	總人口	明治十年		
	合計	學齡外	公立	公共			鹿兒島縣	宮崎縣	明治十年
一・六一%	一三、〇六六	九、六〇五	九八	九八	八一〇、八三三	八二一、三五二	三八八、五〇八	一一〇九、一七三	
三・五四%	二九、〇八一	一九、二二〇	九九	九九	一四〇、八八七	一四〇、八八七	五八、九三四	二〇一、二一一	
五・七五%	二二、三四二	二〇、九六七	三七二	三七二	三七八、五〇八	三七八、五〇八	二〇一、二一一	二〇一、二一一	
四・四五%	五三、八四一	四六、一五〇	二五	二五	六九二	六九二	二五	二五	
二・九四%	四・四五%	二・九四%	二・九四%	二・九四%	二・九四%	二・九四%	二・九四%	二・九四%	

七年の數字は前年と變らざり、九年の數字は不完全に付採用せず。

明治十年學齡就學率

十年の禍亂と教育

人口百中就學率四・四五%

即ち數年の間に顯著な發展を示してゐるが、特に十年度に於ける躍進は前年の宮崎縣併合に負ふところ大きいことが知られる。舊宮崎縣の學事振興は舊鹿兒島縣に比して更に熱心であつたため、明治十年の縣報告によれば、同年の學齡人員に對する學齡内就學率は薩摩十八%、大隅十九%、諸島十四%に對し、日向は三十四%に達したといふ。薩隅の低率については丁丑の亂の影響も考へられるが、十年末には殆んど學校は復興して居り、戰亂により著しく低下したといふことはないのである。なほ全國の水準に比較すれば、十年度の人口百中就學率は本縣の四・四五%に比し、全國平均は六・四九%であり、本縣は青森和歌山に次ぐ低率である。學齡内就學率より見れば全國三九・八七%、本縣二二・九四%であり、最低青森に次ぐ下位第二位に在る。即ちこの期間に於ける本縣教育の發達は、置縣前の状態に比すれば相當目覺ましいものである。つたが、全國一般の躍進に比すればなほ著しく遅れてゐたことが知られるのである。これは結局、十年頃迄の本縣の教育普及の目標が主として士族に向けられ、學校の設立も多くは廣い郷内に麓の地のみに限られ、平民教育は比較的閑視されたことに外ならない。

- 〔注一〕 舊記雜錄追録卷一七九
- 〔注二〕 廻章 川邊村郷土誌 喜入村郷土史
- 〔注三〕 舊記雜錄追録卷一八〇 明治十年鹿兒島縣史中
- 〔注四〕 玉利喜造氏稿、過去五十年間鹿兒島教育界の回顧(鹿兒島教育第二四一號)
- 〔注五〕 郷譽沿革及先賢事蹟
- 〔注六〕 川邊學校日誌
- 〔注七〕 舊記雜錄追録卷一八〇 知覽郷土史實調査資料第二集 山崎村郷土誌 宮之城郷土誌 帖佐村郷土誌 川邊村郷土誌 喜入村郷土史
- 〔注八〕 昔の都城教育に關する談話集 垂水村郷土誌
- 〔注九〕 川邊村郷土誌・阿久根町郷土誌等所載
- 〔注一〇〕 廻章 川邊學校日誌
- 〔注一一〕 學區取締事務章程
- 〔注一二〕 廻章 川邊學校日誌

- 〔注一三〕 廻章 川邊學校日誌
- 〔注一四〕 女師校創立三十週年記念誌
- 〔注一五〕 鹿兒島島津邸日誌 明治十年鹿兒島縣史中
- 〔注一六〕 廻章
- 〔注一七〕 垂水村郷土誌
- 〔注一八〕 舊記雜錄追録卷一八一
- 〔注一九〕 舊記雜錄追録卷一七九
- 〔注二〇〕 垂水村郷土誌 宮之城郷土誌 明治十年鹿兒島縣日誌
- 〔注二一〕 明治十年官省達
- 〔注二二〕 廻章
- 〔注二三〕 樋脇村史前篇 蒲生士族共有社基源
- 〔注二四〕 喜入村郷土史
- 〔注二五〕 縣廳記錄
- 〔注二六〕 舊記雜錄追録卷一八一 川邊村郷土誌
- 〔注二七〕 廻章 川邊學校日誌 喜入村郷土史
- 〔注二八〕 文部省第一・第三・第五年報

第六章

勸業及び其他の施設

開墾獎勵

置縣後の諸産業の振興其他一般縣政を概觀するに、先づ農業關係では新田開發は藩政時代以來の傳統的な政策で、置縣後も變るところない。四年十二月、當時官商解除のため失職した者もあつたので、それらの救済のために、遠近の差別なく山野曠原の開墾を許し、二十年間無税の條件を附して之を獎勵した。^{〔注一〕} 谷山帖佐・加治木・今和泉等の新田又は鹽田の開拓は、その着手が藩政中にあるので前編に記述したが、置縣後も事業を繼續し、ほゞ十年前後に完成したのである。又西郷隆盛が退官後鹿兒島市外吉野原に開墾事業を始め、定職を失つた縣下士族に範を示したことも注意すべきことであらう。また縣は養蠶獎勵のため明治八年上州人畑中源左衛門を雇入れ、製茶の振興のため同じ頃、靜岡縣人數名を雇傭した。特に製茶については九年縣令上京の時、勸業頭松方正義とアメリカ向輸出のことを約定し、十年度より縣に勸業局を置くことに決定してゐたといふ。^{〔注二〕}

十年亂中英佛蘭三國公使の斡旋により、英艦に便乗して三月一日長崎に引

吉野原開墾

養蠶と製茶の獎勵

水理工師チツ
アレンスト
センと職工長

揚げた在留外人の中に、語學教師シケーベル及びゴツプスの他に、縣雇和蘭人水理工師ア・チツセン(A. Thissen)職工長デ・アルンスト(D. Arns)の兩名の名が見える。チツセンは内務省土木寮雇の技師であつたが、明治八年大山縣令が上京の際、高山波見村波止場の工事監督のため來縣を求めたので、同寮より出張の形式で來縣し、九年二月一日、縣令と三年間、月給六百圓の條件を以て、雇傭契約を結び、縣下の工業開發に關する一切の諸事を擔當することになつた。なほ土木寮との契約が切れず、形式上同寮雇であつたが、同年十二月より完全に本縣雇となつたのである。縣令との契約の文中「工業局の諸費及び器械等は縣廳の費たるべし」とあり、工業に關する一の部局を設け、その指導をチツセンに委嘱する計畫であつたことが知られる。計畫がどの程度迄實施されたかは不明であるが、ともかくこれによつて大山縣令が相當の抱負を以て縣下の工業開發の爲めに施設する所あらんとしたことが窺はれるのである。職工長アルンストはチツセンに附屬し、その雇期九年五月より一年間、月給金百圓となつてゐた。

大山縣令の抱負

商業關係の諸會社

商業關係では專賣法の解除によつて縣の藩政時代以來の專賣事業と之に

特色ある殖産興業策

附屬する増産獎勵の事業とを、新設の特殊會社に移管せしめたことは既に述べた。以來殖産興業のことは直接縣廳からではなく、主としてこれら諸會社を通じて爲されたことはこの期の一特色である。茶生糸砂糖等の生産獎勵、賣買のためには、先に述べた如く國產會社、養蠶會社、大島商社が設立されたが、國產會社は舊藩の窮士救助の爲めの貸附事業を繼承した保護會社と共に六年七月頃廢止され、新設の生産會社に統合されたと考へられる。

生産會社

生産會社は六年七月、税所竹兵衛他數名の名義を以て縣廳に設立許可を願出でたもので、縣は同月中本縣の遅れた産業の開發上有益なりと副申してその許可方を大藏省に申請し、八月廿八日付同省より定款一部改正の上開業を許された。定款によれば同社は縣下の物産増殖とその縣外移出を目的とし、鹿兒島に本社を置き、東京、大阪、長崎に出張所を設けるが、獨占を避け、在來の間屋仲間等を抑壓せず、自發的に會社に加入せしめるやうにした。株金は一株二百圓とし、一人にて幾株も加入出來、利益金は毎半期株高に應じて配當し、社長、副長等の役員は社中の選舉により、春秋兩度に總會を開き各種の事務を討議した。結社の期限は五年を二期としたが、大藏省より十年と改正すべく命

せられた。會社事業の内容は樟腦硫黃の製造及び販賣、陶器茶の生産獎勵及び輸出、牛馬枯骨干糟等の肥料を購入し、縣内農家に販賣すること、その他一切の商品の賣買で、茶園及び樟樹の栽培については希望者に資金の前貸しをすることになつてゐた。〔註四〕

右の如く定款によれば、同社は、先の國產會社養蠶會社等が名義は會社であつても、事實は縣廳經營の事業であつたと思はれるのに對し、純然たる株式組織の商事會社の形式を採つたが、事實は同社は島津家の出資により成立し、島津家より權令大山綱良に經營の監督を委託したものであつた。即ち六年九月付大山權令の諭告に、同社は兩島津家が藩政中琉球諸島產物砂糖交易、其他諸種の生産事業を經營して得た積金を以て興されたもので、本來役人は商業に關係すべからざることであるが、普通の「寄合金のみを以て結社したるものと違ひ、畢竟御兩家非常の費用を補ひ、許多の學校を助益し、窮士民を救ん爲の商社」であり、特に兩家より縣令に對し依頼のあつた事であるから、關係する者はこの點に鑑み、勉勵すべしとあるを以て、その成立の事情を知るべきであらう。〔註五〕 又同社の後身たる承惠社代表より十年五月當局への上申によるも、舊

藩制代屯金を以、舊知事より生産會社建置候處、家政向少人數に而雇衆候處より、學校費用并窮士救助之爲大山綱良へ依頼とあり、生産會社が島津家の出資により、經營については縣令の監督を受け、縣廳と深い關係のあつたことは明かである。なほ同社は定款には明示されていないが、舊保護會社の業務を繼承し、家祿米引當の貸附事業をも營んだやうである。かくの如く生産會社はかなり遠大な抱負を以て、惠まれた條件の下に開業したのであるが、事實は貸附金の回収思はしからず、業績振はず、創立三年後の九年秋解散し、以後承惠社として繼承され、貸附業務を專とするに至つた。〔註六〕 即ち舊藩專賣仕法の系統を引いた國產養蠶生産の諸會社とも、何れも營業不振で、僅々二三年の短期間に解散して居り、充分の成果を挙げたとは云ひ難い。

金融關係では、舊藩の諸座諸方よりの所謂救助貸附の業務等を繼承して、置縣前後保護會社なるものが設立された。名の如く士族保護を表向の目的とした金融機關で、士族の高所務米手形を抵當として金融を行つた。六年正月公告の規定によれば、眞米手形一石に付代錢百貫文づゝ、一割利付を以て貸出すのである。勿論他に一般金融業務も營んだと思はれ、沖永良部誌等によれ

ば、三島以外の屬島への物品積下等の事業も營んだやうである。また六年三月縣達によれば、本學校、小學校等の學校經費は同社の支出するところとなつた。國產會社、養蠶會社と同一性質の特殊會社であつたが、六年七月解散し、業務は生産會社に吸収されたと思はれる。^(注七)

生産會社解散の後を承けて承惠社が設立され、九年十月十七日大藏省より開業を認可された。之は生産會社が貸附金回収不能に陥つたので、士族救助學校設立等の條件を以て島津家より縣令に一切の業務を讓渡され、社名を改めて承惠社となつたものである。先に窮士に對する救助米家祿として制定された六石の家祿を抵當として貸附業務を營むを主とし、貸附の規則は一石に付二十圓宛月一分利付で、十年頃の貸出總額八萬圓程であつた。他に一般市民にも米、砂糖等の商品を抵當として貸附を行つてゐた。十年戰亂中大書記官田畑常秋の依囑により、撫育會社と協同して證券約四萬圓を發行し、現金を吸収して西郷方の軍資として提供したが、亂後休業して證券引換を行ひ、十二年再開して南通社と改め、翌年島津家に買収され、十七年閉店した。^(注八) 撫育會社は承惠社と同じく八萬圓程の資本を持ち、物品抵當の貸附業務を營んでゐた。^(注九)

承惠社

證券を發行し西郷方に軍資を提供す

撫育會社

第五國立銀行支店の開設

交通關係の諸會社
人力車の増加

陸運會社

郵便事業

保護、承惠、撫育の三社は士族の家祿抵當貸出、又は質屋的な業務を營む特權の機關であつたが、一般的な金融機關としては六年十二月第五國立銀行鹿兒島支店が開業した。本店は六年九月大阪に開業され、九年東京に移つたものである。資本金總額三十萬圓の内、大阪支店八萬圓、鹿兒島支店五萬圓とあり、資本金は主として島津家の出資である。十一年九月十五日現在の定期預金三萬五千八百十二圓餘、當座預金三千九百三十四圓餘である。^(注一〇) 交通關係では運送會社とか陸運會社とかの會社の名が見えてゐる。六年二月、人力車が段々増加して來たところ、夜中無提燈又は不當の賃錢要求等のことがあつたので、統制の爲め運送會社の支配に屬するやう命せられてゐる。又七年一月には當時建設の陸運會社が民間の疾苦一方ならずとの理由にて至急廢止を命せられ、新會社建設迄人馬繼立は舊驛遞所にて相對賃錢を以て取極めるやう達せられた。^(注一一)

我が國郵便の開通は、明治四年の初め東京・大阪間に設定せられたのを嚆矢とするが、五年六月太政官は來る七月朔日より北海道の一部を除く、他、國內一般諸街道脇往還共、縣廳所在地は勿論、港津方驛等公私の要事繁多の地は毎

日、隔日、或は月五六度づゝ往復の郵便を開き、道筋近傍の市在へも夫々往復すべきことを布告した。こゝに於いて全國主要地への郵便路線が開かれることになつたが、本縣では七月先づ市内下大黒町篠原次右衛門方に郵便取扱所を設け、毎月六度宛郵便を往復することとした。（注二二）

ついで驛遞寮役人縣下に出張し、郵便開通事務に當つたが、七年一月に至つていよいよ、縣下主要の道路に沿ひ郵便開通のことが發表され、縣下郵便普及の緒についたのである。即ち二月一日より市内外並に近在諸村は毎日朝夕兩度往復となり、各所に郵便切手賣下所を置き、郵税は市内往復書狀の例に倣ひ、定税の半減（二匁以下一錢四匁以下二錢六匁以下三錢）とし、別配達（速）は二錢の増税と定められた。谷山・伊作郡山・横川四街道の郵便はこの時迄縣許役所より二・五・八の日（月）差立であつたが、同じく二月一日よりは隔日差立と改められた。大隅地方への郵便往復は二月十五日より毎月九回の割を以て開始し、その方法は鹿屋麓町の取扱所を大隅半島集配の中心とし、内之浦佐多市成等の取扱所より郵便物を集めて福山に遞送し、それより鹿兒島の本役所に送るのである。國分の濱之市より飯野筋の郵便取扱も同じく二月十五日より月々九回にて開始される

鹿兒島郵便取扱所の設置
驛遞寮役人出張して郵便開通事務に當る
縣下郵便の普及

各地の郵便開通の状況

司法
聽訟課

ことゝなつた。郵便切手賣下所は各郷一ヶ所づゝ設けられた。なほ各町村の郷土誌等によるに、縣下各地の郵便局にして七年十二月十六日創立（郵便取扱所として）と傳へられるものが多い。鹿屋・鶴田内之浦・東襲山・串良・宮之城・垂水等がそれである。即ちこの時に縣下の郵便事業がある段階的な發展を遂げたことが推知される。前記の七年一月の縣布告によれば、大隅半島地方の郵便取扱は同年二月より開かれることになつて居るが、鹿屋内之浦等の郵便取扱所の設置が十二月と傳へられてゐるところをみると、實際の開通は縣の豫告より若干遅れたのかも知れない。何れにしても七年中に縣下の郵便事業は相當普及發達を遂げたといふことが出来る。大島の如きも六年中に名瀬に郵便局を開き、八年七月西方・笠利方等に郵便遞を置いた。（注二四）置縣當時は未だ行政司法の分離はなく、縣廳分課の一として聽訟課が置かれ、警察・裁判・行刑の事に當つてゐた。政府はもとより三權分立の大方針の下に漸次司法行政の分離を期し、五年八月各裁判所事務章程及び明法寮職制章程を假定し、各府縣に府縣裁判所及び區裁判所を置くこととし、六年四月各府縣裁判所及び區裁判所の職制を定めた。而して八年五月府縣裁判所事務章

程を定め、未だ裁判所の設立なき縣に於いては地方官をして判事の職を兼ねしむる事とした。かくて五年以後順次全国各地に裁判所が開設されたが、本縣では開設されずに漸く八年六月五日付を以て縣令大山綱良を五等判事、權參事田畑常秋を七等判事に兼任し、同年十二月政府は鹿兒島裁判所の開設を布告して、縣官の判事兼任を解いた。かくて鹿兒島裁判所は九年四月十七日開廳の運となつたが、廳舎は縣廳内舊聽訟課に置かれ、これと共に縣の聽訟課は閉鎖されたのである。〔注一五〕

縣の警察事務は初め聽訟課が之を掌り、九年四月以後は第四課がこれに代つた。〔補設〕市内の警察については六年九月廿九日付、廳下に取締組を設け、一大區〔市内三〕毎に屯所一ヶ所を置き、取締の詰所とし、時々市中を巡邏せしめた。八年三月政府は行政警察規則を定め、捕亡吏、取締組番人等の名稱を廢し、邏卒と改稱するやう命じたので、本縣でも四月九日付を以て取締捕亡を改め邏卒とした。この時また市内警察の組織を改め、警察局を舊客屋に設立し、三町取締所を廢して第一警察出張所〔町下〕、第二警察出張所〔町上〕、第三警察出張所〔町西田〕を置いた。〔注一六〕

縣官の裁判官兼任
鹿兒島裁判所の開設

警察行政
取締組

警察局の開設

鹿兒島警察署

警部巡查に私學校徒多し

消防施設

衛生行政

醫院

ウイリアム・ウイリス

醫院の盛況

〔補設〕縣治一般の規則によれば、八年四月頃警察課が設置されたが、〔注一七〕では設置の布達をみない。いまだ裁判所の開設なく、聽訟課が存続してゐたので、別に警察課を設けなかつたのであらう。

八年十二月頃また警察の制を改め、邏卒を廢して各等警部、巡查を置いた。警察局は鹿兒島警察署となり、その分署が市内の要處に開設された。しかも當時警部、巡查には區戸長の場合と同様、私學校と關係ある者が多く採用された。例へば第四課長は一等警部中島健彦、鹿兒島警察署長は三等警部野村忍介であり、縣の警察系統は私學校徒を以て固められた觀があつた。〔注一七〕

なほ市内の消防施設としては、七年十月頃廳下三町に火防手を募集し、區長役所前に火見臺を建設してゐる。〔注一八〕

醫學校は四年八月本學校の管轄に入り、醫學局と改稱されたが、その後醫學校、病院の兩者を一括して醫院と呼ばれるやうになつたやうである。醫院は縣下の醫學教育及び治療衛生の中心機關であつた。ウイリス(William Willis)は明治八年より九年にかけて一時故郷の英國に歸國したが、その出發に臨んで八年三月大山縣令に贈つた書によれば、その授業の法は一日は醫術の理論を講述し、次日は其の論説を實地に施行し、生徒の教育と患者の治療を並び行つ

各地に支病院を設く
醫師の養成と
醫療の普及に
力む

た、その時迄に外來及び入院病者の總數已に一萬五千餘名に及び、往診を加へた者も數千人に達する、當時教場並に病院へ出席する學生百五十名、その中隣近の各縣及び各島より來る者も少くなかつた、他縣の病院より醫員を招聘して來るものあり、また卒業生にして海軍々醫寮の高官に任せられた者も少ないと。以て醫院の盛況を推知するに足る。ウイリスは九年春再び鹿兒島に來り、改めて九年五月より三年間の契約を結び、月給六百圓を給せられた。^(注一九)また八年二月頃には隈之城・垂水・知覽・栗野の各地に支病院が建設され、九年十一月には大島・名瀬にも支病院が開かれた。^(注二〇)支病院建設に引續き、縣は九年五月諸郷の醫術未だ開けず、凡醫診療に昧く、藥方を誤り人命を損害するは勿論、中には全く醫事を解せざる者が醫師の名を僞るもあり、種々弊害少からずとして、縣下の醫術一新のため、各郷より醫學生徒三名宛、年齢二十歳乃至三十歳現に醫術營業の者は勿論、素養なきも醫術に志望ある者を選抜し、郷費を以て醫院に入學せしめ、三年間修業の後合格者には免狀を與へ、その郷にて醫術の開業を許すこととし、廣く縣下諸郷の區戸長に諭達した。間もなく丁丑の役の混亂によつて諸郷醫師養成のこの舉は完了されなかつたであらうが、以

カルル・クラ
ムル

救療事業

衛生に關する
ウイリスの意
見

種痘

て當時縣當局の醫療の普及發達に對する關心の深さを知ることが出来る。醫院外人教師には、ウイリスの他に獨逸人カルル・クラムル(Carl Kramer)がゐた。同人は植物學及び醫學豫備科教師で、契約は九年九月より二年間、月給二百圓となつてゐるが、^(注二二)丁丑戰亂の勃發により、ウイリスと共に十年三月鹿兒島を引揚げたのである。

赤貧者に對する救療としては、五年五月、病院藥料納付規則を改めた際にも、極貧者には戸長の申請により施藥を許すことが見えてゐるが、八年六月に至つて醫院内に假救療所を建設し、極貧の難病者十名を限り入院を許した。^(注二三)一般衛生に關しては、前掲ウイリスの書によれば、人民一體の進歩によつて赴任以來の五ヶ年間、鹿兒島に許多重要なる改革が行はれたとあり、その事例として生牛肉・牛乳が食用に供せられるやうになつたこと、二階建築が多くなつたこと、市中繁華のところの街路が清潔になつたことを挙げ、今後早急に着手すべき事項として、市街に良水を多饒に給與し、街渠を清潔にすることを傳染病豫防上緊要なることとし、勸告してゐる。

種痘は早くより試行されて居り、置縣前の四年春には種痘醫師三名に道之

島渡海を命じ、島嶼部に迄種痘を實施する程になつてゐた。^{〔注二四〕} 置縣後暫くは種痘會社によつて種痘を實施してゐたが、八年四月之を廢し、病院に種痘課を設置し、七年十月文部省布達の趣旨に照準して種痘掛の醫員には免許狀を附與することとし、市中の戸長に對し、區内の出生後七十日以上の幼兒を洩れなく取調べの上、種痘課に報告するやう命じた。極貧者には料金を免せられた。^{〔注二五〕} かくの如く本縣の醫事衛生行政は、漸くその緒につき、漸次發達の方角に向ひつゝあつたことが知られるのである。

縣の財政についてみるに、五年十月縣參事より大藏大輔宛報告によれば、四年中の舊鹿兒島縣の歳入左の如くである。

明治四年舊鹿兒島縣歳入

- 縣の歳入
- 舊鹿兒島縣(舊薩藩全領域)
- 一米 二五三、三〇八・七四六^石
- 内 一五四、一五五・五〇六^石
- 九一、一五三・二四〇^石
- 一大豆 二、〇四五・三一三^兩
- 一金 三五九、〇九一・一^兩

全收納
縣收納
士族世祿

島々砂糖代
琉球出米代

粟代
雜料

ところが四年十一月舊鹿兒島縣は新たに鹿兒島都城兩縣に分割され、一部は美々津縣に屬したので、前記の歳入は左の如く三縣に分けられた。

明治四年新鹿兒島縣歳入

- 鹿兒島縣(全歲入)
- 一米 一四一、三四四・三五九^石
- 内 八四、六五一・二八一^石
- 五六、六九三・〇七八^石
- 一大豆 九四二・〇四三^兩
- 一金 三二七、三〇九・一^兩
- 内 二五五、〇一七^兩
- 二四、三三六・二^兩
- 四二、八七三・三^兩

全收納
縣收納
士族世祿
島々砂糖代
琉球出米代
粟代

五〇八二兩

八四八

都城縣(舊鹿兒島縣に屬せし部分よりの歳入)

一米 一〇四、二九九、五四三_石

全收納

内 六三、七三九、三二四_石

縣收納

四〇、五六〇、二一九_石

士族世祿

一大豆 一、〇一九、二三五_石

一金 二九、五五三_兩

粟代

美々津縣(舊鹿兒島縣に屬せし部分よりの歳入)

一米 七、六六四、八四四_石

全收納

内 五、七六四、六〇一_石

縣收納

一、九〇〇、二四三_石

士族世祿

一大豆 八四、〇三五_石

一金 二、二二九_兩

粟代

同じく明治五年度鹿兒島縣歳入見積は次の通りである。

一米 一二五、六七〇、二五五_石

一大豆 一、二五九、四二〇、四三二_石

一金 一六七、九五二、〇二二_兩

琉球並島々石代

内 九三、四七四、二二一_兩

粟代

六九、三九二、二二一_兩

雜料

五、〇八〇兩

五年度に於いて金納の額が著しく減少してゐるのは、砂糖專賣の法を廢し、貢糖を改め石代金納として計算してゐることによるものであらう。なほ上表に於いて金納各種目の合計が總額の數字に合致しないのは、或は誤があるであらうが、今もとのまゝに従つて置く。

以上四・五兩年度の歳入のみで、その他の年度については徴すべき材料がないが、もとより置縣後は歳入の過不足は政府によつて處理されるので、藩政時代のやうな意味での財政困難といふやうなことはあり得ないのである。

〔注一〕 舊記雜錄追録卷一七九

〔注二〕 鹿兒島一件書類(大山綱良口供)

〔注三〕 明治十年官省達

〔注四〕 鹿兒島縣屬島關係書類

〔注五〕 紡績方關係史料

〔注六〕 縣廳記錄

第五編 縣制の實施

〔注七〕 舊記雜錄追錄卷一八一 沖永良部誌 川邊

學校日誌 崎陽日記

〔注八一〇〕 縣廳記錄

〔注一一〕 舊記雜錄追錄卷一八一

〔注一二・一三〕 鹿兒島縣達令

〔注一四〕 鹿屋郷土誌 鶴田村郷土誌 内之浦郷土誌

東襲山郷土誌 串良郷土誌 宮之城郷土誌 垂水村

郷土誌 大島喜界兩島史料雜纂

〔注一五・一六〕 舊記雜錄追錄卷一八一

〔注一七〕 西南記傳下卷二

〔注一八〕 舊記雜錄追錄卷一八一

〔注一九〕 鮫島近二氏稿英醫ウイリスを語る（日本醫

事新報第七百號） 同氏、英醫ウイリスに就て（鹿兒

島醫學雜誌第十二卷第四號） 同氏、再び英醫ウイリ

スを語る（同誌第十二卷第十一號） 明治十年鹿兒

島縣史中

〔注二〇〕 舊記雜錄追錄卷一八一 明治十年鹿兒島縣

日誌

〔注二一〕 大島喜界兩島史料雜纂

〔注二二〕 明治十年官省達 明治十年鹿兒島縣史中

〔注二三〕 舊記雜錄追錄卷一八〇・一八一

〔注二四〕 沖永良部島代官系圖

〔注二五〕 舊記雜錄追錄卷一八一

〔注二六〕 鹿兒島縣新置之節取調書

第七章 縣政改革の論議

本縣独自の地位

縣政の特殊性

祿制上の問題

以上の如く、本縣に於いては維新以來の藩政諸變革のあとを受けて、廢藩置縣以後種々の方面に改革が行はれ、漸く封建の舊態を一新せんとする傾向が顯れてゐるが、また一面本縣の縣治が府縣一般の通則にならず、敢へて独自の地位に立ち、漸く縣令獨斷專行の多かつたことも、この期の縣政の顯著な特徴であつた。こゝに於いて明治九年末より十年初頭にかけて本縣の縣政改革のことが政府の一問題となつたのであるが、特にこの時問題となつたのは、それが私學校の強大な勢力の存在と結びつけて考へられたからであつた。縣政上の特殊性については、これまで諸種の縣治の内容について時々觸れて來た通りであるが、今朝野の問題となつた案件を中心として更に要約すれば、主として祿制と税制の上に於いて特に顯著に現れてゐる。

祿制上の問題では、例へばもと諸藩によつて士族の俸祿に對して賦課されてゐた出米の如きは、早くより禁せられたにも拘らず、本縣では引つゞき徴收されてゐた。八年九月家祿の米額を廢し金額に改められたが、本縣では十年

迄依然現米を以て支給せられた。なほ九年末家祿は金祿公債に振替へられ、以後は年二回所定の利子を給與することゝなつたのに、縣令は獨斷を以て依然士族の便宜を計つて、切符によつて時々現米を支給してゐたことが丁丑の戦亂後判明してゐる。所謂救助米の名義による微祿無祿士への六石の増祿(四年)も、結局公債處分に際して認められはしたが、三年九月の藩制による永世増祿の專行禁止令や、五年四月の救助手當等の名義による扶持米廢止令の趣旨に反するものであつたこと勿論である。その他八年十一月の祿券による家祿賣買の公認、九年十二月の賣買祿に對する公債處分の特別法等は、舊薩藩祿制の特殊性に鑑み、縣令の運動と大久保内務卿等在朝の薩藩出身者の諒解により特例を認められたものではあるが、全國を一般の通則の下に統一せんと欲する中央政府當局にとつては不本意な處置であつたし、木戸孝允等他藩出身者にとつては、鹿兒島一縣に限つてのかゝる除外例の設定は、不當偏頗と考へられたのである。木戸孝允は賣買祿に對する特別法の制定について、九年十二月五日の日記に、次の如くその不平を洩らしてゐる。(註)

今日士族祿券一條に付、鹿兒島縣の苦情に付、格別の御沙汰となれり、此事自

木戸孝允の不
滿

然他縣なるときは、必政府上も此議論起らざること、前々の經驗を以て、只信せり、余屢士族一般の爲めに議論を起し、又人民一般の爲め議論を起し、只管公平の施設あらんことを希望すると雖も、政府の都合を以て壓制の評議に陥り、彼に同意の人数多數となり、終に余の議論不貫徹事數度ならず、余も人民の政府に列するところの一人たるを以、務而盡力するところ皆水泡に屬す、而して鹿兒島の勢力に而獨り幸福を得るに至りては、實に爲政府不堪慨嘆也

税制上の特殊性については、特に諸島の場合顯著に現れてゐる。既に詳述したところであるが、置縣後は税制上の改革は一切大藏省の承認を経て施行すべきであつたのに、縣當局は獨斷を以て五年夏屬島の貢糖を廢し、石代金納を許可した。而して當初はこれを祕して大藏省の貢糖處分權引渡の要求に對して折衝中、交渉の過程に於いて遂に祕し得ざるに及んで漸く石代金納許可のことを告白し、その越權については陳謝したが、既に指令濟の貢糖廢止、石代金納については既成事實を楯として之が承認を要請し、大藏省と本縣の間に二年間にわたる重大な紛議を惹起したのである。結局大藏當局も既成事

税制上の問題

屬島の貢糖廢
止

大藏當局の憤
激

第五編 縣制の實施

八五四

實を如何ともなし得ず、事情餘議なしとして事後承諾を認めはしたが、この間に於ける大隈重信以下陸奥宗光・松方正義等大藏當局の憤激は察するに餘りあるのである。また諸島雜稅の廢止は五年春數十種目に互つて行はれたが、施行に際して當局の承認を経たものはその一小部分に過ぎず、他の大部分の種目については前記の貢糖處分について大藏省との交渉中に、前後二回に互つて暴露した形で、その都度縣は詳細事情を具申し、これ亦既に施行濟のこととして事後承諾を餘儀なからしめたものである。

なほ又舊藩施行の諸種の專賣仕法についても、完全には之を廢止せず新設の特殊會社にその事業を繼續せしめ、實質的には藩政時代の舊慣を維持した。

以上諸種の事例にみられる如く、十年迄の本縣はやゝ中央の統制の外にあつて舊慣を維持し、縣令獨斷專行の事多く、獨自の立場を主張して、中央政府の一環の鹿兒島縣といふよりも、むしろ舊鹿兒島藩の變形といふに相應しい状態であつた。縣官の人選より見るも、もとより縣令・參事・各課長全て本縣士族を以て固められ、屬官等外の末に至る迄、僅少の例外を除いては他縣人を容れなかつたのである。而して八九年の交に至り私學校の勢力強大を加へ、縣廳

專賣仕法の變
形踏襲

中央の統制の
外に在つて獨
自の立場を固
守す

鹿兒島縣政の
對する民間の
論議

も亦全くその影響下に立たんとするに及んで、いよゝゝこの傾向は顯著に顯せられるやうになり、遂に鹿兒島縣政改革のことが一部民間よりすら論ぜられるに至り、中央政局の一問題となつたのである。

民間の議論では、早くも九年一月評論新聞第四十四號の投書に、鹿兒島縣の景狀を論ず」と題して、當時の急務は全國各縣を差異偏私なく斷然政府の權威に服従せしむるにありとし、然るに鹿兒島縣は廢藩置縣以來五年にして依然舊様を變せず、士族の祿制は曾て變革なく、縣民は舊に依て太陰曆を用ひ、縣吏は長官より等外に至る迄曾て他縣の人を容れず、賞典學校は陸軍の規則を守らずして純然たる兵團の如く、私學校は文部省の規則に従はずして國事會議所の如く、士族は銃器彈藥を私藏するの狀態であるとして之を非難し、此際斷然各地方の通則を以て鹿兒島縣を處分し、縣吏を代へ、兵器を收め、其他の諸件を改正して政府の統制に服せしむべしと主張してゐる。

政府内部に在つても、木戸孝允の如きは純理の立場より大いに鹿兒島縣の現狀を不快とし、而も大久保利通等内務當局者が之に斷然たる處置を取り得ざるを不満とした。例へば十年四月十八日の日記に

木戸大久保内
務卿の態度を
不満とす

第七章 縣政改革の論議

八五五

木戸孝允の意

第五編 縣制の實施

八五六

内務省の從來他縣を嚴刻に督責し、然して鹿兒島縣は一種獨立國の如き有様あり、實に爲王政不堪憤慨に付、余獨り屢建言し、又意見を陳論し、不如意十に九を過ぐ、内務省中の官員鐵面皮なるは元より不待言、政府の形勢可想視なり

とあり、又同月廿四日の項にも

利通内務卿にして内政の定規を嚴敷各縣に履行せしむ、然して鹿兒島縣而已獨り如獨立國敢而體面を不改、藩政の時に類似するもの不少、諸縣中にも實に不懣の心を生ずるもの不少、一昨年爲其對余建言し、公平を懇望するもの十餘人に及ぶ、余も此一事は平生の一大憂にして、朝廷上に立不能安、眞に王政の瑕瑾なり

大久保内務卿改革着手に決意す

大山縣令に上京を命ず

とあるが如き、その滿腔の不平、想ふべきである。^(注二)而して大久保は當面の責任者であり、しかも郷里のことではあり、立場に困惑したが、遂に改革着手の意を決し、先づ縣官の淘汰より始めんとして、九年七月大山縣令に上京を命じた。丁丑の役後、大山綱良の口供によつて見るに、大山は地租改正着手中を理由として上京猶豫を申請したが許されず、七月十七日着京した。大久保は參事

内務卿と縣令との交渉

參事田畑常秋辭職を決意す

林内務少輔の鹿兒島縣出張

以下課長等の入選黜陟を内諭したが、縣令は自分自身の辭職と縣官の總辭職を申出で、之に抗した。内務卿は大山の維新以來の功勞によりその辭職を許さず、重ねて參事以下の黜陟を迫つた。大山は罪なき者を免するに忍びずとして、一應歸縣の上一同に辭職の意ありや否やの存意を問ふ爲めに猶豫を請うたが、大久保は遷延を許さず、大山また即決を拒み、一時物別れの状態となつた。その後内務少輔林友幸の調停により大久保は遂に前議を撤回し、縣官處分の件は大山の見込通り爲すべしといふことになつた。時に參事田畑常秋は辭意を表し、屬官今藤宏三浦介雄をして辭表を携へて出京せしめたが、たまたま敬神黨の亂勃發し、政務多端のため指令なく、大山が督促するや辭表は却下されたのである。

かくして縣官黜陟のことは縣令の抗論により即決に至らなかつたが、内務當局は第二段の方策として林内務少輔に鹿兒島縣出張を命じ、縣治の實情調査と縣官處分の可否をうかゞはしめた。縣令は省命により十二月七日歸任の途に就き、熊本にて林と落合ひ、十二月廿七日同行着縣した。林は廿八日縣廳に出頭、廿九日より十年一月三日迄は休暇、四日より九日迄今和泉を視察し、

林の意見とその歸京

縣政改革問題は後日に持越さる

九日以後六七日間連日縣廳に登廳し、各課の事務を檢閲したが、短時日の調査ではあり、特に異狀も認められなかつたか、また或は縣官總辭職といふが如き事態に至らんことを恐れてか、一應他縣と異なることなし、參事以下課長等免官に及ばすと達した。ともかくこれによつて大山は一月十六日林の旅宿を訪ひ、互に示談の上、參事以下縣官一同従前通り奉職に決した。任畢つた林は西郷に面會せんとしたが果さず、縣令の依頼により同行して十八日高山に至り、波止場築設豫定地を視察の上、廿一日高山發大分方面に赴いたのである。〔注三〕

歸任した林は縣下異狀なしと復命したが、實はこゝに鹿兒島縣政改革問題は何等解決することなくして後日に持越されたのである。然るに旬日の後には私學校徒の火藥庫襲撃事件が突發し、丁丑の役となり、大山縣令以下縣官の殆んど全部は免職され、縣政は新縣令岩村通俊以下の縣官によつて運用されるに至り、こゝに始めて鹿兒島縣の半獨立的形態は解消し、全國一般の府縣制の通則が貫徹するに至つた。この意味に於いて十年丁丑の役は本縣の縣政史上廢藩置縣とも比肩すべき劃期的事件であつたといふべきである。

〔注一、二〕 木戸孝允日記第三

〔注三〕 鹿兒島一件書類

第六篇 丁丑の役

第一章 私學校の創設

第一節 朝鮮問題の紛議と西郷隆盛等の下野

維新の早々、我が政府は舊來の關係より對馬の宗氏を通じ、朝鮮國に對して我が國新政のこと、並に以後對朝鮮國交に關することは舊來の如く宗氏に委任されたることを通告した。然るに朝鮮國官吏は書面の舊格と異なり、又書契の印章の變更せしこと等を理由として之を受理せず、交渉談判約二年にして遂に要領を得なかつた。よつて政府は宗氏の任を止め、事件を外務省に移し、二年末頃より度々外務省官吏を派出して交渉せしめたが、彼は全然交渉に應せず、加之六年初め頃に至つては極度に排日的態度をとり、釜山草梁館在留の我が官吏との交渉を嚴禁する等、種々露骨なる手段によつて邦人の釜山退去を策するに至つたのである。

こゝに於いて外務省出仕森山茂は六年六月歸朝して事情を復命し、遂に對

明治維新と對朝鮮國交

朝鮮我が國書を受理せず

朝鮮の排日的態度

朝鮮問題閣議
に上る

西郷隆盛の意
見

第六編 丁丑の役

八六〇

朝鮮の問題が閣議の重大問題として取上げられることゝなつた。この問題に關する閣議は六年六月より八月にかけて數度開かれ、その間また參議個々の間にも種々折衝が行はれた。當時西郷隆盛は參議の一員として、岩倉・大久保・木戸等外遊中の政府の中心的地位にあつたが、先づ全權大使を派遣して交渉し、それによつて目的を達せばよし、萬一我が使節に危害を加ふるが如き事あらば、その時こそ堂々問罪の師を發して問題を一舉に解決すべしと主張し、自らその使節に當らんことを要請した。國家の柱石たる西郷を危地に立たしめることについて躊躇する者もあつたが、結局西郷の熱意に動かされて板垣退助・後藤象二郎・江藤新平等の各參議は全く賛成し、外務卿副島種臣は最初はその職責上自ら大使たらんと主張してゐたが、これ亦西郷の説に賛成し、太政大臣三條實美は岩倉の歸朝を待ちて決定せんと意向であつたが、西郷の力説と衆議に押されて即決に同意した。かくて八月十七日の閣議に於いては異議を唱ふる者なく、西郷遣使、但し發表は岩倉の歸朝を待つことゝ決定し、閣議の結果を上奏、御嘉納あらせられ、なほ岩倉の歸朝を俟ち熟議奏上すべしとの勅旨を下された。こゝに西郷遣使のことは内定し、三條より勅旨を傳へ

西郷遣使に内
決す

西郷と板垣

られた西郷は勇躍措く能はず、十九日板垣に書を寄せ、實先生の御座を以て快然たる心持始めて生し申候、病氣も頓に平癒、條公の御殿より先生の御宅迄飛んで參り候仕合、足も軽く覺へ申候、もうは横棒の憂も有之間敷、生涯の愉快此事に御座候と欣快の意を述べてゐるのである。

大久保木戸の
歸朝
大久保の態度

一方に三條の要請により遣歐使節團の内大久保・木戸は歸朝の期を早め、大久保は六年五月、木戸は七月歸朝した。大久保は内治第一主義の立場より所謂征韓論に反對であつたが、征韓派の勢力旺盛にして到底當るべからざる形勢であり、加ふるに當時大久保は大藏卿の任に在り、參議ではなかつたので、直接政局に關係せずとなし、箱根・京阪等の各地に優遊して岩倉の歸朝を待ち、木戸は病臥して出でず、而も兩者の間は外遊中より圓滿を缺いてゐた。九月十三日歸朝した岩倉は先づ木戸・大久保の間を調停し、次いで大久保を參議に加へ、非征韓派の勢力を結成せんことを圖つた。大久保は、出づれば永年の盟友たる西郷に正面より反對せざるを得ざる立場となることを苦しみ、また三條・岩倉等の動搖を憂へ、容易に就任に應じなかつたが、遂に岩倉に説得され、十月十二日參議に任せられた。かくて内治反征韓派の陣容は整つた形である。

岩倉歸朝して
非征韓派の勢
力を結成す

大久保參議に
任せらる

第一章 私學校の創設

八六一

西郷遣使確定の閣議を督促す

第一回閣議

第二回閣議

閣内の分野

三條岩倉の協議

西郷の督促により遣使確定の閣議は愈、十月十四日と決定されたが、三條は兩派の板挟みとなつて立場に窮したので妥協を圖らんとし、板垣副島をして遣使延期を西郷に説かしめんとしたが成らず、決定は閣議に持越された。かくて十月十四日第一回の閣議に於いて、岩倉及び大久保は樺太問題の先決、内治改善の急務等を唱へて遣使延期を主張し、西郷は飽くまで即決を主張し、容れられずば辭職すべしと云ひ、議合はず未決のまま散會となつた。第二回は翌十五日開かれ、西郷は出席せず、決定により進退を決せんとする意であつた。大久保は飽く迄前議を主張し、副島板垣等は西郷遣使は既に内定濟なりと強硬に論じて譲らなかつた。當時閣内の分野は、西郷以下板垣副島江藤後藤を所謂征韓派とし、岩倉大久保大隈大木を所謂内治派とし、木戸は病氣によつて出でず、三條は中立的立場にあつた。而して所謂内治派の内でも、大久保は近く内務省を設立し、大いに内政改革の實を擧げんとする意見を抱藏し、最も強硬に遣使反對を主張したのである。かくして議論收拾すべからざる形勢となつたので、三條岩倉の兩大臣は他の參議一同を退席せしめて協議の上、會議を再開し、西郷の進退は至重に就き、止むを得ず西郷見込の通り委すべきを

大久保木戸辭表提出
第三回の閣議

西郷出使始末書を提出す

三條實美發病辭表を提出す
三條邸行幸

伊藤等大久保の興起を促す
西郷岩倉に上奏を要請す

告げた。他の參議は異論なく、特に副島板垣等は賛成したが、大久保は遺憾の意を表して退出し、十七日辭表を提出し、事情を通知した木戸も之に倣つた。十七日、三たび閣議が開かれたが、岩倉大久保以下内治派全て缺席、西郷は出席して前回の議決により速かに上奏し、御裁可を仰ぐべしと三條に逼つた。三條は岩倉の參朝を俟ち、大臣參議の總意によつて確定すべしとて一日の猶豫を求め、後藤の勸告により西郷も之を諾した。この日西郷は出使始末書を三條に送り、決定迄の経緯を述べ、その動かすべからざるを論じた。三條は之を携へて岩倉を訪ひ、翻意を求めたが岩倉は應せず、よつて夜半西郷を迎へ、讓歩を求めたが西郷また動かさず、遂に全く圓滿解決の途を失つた。こゝに於いて三條は深憂の極病を得、十九日辭表を草し、岩倉に執奏を請うたのである。廿日、明治天皇は三條邸に行幸あらせられ、更に岩倉邸に親臨、岩倉に太政大臣攝行の事を御下命あらせられた。この間大隈及び伊藤博文黒田清隆等は岩倉大久保の間に奔走し、大久保の興起を促した。一方征韓派參議は十八日參朝したが、三條の急病により遣使確定を得ず、次いで岩倉が太政大臣代理となつたので、廿二日西郷以下之を訪ひ、速かに上奏御裁可を仰ぐべきを迫つた。

岩倉兩説を上奏す

が、岩倉は賛否兩説を上奏し、宸斷を仰がんと主張した。西郷等は、大いにその不可を論じたが、岩倉は動かさず、廿三日參内して内治改革の急務を論じた意見を書き捧げ、且つ從來閣議の經過を誌し、兩説の要旨を明かにした口演大意を奉呈した。翌日天皇は岩倉を召させられ、岩倉の意見を御嘉納あらせられた。岩倉は直ちに各參議に勅書の寫を傳達し、且つ大久保、木戸の辭表を却下した。こゝに西郷以下所謂征韓派の議は全く破れたのである。

西郷等の議破る
西郷の辭表提出

西郷自身は廿二日の岩倉との會談の結果、既に事の成るべからざるを察し、廿三日參議陸軍大將近衛都督の職任を辭し、板垣、副島、江藤、後藤の四參議は廿四日辭表を提出した。大久保は最早西郷を止むべからざるを知り、その進言の結果、廿五日參議近衛都督の辭任は許され、但し陸軍大將故の如しと發令された。同日他の四參議の辭職も許された。

西郷の歸郷
桐野利秋の辭職歸郷
近衛局の動搖

西郷は廿三日辭表提出後、郊外小梅の越後屋別荘に赴き靜養したが、數日の後飄然歸縣の途に就いた。當時陸軍少將陸軍裁判所長の職に在つた桐野利秋は最も強硬に大臣參議の間に征韓論を主張し、自ら副使たらんことを希つてゐたが、西郷に従つて同じく辭表を提出して歸郷した。近衛局は親兵以來

篠原國幹の辭職

歸郷せし主なる軍人

圖三十四第 西郷盛隆筆偶成 (藏所氏助之直上川)

その主なる者を舉げると、少佐別府晋介、景淵、邊高、照村、田三介、平野正介、兒玉八之進、大尉邊見十郎、太河野主一郎、山野田一輔、相良長良、河野四郎、左衛門、別府九郎、神宮寺助、左衛門、讚良、清藏等がある。これら將士の處置については種々論議もあり、木戸孝允、川路利良の如きは軍人政治を論じ、恣に辭職歸郷するを放

辭職せる文官の人々

警保寮の動搖

中原尙雄

致仕歸郷者の精神

臺灣出兵と鹿兒島縣人

西郷従道

鹿兒島徵募兵

西郷募兵に盡力す

置すべからずと論じたが、廟議は結局寛典に決し、將校下士は非役軍人として辭職を允された。文官にして職を抛つた者には司法省出仕樺山資綱、開拓使出仕永山彌一郎弘盛等があり、中島健彦、野村忍介等は地方の任に在つた者である。元宮内大丞村田經滿八新は當時外遊中であつたが、七年歸朝後事情を知り歸縣した。影響は本縣出身者の多い警保寮にも波及し、六年末頃より漸次動搖著しく、警保助坂元純熙、國分友諒等は強硬に三條等政府筋に西郷等の復職と征韓の斷行を迫り、議容れられざるや、七年正月その徒百餘人連袂辭職した。彼の中原尙雄の如きもその一人である。〔註〕

〔注〕 大西郷全集第二卷 大久保利通文書第五 大久保利通傳下卷 黒龍會編西南記傳上卷一 加治木常

樹氏著薩南血淚史

第二節 私學校の創設とその發展

かくして所謂征韓の議敗れて舊薩藩出身の多數の軍人、文官は致仕歸郷したが、これら有志者は當時の内治派の政府に對してはもとより絶大なる不滿を懷いたといへ、畢竟國運の消長に對する熱烈なる關心の餘、かゝる行動に出でたものである。さればこそ七年五月政府が臺灣出兵を執行するや、數百の鹿兒島縣人はその徵募に應じて勇躍征途に就いたのであつた。所謂征臺の役は四年末以來の問題であるが、對朝鮮問題が紛糾の際一時放置され、所謂征韓論破裂後廟議出兵に決し、七年四月陸軍中將西郷従道を臺灣征討都督に、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を參軍に任じ、熊本鎮臺兵及び鹿兒島徵募壯兵合計約三千六百を以て問罪の師を起したものである。特に本縣より壯兵を募集した事は單に地理的事情にのみよるものではなく、歸郷した征韓派の不平を轉せしめんとしたものと考へられてゐる。征韓論者より云へば、先に對外強硬を第二義として、内治第一主義を主張した政府が今征臺の役を執行することは一の矛盾であつたが、西郷は従道の依頼を受け、募兵には種々盡力したといふ。徵募に應じた者約八百、舊警保寮官員、邏卒等がその中心となり、元警保助阪元純熙が指揮引率した。軍は連勝して牡丹社蕃を屈服せしめ、清國よりの抗議に對しては大久保利通自ら全權辨理大臣として渡清交渉の末、十月末日彼は我が出兵を義舉と認め、賠償を出し、善後の處置を約して事件は解決したのである。然るに鹿兒島徵募兵の中に、その留臺中、政府の交渉

が早急に進捗せざるを軟弱なりとして即時歸國論が起り、幹部はその鎮靜に努めたが、かゝる経緯より凱旋後の徵募壯兵の行動は二つに分れ、一は私學校に投じ、一部は再び上京して警視廳その他の官職に就いたといふ。中原の如きはその後者の一人である。

私學校創立

西郷等少壯の
青年に方向を
指示せんと欲す

銃隊學校

砲隊學校

學課

西郷に從つて歸郷せる青年の一部が臺灣に從軍中、鹿兒島に於いては私學校が創立された。これより先、六年末より七年初頭にかけて多數の軍人、文官等が歸郷し、互に相往來して慷慨議論を上下してゐたが、放談豪語して徒らに日を消すを事とするの弊も生じ、時日の経過するに隨ひ、方向に迷ひ漸次四散せんとする傾向も現れるに至つた。こゝに於いてこれら少壯の青年に一定の方向を與へ、之を指導統御するために一の學校を設立すべきことが一部有志によつて計畫され、西郷等幹部の賛成を得て、七年六月舊廐趾に創設されたのが所謂私學校である。〔補説〕 學校は二つに分れ、一を銃隊學校と通稱し、舊近衛歩兵を收容し、一を砲隊學校と云ひ、砲兵出身者を集めた。前者は篠原國幹主宰し、生徒五六百、後者は村田新八監督し、生徒約二百といふ。生徒は各組輪番を以て大體午前中出校し、學課はそれらの専門戰術の研究の外、今藤勇の春秋

私學校と西郷

經費

鹿兒島市内の
分校

左氏傳等の漢學講義があつた。〔補説〕 西郷自身は學校に對しては形式的には何等の名目もなかつたが、事實上の中心人物であることは云ふ迄もなく、多數少壯の青年は西郷の徳風を欽仰して集つた者であり、私學校の隆昌は一に西郷の人望によるものであつた。學校の經營については、毎月十五日休講して幹部が會合し、諸事を議決したといふ。經費は舊藩より縣廳に引繼がれた一種の積立金が給せられたと云はれ、この邊の事情にも當時の鹿兒島縣が半ば舊薩藩の繼續であるの觀が如實に現れてゐると共に、縣廳と私學校との特異な關係が窺はれるであらう。本校の他に鹿兒島市内各方限に分校が設けられた。分校は別に獨立の舎屋を有したのではなく、普通各所の郷校を充てた様で、午後放課後兒童を集めて各、好む所の學課を自習し、武藝を鍛鍊せしめ、夜間は區域内の青少年が集合して學習討論したといふ。而して私學校員たる青少年は本校、分校に所屬が分れたのではなく、本校へは輪番を以て交代に出席し、常時は直屬の分校に出席したものゝやうである。分校の名稱はその地名を冠し、例へば高見馬場私學校、高麗町私學校等と呼び、その他新屋敷、荒田、西田、常盤、草牟田、上之馬場、後迫

私學校の名義

吉野・城ヶ谷等の私學校があつた。

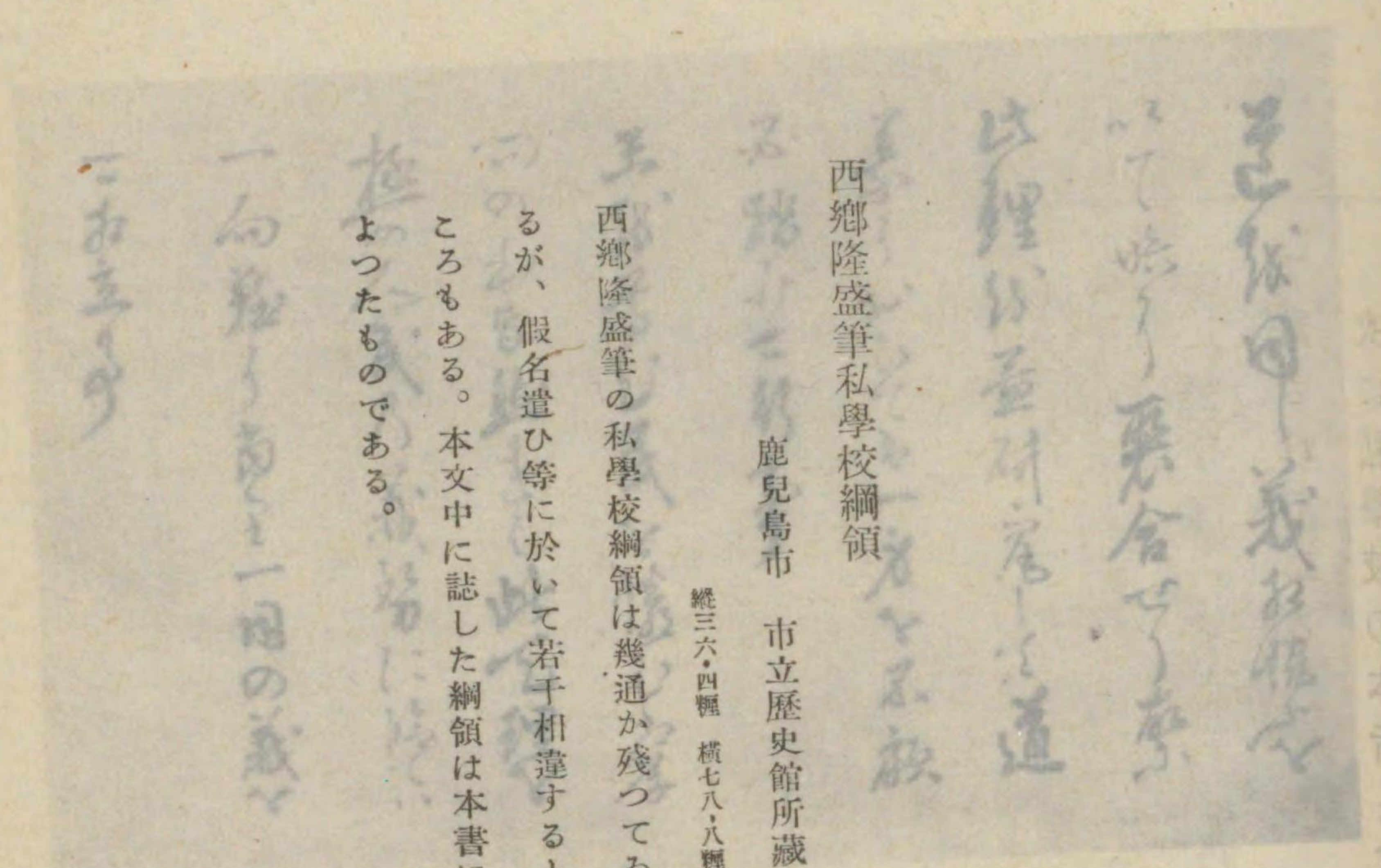
〔補説〕私學校の名義について、一説に各所の分校が公立の學校たる郷校を夜間使用して、舊兵隊青少年等の學習の場所としたために、晝間の公學校に對して私學校の名が起つたもので、普通私學校と云へばこの分校の事を指し、所謂本校は近衛學校(所謂銃隊學校)・砲兵學校(砲隊學校)・教導團學校(所謂吉野開墾社)等舊兵隊のものとの所屬の名を以て呼ばれたといふ。(鹿兒島教育第二四一號所收玉利喜造氏「過去五十年間鹿兒島教育界の回顧」)

諸郷の分校

市内の他に諸郷にも夫々分校が順次設立された。喜入分校の七年中創設と傳へられる如きはその早期に屬するが、その他も相ついで設けられ、九年末頃には縣内全ての郷々に分校があり、土地の青少年の大部分を收容した状態であつたやうである。^{〔注三〕}多くの郷校は舊藩時代よりその郷所屬の建物等をその舎屋に充當し、訓練學習遠距離競走等によつて身神を鍛鍊した。分校の維持費として官公有林の拂下等も行はれ、例へば入來分校では私學校資本用として杉松等の拂下、土地開墾等を縣に出願し、九年十月、十年一月の再度に互つて許されてゐる。^{〔注四〕}

諸郷分校の維持費

次に私學校の本旨とする所をみるに、西郷は左の如き私學校の綱領を手書

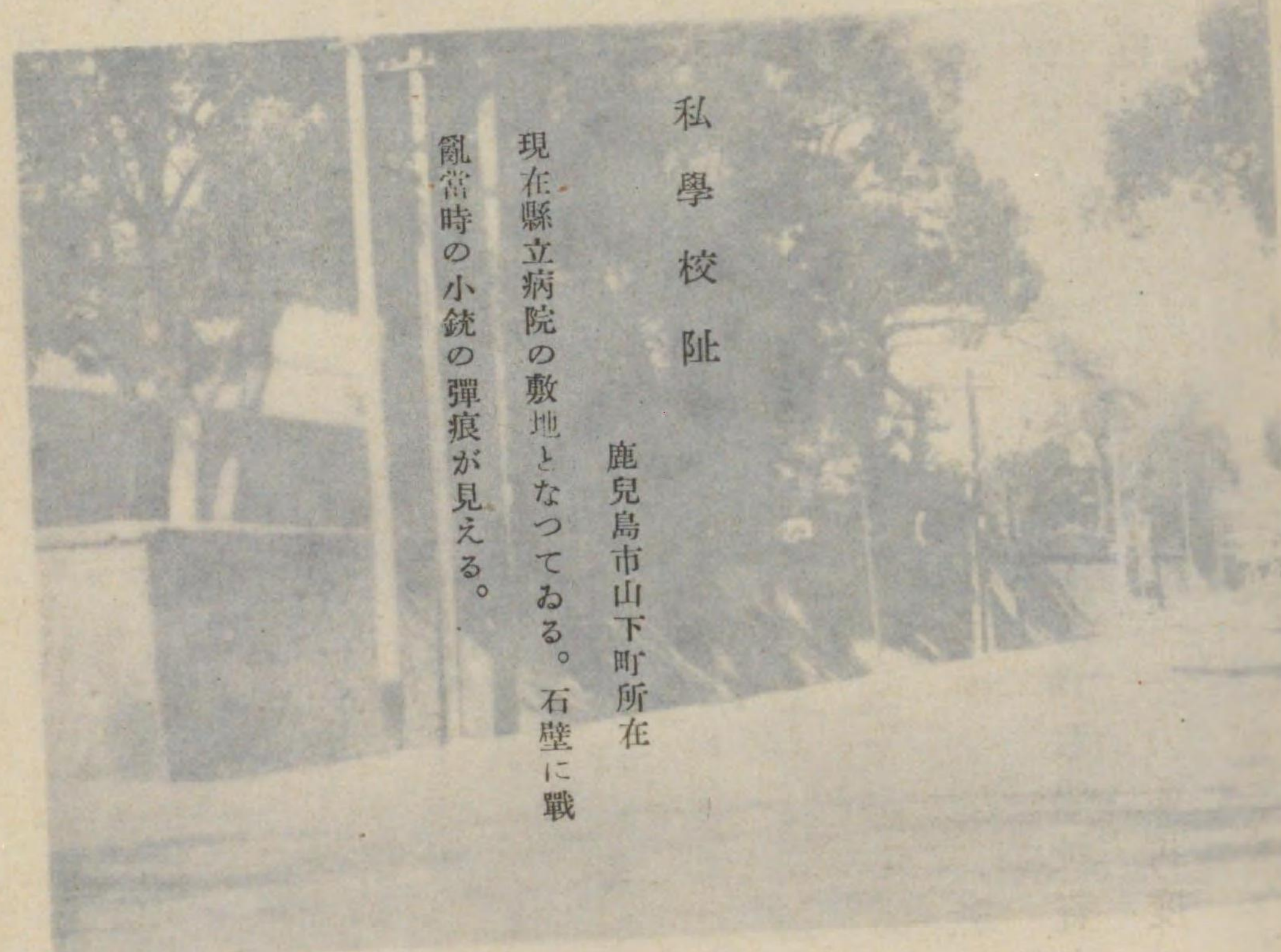


西郷隆盛筆私學校綱領

鹿兒島市 市立歴史館所藏

紙三六・四冊 横七八八種

西郷隆盛筆の私學校綱領は幾つか残つてゐるが、假名遣ひ等に於いて若干相違するところもある。本文中に誌した綱領は本書によつたものである。



私學校 址

鹿兒島市山下町所在

現在縣立病院の敷地となつてゐる。石壁に戦亂當時の小銃の彈痕が見える。

私學校の名義

吉野・城ヶ谷等の私學校があつた。

〔補説〕私學校の名義について、一説に各所の分校が公立の學校たる郷校を夜間使用して、舊兵隊青少年等の學習の場所としたために、晝間の公學校に對して私學校の名が起つたもので、普通私學校と云へばこの分校の事を指し、所謂本校は近衛學校(所謂銃隊學校)砲兵學校(砲隊學校)教導團學校(所謂吉野開墾社)等舊兵隊のものとの所屬の名を以て呼ばれたといふ。(鹿兒島教育第二四一號所收玉利喜造氏「過去五十年間鹿兒島教育界の回顧」)

諸郷の分校

諸郷分校の維持費

市内の他に諸郷にも夫々分校が順次設立された。喜入分校の七年中創設と傳へられる如きはその早期に屬するが、その他も相ついで設けられ、九年末頃には縣内全ての郷々に分校があり、土地の青少年の大部分を收容した状態であつたやうである。^{〔注三〕}多くの郷校は舊藩時代よりその郷所屬の建物等をその舎屋に充當し、訓練學習遠距離競走等によつて身神を鍛鍊した。分校の維持費として官公有林の拂下等も行はれ、例へば入來分校では私學校資本用として杉松等の拂下、土地開墾等を縣に出願し、九年十月、十年一月の再度に互つて許されてゐる。^{〔注四〕}

次に私學校の本旨とする所をみるに、西郷は左の如き私學校の綱領を手書

西郷隆盛筆私學校綱領

鹿兒島市 市立歴史館所藏

縦三六・四釐 横七八・八釐

西郷隆盛筆の私學校綱領は幾通か残つてゐるが、假名遣ひ等に於いて若干相違するところもある。本文中に誌した綱領は本書によつたものである。

私學校址

鹿兒島市山下町所在

現在縣立病院の敷地となつてゐる。石壁に戦亂當時の小銃の彈痕が見える。

吉野・城ヶ谷等の私學校があつた

私學校の名義

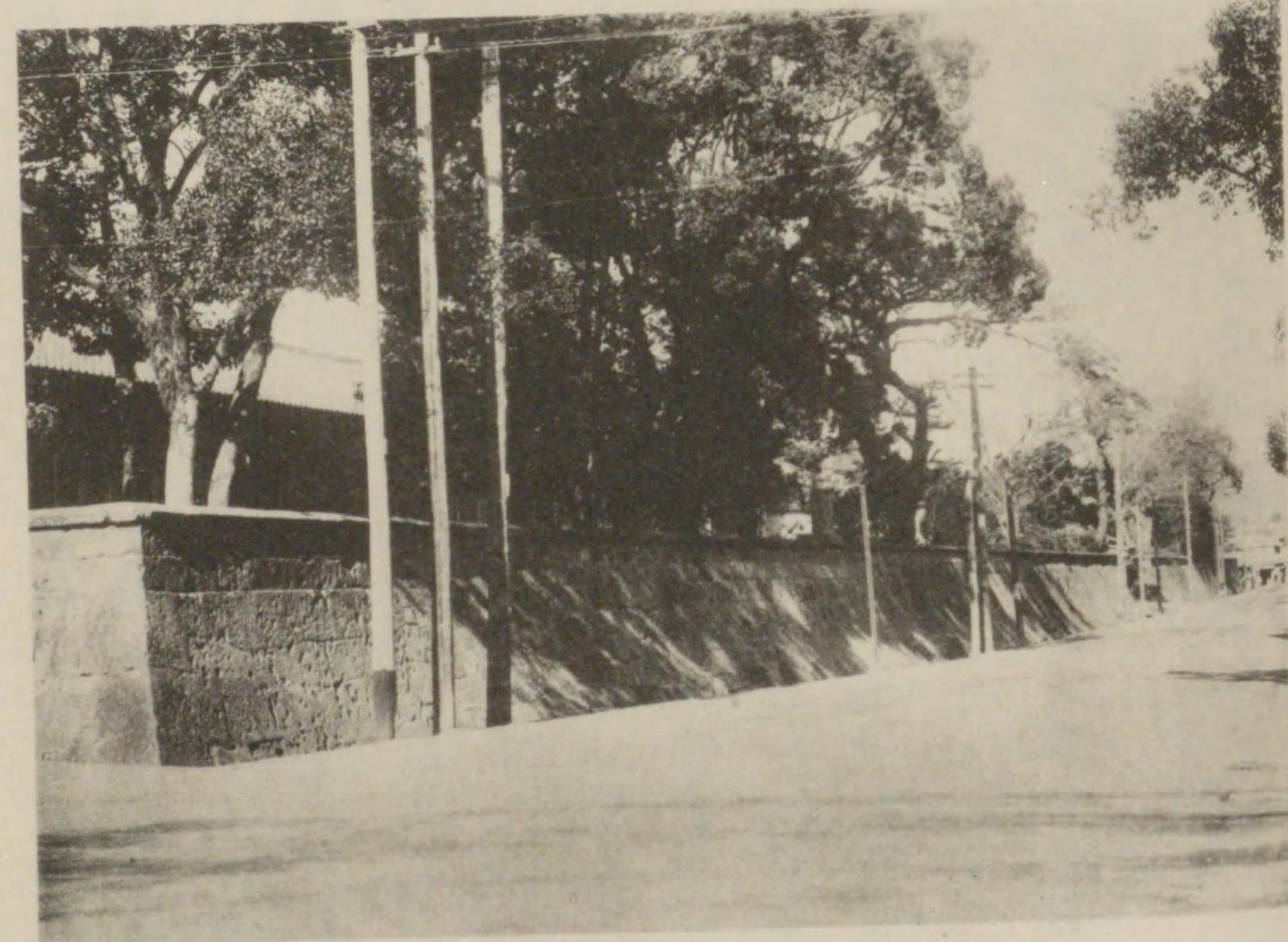
〔補説〕私學校の名義について、一説に各所の分校が公立の學校たる郷校を夜間便
用して、舊兵隊青少年等の學習の場所とした、めに、晝間の公學校に對して私學
校の名が起つたもので、普通私學校と云へばこの分校の事を指し、所謂本校は延
一〇才以下の者。（鹿兒島教育界の回顧）もと所の所屬の名を以て呼ばれたといふ。（鹿兒島教育第二四一號所收王利喜造氏「過去五十年間
の私學校」）本文中の「延」は「鹿兒島教育界の回顧」に「延」の字が誤り、（鹿兒島教育界の回顧）
に「延」の字が誤り、（鹿兒島教育界の回顧）に「延」の字が誤り、（鹿兒島教育界の回顧）に「延」の字が誤り、（鹿兒島教育界の回顧）に「延」の字が誤り、

諸郷の分校

諸郷分校の維持費

西郷刺殺の地、（鹿兒島教育界の回顧）に於て、夫々分校が順次設立された。喜入分校の七年中創設
と傳へられ、（鹿兒島教育界の回顧）に於て、夫々分校が順次設立された。喜入分校の七年中創設
頃には、（鹿兒島教育界の回顧）に於て、夫々分校が順次設立された。喜入分校の七年中創設
の倉屋に充當し、訓練學習遠距離競走等によつて、精神を鍛鍊した。分校の維
持費として、（鹿兒島教育界の回顧）に於て、夫々分校が順次設立された。喜入分校の七年中創設

吉野城ヶ谷等
私學校の名義
一説に各所の分校が公立の學校たる郷校を夜間便
用して、舊兵隊青少年等の學習の場所とした、めに、晝間の公學校に對して私學
校の名が起つたもので、普通私學校と云へばこの分校の事を指し、所謂本校は延
一〇才以下の者。（鹿兒島教育界の回顧）もと所の所屬の名を以て呼ばれたといふ。（鹿兒島教育第二四一號所收王利喜造氏「過去五十年間
の私學校」）本文中の「延」は「鹿兒島教育界の回顧」に「延」の字が誤り、（鹿兒島教育界の回顧）
に「延」の字が誤り、（鹿兒島教育界の回顧）に「延」の字が誤り、（鹿兒島教育界の回顧）に「延」の字が誤り、



して各學校に掲げしめたが、之にその本旨は盡されてゐる。

一道を同じ、義相協ふを以て暗に聚合せり、故に此理を益研究して、道義にお

ひては一身を不顧、必踏み可行事

一王を尊び、民を憐むは學問の本旨、然れば此天理を極め、人民の義務に臨て

は一向難にあたり、一同の義を可相立事

また西郷は戊辰殉難の英靈を祭るの文を草して學校に掲げ、毎年生徒の中より選抜して東北北陸等各地の薩藩戦死者の墓を順拜せしめ、又舊藩慣行の所謂妙圓寺詣を繼續し、毎年伊集院徳重神社に武装參拜を舉行したといふ。

これらの事實によつてみれば、私學校は戊辰殉國の先輩の志を繼ぎ、薩藩固有の志氣精神を鼓舞し、國家非常の際には身を以て之に當るべき人材の養成を目的としたものと觀ることが出來よう。而して學校の名義はあつても一般學課は從であり、戰術の研究訓練相互練磨による精神修養等を主としたことからみると、普通の私立學校といふよりは、むしろ軍事教育乃至精神修養の團結と云ふに近く、且つは設立の事情よりして政治的色彩を帶び、政治結社に類似した點もあり、この傾向は十年に近づくにつれて濃厚になつて來た。

私學校と趣旨精神を同じうして設立されたものに所謂賞典學校(幼年學校)と吉野開墾社とがある。前者は鶴嶺社(現在の照國神社境内の地)外にあり、西郷以下の賞典祿を



第四十四圖 吉野開墾社址

以て維持された純然たる士官養成の學校で、篠原國幹監督の下に、講師に久木田泰藏(漢學)、元大學南校教師深見有常(洋學)等があり、縣雇の外人教師シケール、コツプス等も出講した。選拔留學の制を設け、八年度は木尾滿次救仁郷哲志、日高正雄の三名を、九年度は野津傳之丞、柏原正一郎の兩名を歐洲に留學せしめた。然し乍ら八年度留學生は渡佛後不勉強の噂があり、西郷は留學生等の指導を依頼した者に宛てた書翰に於いて、學校設立の本旨を明かにし、同校は舊藩の維新の功臣に下賜された賞典をまとめ、戊辰戰死者の後繼として優秀なる士官を養成することを目的としたもので、生徒はこの本旨を體し、學業に専念すべきであると述べ、嚴重

訓戒を依頼してゐる。なほ山形縣庄内より伴兼之、補原政治の兩少年が、來つて入學したことは大いに注目すべきことであらう。



第四十五圖 吉野開墾地

〔補説〕賞典學校が舊藩出身者の賞典祿によつて維持されたことは、前記によつて明かであるが、大久保利通も八年度まではその賞典祿千八百石を縣下學校費として提供したが、九年三月大山縣令に宛て、之を以後内務省に寄附することとしたとして、諒解を求めてゐる。駒場農學校創設資金に獻じたのである。なほ、舊薩藩出身者の賞典祿の額は西郷隆盛二千石、大保久利通千八百石、小松清廉當時亡、岩下方平・吉井友實・伊地知正治・各千石、大山綱良八百石、黒田清隆七百石、和田正秀二百五十石、桐野利秋二百石等であるが、これらの全部が賞典學校費に提供されたかどうかは疑問の餘地があり、間違のないところは私學校關係者たる西郷・大山・桐野の計三千石である。

吉野の開墾社は舊教導團生徒を收容し、一説には教導團學校とも呼ばれたといふ。平野正介・永山休二の兩名が之を監督し、原野を開墾して、米・粟・甘藷等

を栽培し、傍ら學業を修めた。

以上私學校、賞典學校、開墾社の三校は何れも西郷を中心として設立され、根本の趣旨精神に於いては全く同一である。

私學校は西郷の縣民間に於ける絶大なる人望に加ふるに、大山縣令の積極的な支持を得て、いよゝその勢力を縣下に伸長した。縣令は私學校設立の當初より、資金關係等に見られる如く極力支援を惜まなかつたのであるが、恐らく縣令自身一般縣民の多數と同じく、西郷若しくは私學校派と政見を同じうしたものと思はれる。されば八年暮地租改正に備へて縣下の區制を整備せんとするや、西郷と協議の上、私學校關係者中の有力者を多數區長、副區長に任用し、戸長學校長等また多く私學校員の中より選ばれ、或は從來それらの職にあつた者が新たに私學校に加入したので、縣下郷村の行政組織は殆んど私學校派の掌握する所となつた觀がある。いま判明したゞけの私學校派の區長、副區長の名を擧げてみても、左の如く多數に上つてゐる。區長の管區はその主たる地方の名稱のみを掲げたが、その他に何れも數郷を兼管してゐたのである。

大山縣令の積極的支持

私學校關係者を區戸長に任用す

私學校派の區長、副區長

職名	人	前官	丁丑田賦時の部署
加治木 區長	別府 晋介	少佐	六七番聯合大隊長
副區長	越山 休藏	少尉	六番大隊長
宮之城 區長	兒玉 強之助	中尉	七番大隊長
副區長	邊見 十郎太	大尉	小隊長
菱刈 區長	松永 高美	海軍大尉	"
副區長	長崎 通直	中尉	"
出水 區長	村田 三介	少佐	"
副區長	木原 胤澄	軍曹	小隊長
谷山 區長	山口 孝右衛門	島根縣參事	小隊長
副區長	桂 正介		小隊長
伊集院 區長	伊東 直二	大尉	小隊長
副區長	仁禮 景通		本營附
加世田 區長	森岡 昌武	大尉	小隊長
副區長	廣瀬 景明	海軍大尉	押伍

	副區長	八木彦八	中尉	分隊長
	副區長	(後任)西郷小兵衛		
	區長	(後任)高城七之丞	東京府出仕	
高山	副區長	重久敦周	大尉	
	副區長	坂本清緝	中尉	
	副區長	國分壽介	中尉	
種子島	區長	小倉知周	海軍大尉	小隊長
	副區長	堀爲寶	大尉	
		伊地知彌兵衛	軍曹	半隊長
高江	副區長	山下喜衛	中尉	小隊長

以上判明したわけでも私學校派の區長又は副區長を戴く區域は十地方に及び、明治十一年管下に於いて薩隅の地に區長定員十八人となつてゐるから、十年以前も同様とすれば、縣下區長の半ば以上が私學校派によつて占められたことになる。而してこれら區長、副區長の殆んど全部が軍人出身であり、丁

私學校派の區長過半数を制す

縣下士族が擧つて西郷軍に從つた理由

私學校派區長大いに士民を勧誘す

丑の役勃發の時には隊長となつて出動してゐるのを見れば、縣下士族の多數が擧つて私學校側に立つて出軍したのも敢へて不思議ではない。私學校派の區長等が管下の士民に對して私學校側の主張を説いて入校を勧誘し、各地の分校の發展に力を盡したことは云ふ迄もない。これより先、八年末頃私學校幹部が生徒の上京遊學を禁止したことに端を發して、市内諸郷各地の分校内部に若干の動搖を惹起し、一部脱退者も出で、私學校の發展は一時頓挫したやうであるが、八年暮より九年初頭にかけて前記の如く多數の區長、副區長が私學校の有力者より任用され、それ等が極力管下の戸長、學校長等以下の士族に入校を慫慂するに及び、私學校の勢力は急激に伸長し、九年末頃に至つては鹿兒島は云ふ迄もなく、諸郷の士族にして分校に加入せざる者は寥々たる状態となつた。例へば市内の分校では舊兵隊の幹部が東京書生の風儀頹廢との理由を以て青少年の上京遊學を禁止したのに對して、各分校の青少年の反對者多く退校し、一時は消滅の形となつたが、間もなく擧兵前には一時分離せる青年も皆復歸したと云ひ、加治木でも同じく禁足令に端を發して紛議二派に分れたが、八年十一月幹部は西郷の出席説得を依頼し、反對派二

青少年の上京遊學禁止と分校の動搖

加治木の状況

平佐の状況

警察網も私學校派の掌握に歸す

十數名を退校處分に附したので鎮靜し、九年末に至つてはその大部分は再加入し、依然私學校反對派として殘留したのは僅か三名であつたといふ。〔注六〕また平佐では九年十二月初め頃迄は戸長學校長等は私學校に反對を唱へ、加入する者も少かつたが、新任の私學校派の區長の勸誘により年末頃迄には戸長以下約八十人擧つて加入し、未加入者は僅か二人に過ぎなかつたといふ。〔注九〕

區戸長の他に警部巡查も多く私學校關係者の中より採用され、縣下の警察網も完全に私學校派の掌握する所となつた。例へば一等警部第四課〔警〕長中島健彦は堺縣典事を辭して歸郷した有力な私學校幹部であり、三等警部鹿兒島警察署長野村忍介も錚々たる幹部の一人であつた。而して十年の戦亂には前者は振武隊長として活躍し、後者は奇兵隊を引率して善戦した。この他警部に淺江眞誠・園田敬介・佐藤三二等があり、各等巡查亦多く私學校員中より選ばれた。

縣官の動靜

縣廳内部に於ける私學校派勢力の實情は具體的には判然しないが、首腦者たる大山縣令自身が私學校に對して絶對的な支持を與へてゐた以上、大書記官各課長以下の縣官の大部がたとへ正式には私學校に加入しなかつたとし

私學校派完全に縣政を掌握す

舊藩主及び舊門閥の立場

ても、私學校の同情者乃至は支持者であつたことは、後に縣廳が擧げて西郷の兵站部と化し、大書記官田畑常秋以下今藤宏・右松祐永・松元武雄等の各課長が縣令の指令を受けて盛んに活躍し、縣令の上京後も合議して種々私學校側に便宜を供與した事實によつても推察されるのである。

かくして十年戦亂の勃發前には私學校派は殆んど完全に縣政を掌握し、鹿兒島一縣を擧げて私學校の勢力下にあつたと云つても過言ではない。もとより舊藩主父子及び之をめぐる一群の舊門閥派は從來より西郷等と立場を異にし、独自の立場を保つたが、併し必ずしも政府を支持して私學校と正面より對立するものでもなかつた。

〔注 一〕 中原尙雄手續書（大久保利通傳下卷及西郷隆盛暗殺事件所收）

〔注 二〕 薩南血涙史 西南記傳上卷二 以下主として兩書によるものは一々注記せず。

〔注 三〕 喜入村郷土史 入來村史 東襲山郷土誌

〔注 四〕 入來村史

〔注 五〕 大西郷全集第三卷草稿

〔注 六〕 大西郷全集第三卷、西南記傳下卷二列傳等を参照して作製

〔注 七〕 鹿兒島教育第二四一號所收、玉利喜造氏「過去五十年間鹿兒島教育界の回顧」

〔注 八〕 川上親晴手記（西郷隆盛暗殺事件所收）

〔注 九〕 柏田盛文始末書（大久保利通傳下卷及西郷隆盛暗殺事件所收）

第三節 私學校と國內の政情

その後の政府の陣容

鳥津久光左大臣となる

政情の不安

大阪會議と内閣の強化

久光の辭職

轉じて内閣分裂後の國內政情の變轉をみるに、政府は西郷以下の五參議を一時に失つた後、大久保・木戸を中心とし、伊藤博文・勝安芳・寺島宗則等を新たに參議に補充し、六年十二月鳥津久光を内閣顧問に加へ、七年四月左大臣に任じて、一應その陣容を整へたが、久光はその保守的立場より殆んど全面的に政府の施政方針に反對であつたため、閣内に摩擦絶えず、木戸は臺灣出兵に反對して、七年五月辭職し、政府の立場は著しく安定を缺いた。よつて大久保の發議と伊藤博文の奔走とにより、八年一二月の間、大阪に於いて大久保・木戸・板垣の間、所謂大阪會議が開かれ、三者の間に漸進的改革の實施を約して妥協が成立し、三月木戸・板垣共に參議に復任し、内閣の強化が策された。かくて四月左右兩院を廢して元老院(上院に擬す)、地方官會議(下院に擬す)の設置、大審院の新設等が發令されたのであるが、その後時日を経過するにつれて、それらの立場の相違より久光及び板垣と政府の中樞たる大久保等との間は圓滑に進まず、遂に八年十月久光は服制の件内閣諸省分離論、太政大臣彈劾等の容れられざるによつて辭職し、板垣も政府が當初の約に反して改革の實施に誠意なしとして、閣省分離論を機として辭職するに至つた。

政府の西郷復職運動

久光歸縣して西郷の上京を促す

大山巖歸朝して西郷を説く

三條使者を以て西郷を説く

この間先に朝鮮問題紛議の際中立的立場にあつた三條太政大臣等を中心に、政府の一部には西郷を復職せしめて政府の權威を加重せんとする計畫があり、早くも六年末頃三條はその意向を洩らして大久保の反對により中止した。七年二月佐賀の亂勃發するや、久光は鎮撫を兼ねて西郷の上京を促すために歸縣し、西郷に意を傳へたが目的を達しなかつた。間もなく三月には三條・岩倉は吉井友實を渡歐せしめ、之に連名の書を託して當時瑞西留學中の大山巖の歸朝を促さしめ、西郷と親戚關係にある大山より西郷の出慮を慫慂せしめんとした。大山は一應拒絶したが、再度の督促により十月歸朝し、直ちに鹿兒島に向ひ、年末頃まで滞在して西郷を説いたが、西郷は動かなかつた。更に八年所謂大阪會議の結果、木戸・板垣の入閣に成功するや、三條はこの際西郷をも加へて愈、政府の輿望を重からしめんとし、使者を鹿兒島に送り、西郷に出京を懇請せしめ、板垣も林有造を遣つて入閣の事情を傳へしめんとしたが、西郷は面會せず、これ亦無効であつた。西郷は八年四月五日付、大山巖に宛てた書

翰に於いて、獵犬の首輪を注文し、次いで當時の自身の生活状態を報じて、當今は全く農人と成りきり、一向勉強いたし居候、初の程は餘程難儀に御座候得共、只今は一日に二つか位は安樂に鋤調申候、もう今はきらずの汁に芋飯食馴候處、難澁にも無之、落著はどの様にも出來安きものに御座候と云つてゐる。（注）退耕と狩獵に専念し、最早世事に意無きことを諷したものである。

かくして内閣分裂後の數年間、政府内部は摩擦動搖絶えず、西郷引出しの計畫は悉く失敗に歸し、政局は安定しなかつたが、この間に乘じて民間よりは大別して二つの立場より激烈な政府攻撃が行はれ、國內は不安に満ちた情態となつた。一は急進的民權論の立場よりする論難であり、他は保守的封建的立場よりの攻撃である。前者は主として言論により、後者は多く武力による抗争に走つたが、時として兩者合して武力手段に訴へんとしたこともある。

朝鮮問題の紛議により下野した五參議の中、西郷を除いた四參議等は七年一月民選議院設立建白書を提出したが、之と相前後して愛國公黨立志社等の結社が結ばれた。所謂自由民權運動の發足であり、四前參議は一時民選議院論による政府攻撃に結合したものである。建白書提出に際しては西郷も署

政局の不安と
民間の反政府
運動

急進的民權論
と保守主義

民選議院設立
建白と西郷

海老原穆の評
論新聞

武力による抗
争

佐賀の亂

江藤新平の入
薩

名を求められたが、効なしとして西郷は之に應じなかつたといふ。もとより政治的見解に於いても板垣等とは相違するものがあつたのである。之を契機として自由民權論は一時に旺盛となり、盛んに政府を攻撃し、政府は之に對して新聞條例、讒謗律等によつて取締を強化したが、到底言論界の大勢を抑止すべくもなかつた。就中評論新聞、草莽雜誌の如きはその最たるもので、前者は征韓論によつて司法省七等出仕を辭した薩摩の海老原穆の主宰するところ、征韓論と民權論とを鼓吹して激越な政府攻撃を行つた。

武力による抗争は征韓論者及び政府の封建的遺風に對する改革政策や歐化主義を不満とする保守主義者によつて企てられ、一部民權論者も之に呼應した。先づ七年一月武市熊吉等九名の征韓論者は岩倉具視を襲うて之を傷けたが、佐賀の不平士族は征韓黨と歐化主義反對の憂國黨を結成して江藤新平、島義勇の兩人をそれら首領と仰ぎ、七年二月蹶起して佐賀城を占據し、縣内舊藩の士族の呼應する者を併せてその徒三千人と稱された。政府は直ちに征討軍を發して月末鎮定となつたが、江藤は既に事の成るべからざるを知るや、佐賀を脱して廿七日鹿兒島に入り、三月一日鰻温泉にて西郷と會談し、

島義勇鹿兒島に潜入

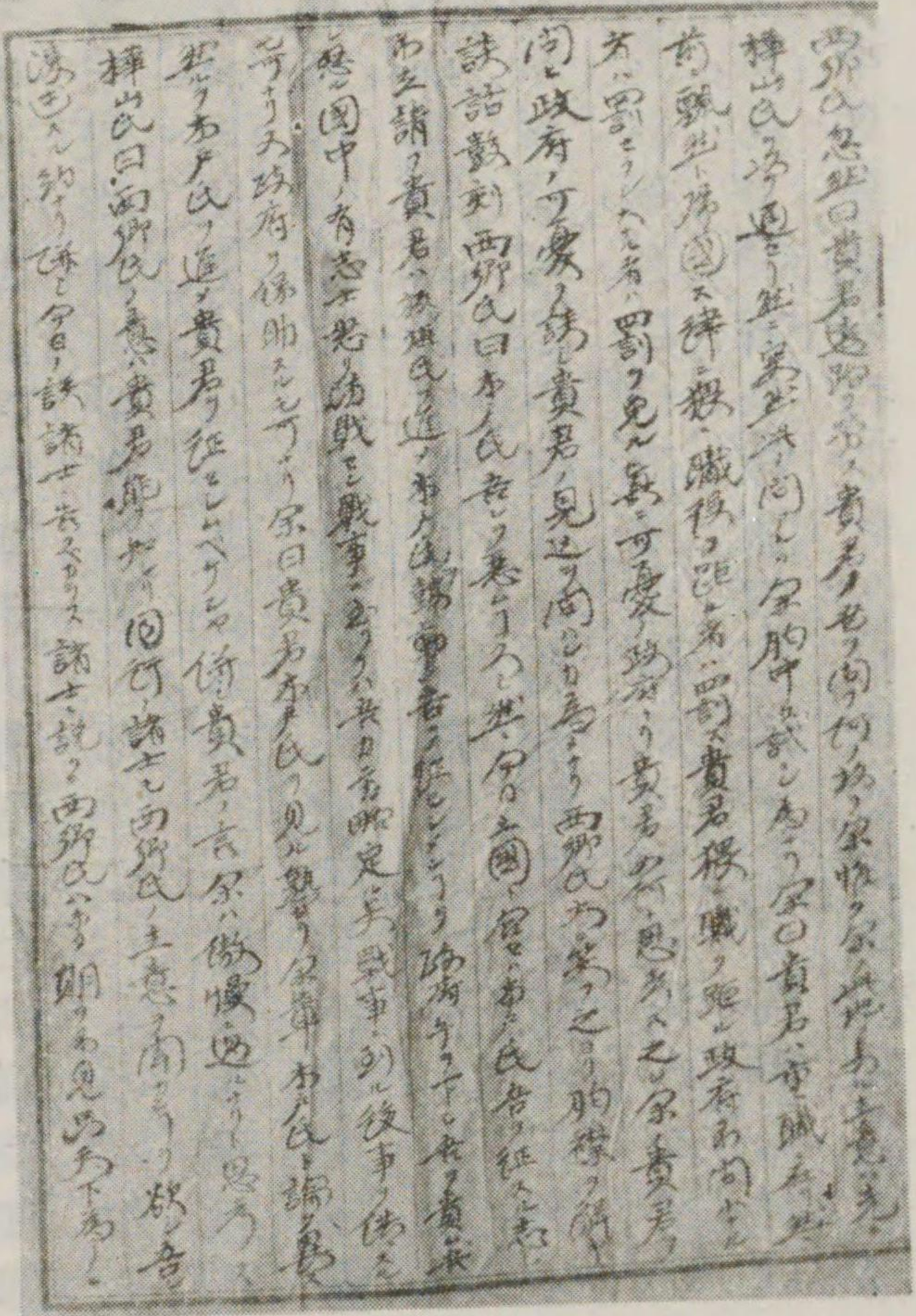
桐野利秋石井徳久兩人を庇護す

佐賀の不平士族と西郷等との關係

林有造西郷を訪ふ

議合はずして再び鹿兒島に返し、海路日向を経て四國に向ひ、高知縣下で捕縛された。島は久光が九州鎮撫のために歸縣せるを聞き、之に就いて歎願せんとして、一行十人鹿兒島縣に潜入し、三月五日七人は伊集院に留り、島等三人は鹿兒島に入り、六日久光に舉兵の理由を陳じた歎願書を差出したが、縣廳の探知する所となつて翌日逮捕され、伊集院の七人もまた捕はれた。これより先、二月廿七日久光に就いて謝罪の斡旋を請うた中川義純他二名も三月十二日島津家より縣に引渡された。しかし石井貞興・徳久恒敏の兩名は桐野利秋の庇護を受けて縣下に潜伏し、のち丁丑の役に從軍した。かくの如く江藤島以下の主謀者が多數本縣に遁入したのは、略政見を同じうする西郷以下の勢力に倚頼したものであつて、既に舉兵前の六年末佐賀の有志は中島鼎藏・徳久恒敏村地正治等を使者として鹿兒島に派し、西郷桐野等に會して共に蹶起すべきを促したが、拒絶されて歸つたといふ。即ち最初より西郷等は佐賀派の行動には賛成せず、さればこそ一敗地に塗れた江藤が改めて西郷と會談しても、何等得るところなかつたのである。なほ之より先、征韓論に同じて外務省出仕を辭した土佐の林有造が佐賀縣人山中一郎等と共に、薩摩の樺山資綱に伴

西郷土佐人と提携を拒む



第四十六圖 林有造手記 (林讓氏所藏)

はれて七年一月鹿兒島に至り、西郷に面會して今後の方針を質問した時、西郷は木戸孝允が自分を憎むこと久しいが、もし今日自分が土佐人と合體すれば、木戸の自分を討たんとする志は立たないから、林は板垣に進言し、板垣より木戸に勸めて征討の軍を發せしむるやう仕向けられたい、然らば薩摩の有志は怒つて防戦すべく、戰爭に至らば我に方略あり、その後に於いて土佐人と事を共にするも可なり、又土佐人の政府を扶助するも可なりと答へ、西郷は土佐との提携を婉曲に拒絶したので、林は西郷の言は傲慢に過ぐる旨を述べて袂を分つたといふ。この兩者の會談の事は西南記傳下卷林有造傳記の項に載せられてゐるが、後年林が獄中に於いてもものせる手記にその詳細の顛末が誌さ

西郷等縣外の同志と提携の意志なし

熊本敬神黨の亂

秋月の亂

萩の亂

各地の動搖

れてゐる。而して林は鹿兒島よりの歸途長崎に於いて、舉兵直前の江藤新平に面會し、江藤に蹶起の聲色あるをみて密に西郷の言を告げ、江藤が萬一事を舉ぐるも西郷は必ず之に應せざるべしと述べ、その自重を勧めたといふ。これによつてみれば當時の西郷等には單に江藤等のみならず、一般に縣外の同志と提携する意志は全くなかつたものゝ如くに思はれるのである。

九年十月には熊本に敬神黨の亂が勃發し、萩、秋月の不平士族も亦之に呼應して兵を擧げた。敬神黨は太田黒伴雄、加屋壽堅等を中心とする極端な保守主義者の一團で、秋月、萩と連絡して十月下旬同志百七十許を以て蹶起し、鎮臺司令長官種子田政明少將の私宅を襲うて之を殺したが、鎮臺兵と戦つて潰敗した。秋月では磯淳宮崎重遠、今村増賀等の士族二百餘が熊本の亂に響應して起ち、萩の前原黨に投せんとして進發したが、中途豊津に於いて土地の士族と小倉分營の兵とに合撃されて潰亂した。萩では前參議前原一誠等、熊本に呼應して十一月廿九日同志百許を以て舉兵したが、廣島鎮臺司令長官三浦梧樓指揮の軍隊によつて鎮壓された。また東京に於いても元斗南藩大參事永岡久茂等前原と連絡して待機し、前原の祕密電報によつて事を擧げんとした

が、未然に發覺して逮捕された。この他遂に暴發に迄至らなかつたが、庄内、金澤、岡山、鳥取等全国各地に反政府的不平士族の團結があり、政情は不安を極めた情態であつた。

かくの如くにして七年以後國內の動搖絶えず、西國の各地に内亂頻發し、薩隅の地に鬱然たる勢力を擁する私學校の動向は、政府、反政府双方の側より注目の焦點となつてゐた。九年隣縣熊本に敬神黨の亂が勃發した際には、私學校蹶起の好機と目され、鹿兒島縣下動搖の風評は都下に喧傳し、大久保内務卿は上京中の大山縣令に急遽歸任を命じた程であり、事實一部諸郷の士族は鹿兒島に駈付けたと云ひ、また私學校幹部の一人永山盛武の如きは桐野西郷に舉兵を進言したと傳へられてゐるが、西郷以下最高幹部は自重して動かなかつたのである。

西郷等下野の直接の契機となつた朝鮮問題は、八年九月の江華島事件を機として九年二月修好條約の締結となり、一應問題は解決した。併しながらこの頃に至つては私學校派の政府に對する不満はもはや單なる對朝鮮の問題のみに限らず、内治主義の政府の諸政策に對する全面的な不信となつてゐた

私學校の動向衆目の的となる

永山盛武桐野西郷に舉兵を進言す

朝鮮問題の解決

私學校派の不滿は單に朝鮮問題に限らず

ので、朝鮮との紛議の一應の解決の如きは何等不満を緩和するだけの力を持たなかつたのである。

今、私學校派最高幹部の一人たる桐野利秋の意見として傳へられる所をみるに、彼等は當時の政府は最早維持挽回すべからず、必ず瓦解に至らんと期待し、その時を俟つて奮起突出せんと期してゐたものゝ如くである。即ち

桐野利秋の見解

西郷并野生等、終に救ふ可らざるを覺り、斷然捨て去る。此れ豈捨て、後圖を思念せざるならんや。必らず廟堂瓦解して自ら保する能はざる時あるべし。是に於て復た之を救済收治するの道自ら有るあり。或は其間外國の事迫り、危急の際に當る如きは、復た臣子の分傍觀座視す可からざる者あり。唯天下の事自ら踏むべきの條理を守り、時勢來會して天人共に許すの日に於て、已むを得ざるの義務上より起り、所謂忠誠の至情に基づき、力を盡くし身を致すに非ざれば、終に事を成し功を立てるを得ず。縱令憂國の情より出るも、時勢來會天人共に許すの日を待ちて踏むべきの條理を缺き、止むを得ざるの義務に依らず、匆卒の事を起し、或は權謀術策を専らとし、名義を後にして功效を先にする者は、概するに血氣私憤に出る者にして、却て事を

蹶起の時機についての見

時勢論

成し功を遂ぐるを得ず。と述べ、又その蹶起の時機については、例へば條約改正に政府が失敗した時であるとして、若し在廷の女兒輩、姑息の條約を定め、國威を貶すの所爲あらば、國體を失し、後患を醸す、此より大なるはなし、此れ國家の重事、我が國民たる者の坐視黙許すべき所にあらず、然らば則ち條約改定の際、將に人民起ちて在廷の女兒輩を掃ひ、代つて各國に當り、國力を盡して抗敵の成敗を決するの事あらんとす、此れ即ち時勢來會して天人共に許し、臣子の踏み守るべき條理、國民奮つて勉むべきの時也」と謂ひ、この時に當つて鹿兒島一縣の人民を擧げ、奮つて日本人民の義務を盡さんことを期するものである、と云つてゐる。^(注三) また桐野はその時勢論に於いて蹶起の時機（注三）の重んずべく、當時過激の論を唱ふる者の必ずしも信賴すべからざるを主張して曰く、

勝つ所以のもの唯時に乗するを以てなり。時至らざれば則ち朽ちて已む、至れば則ち手に唾して起つ。憂國者の爲す所、素より此の如し。復た怪むに足らざるなり。天下麻の如く亂れ、怨嗟の聲四海に滿るに及んで、而後に發す。發するに豫め成敗を論せず。唯此擧たるや實に義擧なり。盡すも

此時なり、死するも此時なり。成敗天に在り、慮るに違あらざる也。肺肝先づ定り、而して臣子の義務を盡す。故に應ずる者如響、來る者如招。而して事はを以て成る。今の慷慨する者、皆輕々薄々、毛の如く、紙の如く、見る所極めて小、而して且拙し。唯一時過激の論を借り、斬姦を謀るも眞に非ず、恢復を議するも眞に非ず。機に會て身を惜み、事に臨て生を貪る。其志幾多の勳功を立て、而して何の官に就き、何の位に上り、榮華以て人に誇んと欲す。而て人に逢ふ毎に切齒扼腕、喋々大事を吐露し、傍ら人無きが若し。故に一事として成るなく、却て人の嫌疑を來し、遂に首領を保つ能はざるを致す。實に憫笑に堪へざるなり。逆政の下、宜く門を閉ぢ氣を養ふべし、何ぞ慷慨するを爲ん。尺蠖の伸んと欲する、必ず先づ其身を屈す。鷲鳥の撃んと欲する、必ず先づ其翼を收むと。

以上は桐野の云ふところの私學校派の見解であるが、然らば西郷自身の意圖如何といふに、大山綱良の口供書によれば、十年二月十七日鹿兒島出發の朝その心境を大山に告げて、今日迄人數ヲ纏メ居リシ拙者ノ旨意ハ、何レ近年ノ内ニハ外患起ルベク、然ルニ日本當今ノ形勢ニテハ、逆モ其防禦ヲ爲スコト

西郷の對政府
意見

能ハズト見込ニ付、其節ニ當テハ右兵隊ノ者ヲ以テ國難ニ報ズル業志ニ於テ、（注）たと語つたといふ。桐野の如く激越ではないとしても、林有造の手記する所によつても、西郷は當時の政府當局を無能弱體と觀、早晚來るべき外患を處理する力なしとして、その時こそかねて養成した人材を提げて起ち、以て國難に當らんとしてゐたものと見られ、その根本の精神に於いては桐野の言として傳へられるところと全く合致してゐるのである。もとより自ら進んで無謀に事を擧げんとするが如き意志は無かつたとしても、また徒らに國運の消長に對して眼を塞ぎ、ひたすら俗事を避け、隱遁を事としてゐたのではないことは明瞭である。耕耘と狩獵とを専らとした日常の生活は單に表面に過ぎず、その胸裡に於いては常に國勢の推移を凝視し、深く固く期するところがあつたのであらう。而して私學校内部の少壯急進の徒は桐野より更に激越であり、幹部の抑制さへなければ何時でも武器を執つて起たうとしてゐたことは、熊本の亂に際しての一部の動搖や、火藥庫襲撃事件等の其後の行動に徴しても容易に推察される。してみれば桐野の言として傳へられるところは、先づ私學校派の代表的見解であつたと解しても誤らないであらう。

耕耘と狩獵と
は表面のみ
少壯急進の徒
の態度

なほ桐野が極力蹶起の時機の重んずべきを主張し、慷慨激越の徒が無暴に事を起さんとするを排斥し、その信賴すべからざるを論じてゐるのは注目すべきである。西郷が林有造に對して土佐派との提携を拒み、また佐賀・熊本に私學校が動かなかつたのは、畢竟かゝる私學校幹部の自重方針乃至は縣外の不平分子に對する不信の念によるものと思はれる。

〔注 一〕 大西郷全集第二卷

〔注 二〕 西南記傳上卷一附錄 石川縣土族石川某・

中村某に對する談話筆記といふ。

〔注 三〕 西南記傳上卷二所載

〔注 四〕 鹿兒島一件書類

第二章 運動の勃發

第二章 運動の勃發

第一節 火藥庫襲撃事件

私學校派の勢力漸く強大
幹部の統御困難となる

村田新八の苦心

情勢の緊迫

私學校派の勢力は漸く強大となつて全縣下を蔽うた。西郷以下最高幹部の意衷に拘らず、少壯慷慨の徒は相つゞ國內の擾亂に刺戟されて急進論を唱へ、幹部はその統御に苦む状態となり、特に熊本の亂後は急進論いよゝ勢を加へ、幹部の統制の力も漸く之に及ばざらんとするに至つたのである。既に九年夏縣下不穩の風評東京に傳はるや、高橋新吉は松方正義の委嘱を受けて歸郷し、村田新八に就いて實情を質したところ、村田は黨内の形勢苦心に堪へず、恰も四斗樽に水を盛り、腐繩を以て之を纏ひたるが如く、西郷・村田等の力を以てしても制御及ばざらんとし、破裂は到底免れざるべしと語つたといふ。^{〔注一〕}敬神黨の暴發前にして既にかくの如くである。その後十年一月頃歸郷して情勢を見聞した者の報告を黒田清隆が大久保に傳へたところによれば、縣下ノ形勢目今鎮靜ニ歸シタルニ似タレトモ、譬ヘテ云ハ、未タ碇ヲ卸シ居、發船ノ號令無之迄ニテ、蒸汽ハ十分ニ立テリ、一旦碇ヲ引切ルニ於テハ、必ス暴發ス

桐野大いに苦慮す

一觸即發の危機
少壯急進論者
銃器彈藥の準備に着手す

政府の對策

へキノ姿ナリ、……桐野ヨリ四十日間暴發見合スヘキ旨說諭アリタリト云フ、桐野ノ宅ニハ暴發ヲ迫ルカ爲メ、多人數代ルノ差越シ、或ハ徹夜ニ至ルコトアリト云フ、……桐野ノ說ニ、大先生ノ外患アルノ機會ヲ待ツトノ事、其說古シト嘲ケリシト云評判^{〔註二〕}とあり、正に一觸即發とも云ふべき危機にあつたことが窺はれる。單に論議に止らず、急進の一派は銃器彈藥の準備に迄着手してゐたものゝ如く、薩南血涙史の誌す所によれば、競つてスナイドル銃及び彈藥を貯へたゝめ、彈藥の市價俄に昂騰し、一顆概ね五錢より十錢に至つたといふ。更に中原尙雄等一行の一人として歸縣した巡查松下兼清の報告には、蒲生の區長邊見十郎太の如きは、日露の風雲切迫との理由を以て、管下戸長に郷用金にてスナイドル銃八十挺の購入を命じたとある^{〔註三〕}。

以上の如き縣下不穩の形勢に對して、政府側は遂に意を決して三個の方策を施した。一は縣官淘汰であり、その失敗については既に前編第七章に述べた。二は鹿兒島にある火藥の搬出であり、三は警視廳警部等による偵察乃至離間策ともいふべきものである。而してこれらの諸對策は政府當局としては暴發を未前に防止すべき意圖を以て採用した處置であつたが、結果に於いては豫期に反して痛く私學校徒を刺戟し、騷亂の直接の契機ともなつたのである。

鹿兒島に於ける兵器彈藥の製造事業

木戸孝允の意見

政府斷然火藥の搬出に着手す

私學校徒火藥掠奪を議す

當時舊藩時代の集成館火藥局等に於ける兵器彈藥の製造事業は置縣後陸海軍に移され、依然事業を繼續してゐた。銃器は舊藩以來士族は大概私有してゐたので、若し一度私學校徒蹶起して火藥庫を襲ひ彈藥を奪へば、忽ちにして武装整ふ状態にあつたのである。政府に於いても木戸孝允の如きは早くよりその危険を豫見し、既に九年秋熊本萩秋月の亂續發して九州の地不穩の空氣に満ちた際、鹿兒島に於ける兵器彈藥の製造所を大阪に移さんことを主張したが、海軍大輔川村純義はその却つて挑戰的なるを恐れて反對し、議止んだといふ。その後私學校徒不穩の状また著しきを加へたので、政府も斷然意を決し、十年一月三菱汽船赤龍丸を下して、火藥積込に着手した。大山綱良の口供によれば、前例に反して火藥庫より搬出に際して縣廳にも通告せず、夜中ひそかに船に運んだといふ。

もとより私學校徒はこの政府の處置に對して心平かでなかつた。彼等は之を以て政府の私學校撲滅策の一着手とみ、もし火藥搬出を無事許容すれば、

草牟田陸軍火薬庫を襲ふ

河野篠原等善後策を協議す

中原尙雄等糾明を議す

磯海軍造船所附屬火薬庫襲撃

縣令造船所側の保護申請に應ぜず

再び造船所襲撃

菅野少佐と大山縣令との交渉

三度造船所襲撃

菅野少佐造船所を閉ぢて退去す

私學校徒造船所を集成館と復稱して兵器彈藥を製造す

事件に對する縣廳の態度

私學校の實力は著しく弱められる事を感じたのであらう、一月廿九日夜汾陽光輝宅に集つた松永高美、堀新十郎等は談偶、火薬搬出の事に及ぶや、忽ち之が掠奪を決議し、同志數十人を糾合して草牟田陸軍火薬庫を襲ひ、番卒を縛し、火薬庫四棟の内一個を壊ち、銃彈六萬個(五百入六百箱とも云ふ)を奪つた。この舉は一部急進派の獨斷による突發事件で、幹部の關知するところではなかつたが、當夜の警察當直警部淺江眞誠は事件を河野主一郎に報告し、河野は篠原國幹、永山彌一郎、淵邊高照、西郷小兵衛等を高城七之丞宅に召集して善後策を議し、また中原尙雄等糾明のことを決議したといふ。更に翌三十日夜半、また徒黨千餘人同所を襲ひ、倉庫四棟を破壊して彈藥を奪つた。引續き卅一日夜は磯海軍造船所(舊集成館)附屬火薬庫を襲撃、小銃及び彈藥百六十發入二十五個を掠奪した。造船所次長海軍少佐菅野覺兵衛は翌日事件報告書を熊本に郵送し、同所の電信局より海軍省に報告せしめ、又公文を以て縣令に關係者の探索と今後の保護を依頼したが、縣令は警部巡查等出張中、人員不足なるを以て保護及び難しと答へた。ために造船所側は残りの彈藥に水を灑ぎて不用に歸せしめたのである。二月一日夜十時頃、再び徒黨千人許が車馬を携へて造船所を襲ひ、雷管、

摩擦管彈藥を奪ひ、水漬けの銃器彈藥、廢物の大砲、裝藥迄も掠奪し去つた。仍て翌二日菅野少佐は重ねて縣令に顛末を告げ、縣にて保護の力なければ熊本鎮臺に依頼すべしと述べたところ、縣令は鎮臺兵の派遣はいよゝゝ事件を重大化する惧ありとして猶豫を懇談したので、少佐も之を諾した。二日夜三たび千人許造船所に侵入して破壊掠奪をほし、いまゝにし、所員に暴行を加へた。こゝに於いて菅野少佐は遂に退去に決し、三日造船所を閉鎖し、十九日便船によつて歸京したのである。閉鎖の時官金二萬九千七百圓を縣廳に託したが、歸京の際二千五百圓を渡されたのみで、殘餘は私學校側の軍資に流用された。造船所閉鎖後、私學校徒は集成館の舊名を門札に掲げ、縣出身の所員、元所員を召集して兵器彈藥の製造をつゞけた。なほ赤龍丸は情勢の急變により二月一日出帆退去したが、搬入済の彈藥は僅少に過ぎず、結局在庫の火薬の大部分は私學校側の使用に委ねられたのである。

事件に對して縣廳は何等の處置もとり得なかつた。取締の衝に當るべき縣警察が既に私學校徒の掌中に歸してゐた上に、卅一日私學校幹部の一人たる第四課長中島健彦は大山縣令に、火薬庫襲撃事件の突發は中原尙雄が谷口

登太に洩らした西郷暗殺、鹿兒島掃蕩の密謀を私學校徒が傳聞したためであると報告したので、縣令も中島以下私學校徒を以て固められた警部巡查を以てしては事態到底制すべからざるを知り、何等の處置も施さず、成行に委したといふ。^{〔注四〕}

中原尙雄等の密謀探知

火藥掠奪事件と中原等の密謀との關係

火藥庫襲撃は偶發的事件

右の中島の報告によれば、事件の勃發は私學校徒が中原等の密謀を探知してゐたところに、火藥搬出の事があつたので、いよ／＼政府の私學校撲滅策の現れと信じ、憤激の餘り暴發したことになるが、谷口登太が私學校幹部の命を受けて中原と會談した日付は、後日同人及び中原の九州臨時裁判所に於ける供述では一月卅日となつて居り、火藥庫襲撃事件の初發はその前廿九日夜である。こゝに暴舉が中原等の暗殺陰謀の刺戟によるとの説との間に若干の齟齬が存するのである。但し私學校徒が中原等の不審の行動については既に傳聞してゐたとすれば、そのためにいよ／＼火藥搬出を政府の私學校に對する挑戦とみたのかも知れない。

ともあれ火藥庫襲撃は甚だ切迫した事態の下に醸成された一の偶發的事件であり、もとより幹部の指令に出でた統制ある行動ではなかつた。既述の

篠原邸の會議

西郷顛末を聞いて長大息す

事態漸く抑制困難となり、蹶起すべからず

如く西郷・桐野等私學校最高幹部の意向では、所詮有事の際蹶起する決意はあつたとしても、その時機方法については慎重を極め、自ら進んで無名の暴舉に及ぶが如きは嚴に戒めてゐたところであつた。されば報を受けて桐野・篠原・村田等篠原邸に會議の席上、桐野は年少輩血氣大事を誤るを千秋の恨事なりとし、小根占にあつて邊見十郎太等より顛末を告げられた西郷は我事已むと慨嘆し、鹿兒島に歸つて二月七日大山縣令を招き、若し當時鹿兒島に在らば生徒等の暴發を抑制したであらうが、今日に至つては致方なしと語つたといふ。^{〔注五〕}かくの如く火藥庫の襲撃は私學校幹部にとつては意表外の突發事件であり、その立場を窮地に陥れるものであつた。かゝる事件を動機として蹶起することは好ましからぬことであつたが、事態こゝに至つては黨内の大勢止むるに由なく、假りに強ひて抑制し得たとするも、事件の責任者として多數の罪人を出すことは情義に於いて忍びざる所とされた。この時既に私學校徒の蹶起は半ば避くべからざる形勢となつたものゝ如くである。

〔注一・二〕 大久保利通傳下卷

〔注三〕 松下兼清手續書（西郷隆盛暗殺事件附録）

〔注四・五〕 鹿兒島一件書類

第二節 中原尙雄等の逮捕

火薬庫襲撃事件について、私學校幹部の側では當時歸郷中の警視廳警部中原尙雄等の一行の逮捕糾問を斷行した。

縣下の狀況不穩にして暴發の惧ありとの風評は、既に九年末頃より帝都に流布されてゐたが、中原尙雄・園田長輝等在京の縣下諸郷出身の警部巡查及び學生等約二十名は、もと／＼私學校徒とは合はざる所があつて上京したものであつたので、歸縣して鎮靜に當らんとし、十二月下旬寄々協議して對策を練り、廿六日大警視川路利良の別邸に於ける最後の會合に於いて歸縣後の諸般の行動について打合せを完了した。勿論事は川路大警視の示唆に出でたもので、警察の長官たる川路は鹿兒島縣下の實情の視察と、主として諸郷士族を説諭して私學校より脱退せしむること、即ち内偵と離間工作とをその部下に内命し、警部等はその内命により集合協議を重ねたものであることは動かし難い事實である。〔補説〕 たゞその際川路が西郷暗殺の事迄も密命したか否かについては、なほ充分論議されねばならない。

縣下不穩の風評と在京縣下警部等の態度

川路大警視別邸の會合

川路と中原等との關係

西郷暗殺の密命に關する兩

私學校側の主張

大審院に呈出せる中原の手續書

〔補説〕 中原等が川路の内命を受けたとしても、西郷暗殺の密命迄も受けたとの事に關しては、政府側と私學校側と各、その主張を異にし、之に關する資料もその出處の如何によつて内容の齟齬する處尠くない。先づ川路と中原等との關係及びその東京に於ける會議の内容、即ち歸郷目的については、私學校側の主張は中原の口供書にある如く、中原は川路の西郷在る以上は名義立たざる暴舉は押へるであらうが、萬一の場合には西郷と對面して刺違へる他はないとの暗示によつて歸郷を決意し、十二月廿五日警部園田長輝宅に同志と會合し、廿六日川路別邸の最後の會合に於いて更に詳細なる着手の方法を評議し、私學校の離間・瓦解、西郷の暗殺、陸海軍による私學校徒殲滅を決議したといふのである。即ち明かに中原等は川路の内命により、西郷暗殺のため歸縣したことになる。

然るに中原が勅使一行に救出されて歸京の後、大山綱良の引合人として尋問され、十年四月四日付大審院に呈出した手續書によれば、會議の内容は著しく前記口供と趣を異にしてゐる。即ちこの手續書では川路より示唆を受けたといふ點には何等言及せず、たゞ大山綱良について長官に本旨を開申して歸縣の許可を得、また旅費として月給四ヶ月分の前借を願出で、許されたところのみである。十二月廿五日の園田宅の會合については口供書とほぼ同様である。廿六日の川路別邸の集會では、大山より旅費を受取り、反覆歸縣の上は萬事忍耐して粗暴の事なく、無事歸るべしと諭されたとあり、離間・暗殺等について協議したとは云はず、暗に之を否定してゐる。〔西郷隆盛暗殺事件 大久保利通傳下卷〕

更に戦亂の終了後、十年十二月廿四日付、中原の九州臨時裁判所に於ける口供書には簡単に園田末弘、菅井等の同志と協議し、大山を通じて川路に本旨を開陳して、各自歸省の願書を呈出し、許可を得たのみあり、川路との關係は著しく稀薄になつてゐる。(西南記傳中卷一 大久保利通傳下卷 西郷隆盛暗殺事件)

右の如く手續書及び九州臨時裁判所に於ける口供書に於いては、中原は歸郷は上司の内命によるものではなく自發的なもので、その目的も穩かに大義名分を説諭せんとしたものであると述べて居り、全然私學校側の調による口供書を否定してゐるのである。而してこれ一は手續書を信じて所謂口供書なるものは中島健彦等が擧兵の名義を得るために拷問の末捏造したものと爲し、他は口供書を眞なりとし、手續書及び臨時裁判所に於ける口供を虚偽の陳述として否定する所以である。

然るにこゝに川路大警視の訓諭大要なるものが残つて居り、これによつて中原等の歸郷は全く川路の内命によるものであり、歸郷後の行動についても種々指示を受けたことが知られるのである。訓諭大要は全三十五條より成り、詳細に警部等歸郷後の着手の方法について訓示したもので、政府、大久保其他の要路川路等に罪なきを説諭して縣民の先入觀念を除くこと、大義名分を説くこと、兵力、軍資、船舶の有無、傷兵手當の有無等の點より鹿兒島一縣の兵を以て全日本の兵力に敵し得るや否やについて反省せしめ、假令擧兵するも熊本、福岡、佐賀その他各地の不平黨の響應頼むに足らずとして、擧兵成功の不可能なるを説得する

こと、特に諸郷の士族に對しては、舊來城下士族に輕蔑され横視されてゐたに拘らず、なほ覺醒せずして之に欺かれ、遂に賊名を蒙らんとするは無自覺も甚しと説きて之を私學校より離反せしむべしと訓へてゐる。なほ東京にて私學校一派の書面を得て呈出すること、歸郷の上は努めて私學校徒の信用を獲得し、そのために奔走する如く見せて機密を探ること、金錢の使用に注意し困窮を裝つて嫌疑を避くること、私學校徒の謀議の内容、連類の氏名を探ること、未だ入學せざる者に説き加入せしめざること、同志人目を避け、神社參詣等に託して會合し、發覺を防ぐべきこと等々、實に微に入り細を穿つて注意を與へてゐるのである。而してこの訓諭大要は西郷隆盛暗殺事件所載の大山綱昌の談話によれば、佐和少警視が起草し、川路が加筆訂正して、大山綱昌を通じて十二月廿六日の川路別邸に於ける歸郷者の會合の際、各員に交付したものと成つて居る。(大警視川路利良君傳 西郷隆盛暗殺事件)

また現に岩村男爵家に藏する丁丑諭賊草と題する一卷も、前記訓諭大要程具體的ではないが、その趣旨は全く同様で、國家の尊嚴を説き、國法を遵守すべき理由を述べ、姦臣を除くを名として漫に兵器をとつて暴威を募り、殺戮を極めんとするを難じ、更に當時不平人士の言動を批判してその當らざるを説き、鹿兒島人士が政府は九州を外債の抵當とした等の無根の虚言を信じ、頼むべからざる不平分子の響應を頼みとし、全國を敵として勝算なき戦を挑み、薩藩維新の功績を泥土に委ねるが如きことなきやう自重すべしとして、諄々と名分を説いたもの

貫堂存稿

である。しかも明治十五年五月修史館監事三浦安の談話によれば、これ即ち川路が中原に授けて鹿兒島人士を諭さしめたものといひ、且つ又岩村通俊縣令として赴任せんとするに當り、大久保内務卿は之を岩村に授けたといふ。更にまた岩村通俊の貫堂存稿に收められた記事一則にも、岩村が京都に於いて縣令に任ぜられて大久保に面會し、川路が西郷暗殺を企圖して中原等を遣つたとの風評の眞偽を尋ねた時、大久保は之を否定して大警視が中原等に授けた訓諭の稿本を示したとあるを以てすれば、中原等の歸郷は川路の内命によるものとなして間違ない。なほ西郷隆盛暗殺事件に川路の訓諭草案として収録されてゐるものは之と同じものであつて、同書によればこれ亦佐知小警視の起草になり、川路が訂正して中原等に授與したもので、一行の一人樋脇盛苗の手録中より発見されたといふ。即ち

某政談、ある時、岩村通俊が、川路大警視に、大久保内務卿に、大久保に於いて縣令に任ぜられて大久保に面會し、川路が西郷暗殺を企圖して中原等を遣つたとの風評の眞偽を尋ねた時、大久保は之を否定して大警視が中原等に授けた訓諭の稿本を示したとあるを以てすれば、中原等の歸郷は川路の内命によるものとなして間違ない。なほ西郷隆盛暗殺事件に川路の訓諭草案として収録されてゐるものは之と同じものであつて、同書によればこれ亦佐知小警視の起草になり、川路が訂正して中原等に授與したもので、一行の一人樋脇盛苗の手録中より発見されたといふ。即ち

第四十七圖 丁丑賊諭草案 (男爵岩村一木氏所藏)

之は三浦安の談話及び貫堂存稿の記事と符合してゐるのである。丁丑賊諭草案、即ち訓諭草案と訓諭大要との關係を考察するに、前者は根本の趣旨精神を説き、後者はその具體的な着手の方法を指示したもので、之によつて川路が中原等に

電報録

私學校徒の偵察と離間工作のため歸郷を内命した事は明瞭と斷定される。更に貴島勇介氏所藏の電報録(開拓使の用紙に記す)によれば、鹿兒島の狀況視察に赴いた川村海軍大輔は、大山縣令に會して始めて中原等の事件について承知し、十二日尾道から政府に發した電報に、「其名とする所西郷大將を刺殺する事を大警視より中原某等へ申し含めたりと云ふ」と報じ、更に十六日朝神戸より岩倉右大臣に

先日御届致シ候川路大警視ノ指令ヲ以テ西郷大將ヲ刺殺スル云々ハ容易ナラサル事件ニ付、眞偽不分明、右等ノ事萬々アルマジクトハ存スレトモ、今般御尋問トシテ西郷上京致スヘクトノ場、如何ニモ順序相立タス、上京猶豫致スヘキ旨大山縣令ヲ以テ申込メ置候ニ付、全ク同縣人ノ偽策ニ候ヤ、川路御取糺シ何分ノ儀承知致シ度候

と電報してゐるが、電報録はこの兩度の電報の「シサツ」の文字を何れも視察と書いて次に朱筆を以て刺殺と改めてゐる。之に對する同夜の岩倉の返電に

電報落手セリ、川路大警視ノ指令ヲ以テ西郷大將シサツ云々、容易ナラサル事件ニ付、眞偽分明ニ承知アリタキ旨、早速川路へ尋問セシ處、警察ノ儀者職掌故固ヨリ不審アルヘキ様ナシ、若シ暗殺等ノ取違ヒニ候ハ、思ヒ寄ラサル訛傳ト答ヘ候、我考フルニ「シサツ」即チ「サシコロス」ノ字ト誤認候ヤト存候、來示ノ通り萬々之レナキ事ニテ全ク偽策ト存候とある。この川路の云ふ所は中原等派遣を明瞭に承認してゐることは云ふ迄

中原の手帳の
記事

もないが、職掌上視察に遣したとは如何にも辯解のための文字であるのみならず、なほシサツを暗殺に取違ひたらんと稱し、岩倉が縣人はシサツを刺殺と考へたのであらうと敢へて附言してゐるのは、或は刺殺に非ずして視察なりと強辯するためのもとも考へるものがあるかもしれない。併し乍ら、又視察を刺殺と取違ひたらんとは如何にも單純な推量で、岩倉乃至は政府當局全體としては警部等の歸縣について承知せず、或は左程重大視してゐず、延いては暗殺云々の嫌疑は政府にとつて意外とする所であつたから、斯様に一己の推量迄も打電したものと考へられ、單にこの電文のみを以ては斷定し難いのである。

なほ薩南血涙史は中原の手帳にあつた「官職有之者は皆銘々其職に斃れて止むべし。官職は素より勅命也、勅命を奉じて賊を攘ふ、何をか疑はん、勅を奉じて死を致す、何の榮か之に過ぎん」等の語句を以て、暗殺の決意を物語るものとしてゐるが、事の危険なるを自覺して決死の覺悟を以て歸縣したことは窺知し得るも、之を以て直ちに暗殺陰謀の證とするはいさゝか根據薄弱である。

ともあれ、中原等は廿六日の會合により打合せを完了するや、直ちに逐次歸郷の途に就き、翌十年一月中旬頃相前後して夫々の郷里に歸着したのであるが、その人名左の如くである。

歸郷せる警部
等の一行

(官職)	(姓)	(名)	(出身)	(官職)	(姓)	(名)	(出身)
權中警部	園田	長輝	牛山	權中警部	菅井	誠美	谷山

權中警部	末弘	直方	平佐
	野間口	兼一	出水

二等巡查	西	藤	四郎	加治木
四等巡查	前田	素志		

少警部	松山	信吾	根占
	中原	尙雄	伊集院

生	高橋	爲清	帖佐
	松下	兼清	蒲生

少警部	安樂	兼道	喜入
	土持	高	加世田

書	平田	宗質	谷山
	柏田	盛文	平佐

權少警部	山崎	基明	高岡
	高崎	親章	市來

	猪鹿倉	兼文	加世田
	大山	綱助	加世田

一等巡查	樋脇	盛苗	西田町
	伊丹	親恒	加治木

	田中	直哉	平佐
--	----	----	----

二等巡查	伊丹	親恒	加治木
------	----	----	-----

即ち樋脇盛苗が西田町出身であるを除くの外、全て諸郷出身者であり、この點よりも城下士族の間には最早離間策も効なしと見て、専ら諸郷士族の間に説諭して私學校側より引離さんとした意圖が窺はれるのである。一行の内には中原を始め、伊丹、高橋、松下の如く、もと／＼反私學校の立場より上京奉職した者が多く、安樂の如きはもと私學校員であつたが、上京後在京先輩友人の

歸郷の警部等
は主として諸
郷出身者

歸郷者と私學
校との關係

歸郷の中原等の行動

勸告により、意を翻して警視廳に奉職するに至つたといふ。^{〔注一〕}

喜入に於ける安樂兼道の行動

一行の歸郷後の行動をみるに、中原は一月十一日郷里伊集院に着いたが、親戚友人等より危険を告げられ、或は脅迫される等の事があつて、積極的な活動は爲し得ず、一部親族や反私學校派の友人の間に説諭してゐたが、一月下旬末弘、柏田等の來訪を受け、時機既に手遅れとなり、説諭効なきにより近く歸郷を約したといふ。^{〔注二〕} 安樂は喜入に於いて有力なる黨員約二十名と戸長宅に會同し、歸郷の趣旨を説き、多くは西郷に誤ある筈なしとて應じなかつたが、八九名は動かされ、退校に決したといふ。^{〔注三〕}

蒲生に於ける松下兼清の行動

加世田平佐の情況

松下は蒲生に於いて副戸長等と會談し、區長邊見十郎太より日露の風雲切迫との理由によつて郷用金にてスナイドル銃八十挺の購入を命せられた顛末を聞き、之に應せざる様勸告し、又朋友親戚の間に勢に雷同せず、方向を誤らざるやう説得した。^{〔注四〕} また猪鹿倉、大山は加世田に於いて奔走の結果、十九名の同志を得、二月四日には正式退校の手筈を豫定する迄に至り、柏田は平佐に於いて最近急激に戸長、校長以下士族の殆んど全部が私學校に加入したのを脱退せしめんと圖り、種々説得に努め、三日加世田に赴いて猪鹿倉、大山と會し、變則學校の規約起草中捕へられたといふ。^{〔注五〕} 變

則學校の規約起草中といふのは、私學校分校に對抗して別に一派の學校を起してようと企てたものかとも推測される。

私學校徒の憤激

以上の行動によつてみるも、中原以下歸郷の目的が單なる狀況視察に止らず、事實東京に於ける申合せに従ひ、歸郷後縣下各地方に分散して種々私學校の分離崩壊に努めてゐたことは明瞭である。この行動は當然私學校派を痛く刺戟し、憤激せしめ、中原等は政府の探偵となり、私學校の破壊攪亂のために歸郷したものとして、呪咀の的となつたであらうことは、容易に想像されるところである。延いては種々の流言を生じたとしても、當時の切迫した情勢の下に在つては不思議ではない。

私學校幹部谷口登太等の中原の内偵を命ず

警部一行の行動はもとより隱微の間に爲されたであらうが、既に私學校の組織網が縣下一般に張り廻らされてゐた状態に在つては、漏洩せざるを得ず、報を得た私學校幹部は谷口登太及び兒玉軍治の兩人に首謀者と目された中原に就いて内情の偵察を命じた。兒玉の行動については明瞭でないが、谷口は兼ねて中原と懇意であり、私學校に籍を置かぬ者であつたので任に選ばれたのである。而してこの際いよ／＼着手の決意を促したものは廿九日夜の

火薬庫襲撃事件と中原等内偵の先後關係

火薬庫襲撃事件の突發であつた。

この際火薬庫襲撃事件の勃發と中原等に對する私學校側の内偵の先後が大いに考究されなければならぬが、一は私學校側が彈藥掠奪の非を蔽はんがために中原等を逮捕拷問したといひ、他は之を否定して並行的のものとして取扱つてゐる。この問題については先にも觸れたところであるが、いま更に検討するに、火薬庫襲撃の初發が一月廿九日夜にあることは間違ない。之に對して私學校幹部が谷口に中原の探偵を命じた日付は、谷口の九州臨時裁判所に於ける口供では廿六日となつて居り、西南記傳中卷及び薩南血涙史は火薬庫襲撃事件の報告を得て篠原淵邊河野等即夜會議の結果、谷口に中原の探偵を命じたとなつてゐるのである。谷口の口供を眞實とすれば、中原等に對する着手の決意は火薬庫襲撃事件以前からであるが、兩書の傳ふる所では、事件突發の結果、中原等に對する着手が更に促進されたことになる。ともかく命を承けた谷口は卅日以後前後二回にわたり伊集院の寓居に中原を訪れ、その信頼を得て意衷を打開けられ、又その同志の人名を探り、逐一その顛末を私學校側に報告した。この際の中原谷口の間補説の談話の内容がまた

火薬庫襲撃事件初發の日時私學校幹部が谷口に中原の内偵を命じた日時

谷口と中原の交渉

論點となつて居り、谷口の私學校への報告書なるものによれば、中原は私學校切崩し、西郷桐野篠原等の暗殺計畫を打明けたとなつてゐるが、後日中原谷口兩者の裁判所に於ける供述では共に之を否定し、眞偽何れとも決し難い。ただ少くとも中原は萬一の場合、西郷と刺違への決意ありと告げたといふことは或は事實のやうである。

谷口の私學校側への報告書

〔補説〕西南記傳中卷一、大久保利通傳下卷等に收められた谷口の私學校側への報告書として傳へられてゐるものによれば、谷口は中原の歸省を知つて之を訪れ、上京の素志あるも困窮のため意に任せぬ旨を述べると、中原は警視廳に就職斡旋を約し、更に私學校本校の現状を問うたので、谷口は毎戸加入せざる者無き状況であり、自分等の如く加入せざる者は疎外されると答へた。次に中原は校徒上京の噂があるが時節は櫻時分と思はれると云つたので、恐らく五月頃かと答へて置いた。この時中原は突然顔色を變じ、實は自分等は命令により私學校瓦解のために歸つたものである、諸郷士族を離反せしめることは容易であるが、城下士族に對しては困難であるから、秘策を用ひ、西郷始め桐野篠原の暗殺を企圖してゐると打明けた。よつて谷口は同意の如く裝ひ、その後末弘高崎・柏田等と會議した。なほ中原より同志の人名として園田等十數名の姓名を誌した手帳を見せられたといふのである。

即ち中原は谷口に暗殺計畫を打明けたことになるのであるが、その後谷口が

谷口の九州臨時裁判所に於ける口供

谷口の私學校側へ提出の報告書の成立事情

九州臨時裁判所に於いて陳述した口供は之と全く趣を異にし、第一報告書なるものは谷口自身の手になるものではなく、しかも既に出軍後熊本に於いて成立したものとするのである。谷口は八月十四日永井村にて降伏し、裁判所の取調を受くるに至つたのであるが、十二月廿四日付九州臨時裁判所に於ける口供書によれば、二月廿六日相良長安なる者より私學校に加盟せざる理由を詰問され、舊正月中旬頃迄には私學校黨繰出し上京の手筈にて、若し之に参加せざれば恥を取り迫害されんと脅迫され、入學許可の條件として中原の動靜探査を託されたので、之を承諾し、一月三十日中原を訪れたところ、中原は私學校黨暴發の時機を問ひ、又諸郷士族の離間は容易なるも、城下士族を離反せしむることは至難であるから、大事に至らば西郷に面會して議論に及び、聞き入れざる時は刺違へるより外なしと意衷を告げた。谷口は卅一日相良にこの旨報告して入學を許され、更に二三日後相良より「近日東京獅子下り居ルニ付、私學校黨ニテ獅子狩リヲ爲ス風聞あり」と中原に告げよと命ぜられ、翌日再び中原を訪れ、中原・高崎・末弘他一名と面會して前件報告し、次いで二月三日相良の命により伊集院に赴き、手紙を以て中原を呼出し、捕縛の手引をした。二月十三日三番大隊一番小隊に編入、十六日進軍の途中水俣にかゝる縣境の山上にて、小隊長邊見より中原の口供讀聞けあり、自分の相良に報告したところとは相違してゐたが、黙して何等申出でず、次いで同月中熊本にて池上四郎の使より實印を差出すべしとの命を受け、持合せがなかつたので空屋に捨て、あつた古印を拾ひ取り差出したところ、間もなく池上より出頭すべしとの事にて出頭し、自分と中原との談話顛末なるものを讀聞けられた。内容は大いに事實と相違してゐたが、接戦の際異議を申立つるも無益と考へ、之を承認した。暗殺の件は中原より決して承知せず、又右様の事を相良等に申出でたる覺もない、中原の口供は全く私學校黨の虚構と想像されるといふのである。(大久保利通傳下卷 西郷隆盛暗殺事件)

中原の臨時裁判所に於ける口供

谷口の臨時裁判所に於ける陳述を虚偽となす説

要するに谷口は中原との談話顛末の報告なるものは、自分の差出したものではなく、私學校幹部の間に於いて勝手に作製されたものであり、事實と相違してゐるが、自分はたゞ状況に鑑みて之を承認したのみと云ふのである。而して中原の臨時裁判所に於ける口供によれば、一月卅日谷口が來つて就職の斡旋を請ひ、又私學校徒は射撃演習をなし、暴發の期は櫻時分と告げたこと、二月二日谷口が再訪して彈藥掠奪及び獅子狩り云々のことを報告したことを述べてゐるが、西郷と刺違へ云々については谷口に右様のことを語つた覺なく、併し乍ら谷口が聞いたといふ以上は、慷慨談話の間語氣或は此に及びたるも難計として強ひて否定はしないのである。

即ち九州臨時裁判所に於ける谷口・中原の陳述は、單に中原に萬一の場合西郷と刺違へる決意があつたといふに止まり、暗殺云々については言ふ處なかつたといふに一致してゐる。之に對して谷口の臨時裁判所に於ける陳述を虚偽として否定する説もあり、例へば薩南血涙史は明治四十三年の谷口の談話として、裁判官は谷口の八代・鏡に於ける官米掠奪を不問に付する代りに、申立と相違す

るも裁判所側に於いて作製せる口供書を承認すべしと諷し、谷口が之を承諾するや即日放免したが、併し中原が暗殺の決意を語つたことは事實であるとしてゐる。併し乍ら今この直話なるものも直ちに無條件に信ずることも困難ではなからうか。たゞ中原が萬一の場合西郷と刺違への決意ありと打明けたといふことは、中原自身必ずしも之を最後迄否定してはゐないのである。

而して假りにこの刺違へといふことが谷口より私學校側に報告されたとしても、當時の緊迫した情勢の下にあつては、之を受取つた私學校幹部の衝撃は恐らく暗殺といふと餘り變らぬ重大さであらうし、更により深刻なる決意を包蔵するものと推測したとしても敢へて不思議ではない。

なほ谷口が中原について探偵を命じた私學校側の人物相良長安なるものについて、西郷隆盛暗殺事件は之を何人かを庇はんがための架空の人物なりとして抹殺し、薩南血涙史には私學校側は河野主一郎の實兄にして私學校に籍を置かざる八等警部嶺崎良明の紹介により、兒玉、谷口の舊友たる田中市右衛門、重久武二の二人に旨を含め、田中より谷口に中原探偵の件を説かしめたとある。

ともあれ谷口の報告により私學校側は愈、警部等一行を逮捕糺問するに決し、第四課長一等警部中島健彦は縣令の許可を得て私學校徒の内より臨時巡查三十人を任命し、一月卅一日之を大口出水兩街道に配して脱出の途を塞ぎ、二月三日劇雨を衝いて中原等の逮捕に出動せしめ、先づ谷口の手紙によつて

相良長安

中原等の逮捕

大洲鐵然等の就縛

中原を誘ひ出して之を捕縛し、以後連日縣下各地に關係者の檢舉を行ひ、七日迄に約七十人を逮捕した。その中二十人は歸縣した警部等一行で、脱出し得たのは松山信吾唯一人といふ。八人は大洲鐵然等本願寺派遣僧侶の一行で、彼等は縣内の眞宗解禁によつて布教のため九年十一月末鹿兒島に着し、説教所を開いて布教中、その説く所士氣を挫き國家に害あるものとして私學校徒の嫌忌を買ひ、暴言迫害止まず、延いては政府の密命により、布教に名を籍り探偵のために下向したものと流言迄流布してゐたので、その邊の嫌疑により、六日説教所を襲はれ、一齊に逮捕されたのである。その他の者は警部等一行との關係者として捕縛されるに至つたものである。

中原等の糺問に際しては、私學校出身の警部等のみでは重大犯の取調に慣れてゐないので、慎重を期し、中島自身及び六等警部古川源助、宮内俊藏の他に、中島は縣令の許可を得て元聽訟課員にして最近迄鹿兒島裁判所に奉職してゐた中山盛高、河野通英の兩人を急に警部に任用し、更に元司法省出仕樺山資綱を頼み、中島主宰の下に取調に當つた。中原等の陳述については、私學校側より發表された口供書では、川路の内命により西郷等の暗殺と私學校の掃滅

中原等の糺問

を目的として歸郷したと自白したことになつて居るが、關係者一同後日裁判所に於ける陳述では、何れも口供書は拷問の末暴力を以て強制的に捺印せしめられたものであるとして之を否定してゐる。〔補説〕今日より中原等の所謂口供書の信憑性如何を正確に斷定することは困難であるが、刺違へ云々といふ點に關しては、取調に當つた河野通英が後日裁判所に於いて中原も自供したと主張し、中原自身も覚えはないが、河野が主張するならば或は無意識の間に述べたかも知れないとして敢へて否定してゐないのである。〔注六〕ともあれ、かくして發表された中原の口供書は次の如きものであつた。

中原の口供書

一 自分儀、明治九年一月四日、少警部拜命奉職罷在り、同年十一月末方、日は失念、大警視川路利良宅へ差越候處、同人より各縣の事情等彼此と承り候末、鹿兒島縣に於て、近頃種々、不穩向も有之、逆も西郷陸軍大將在縣なれば、名義不立に倉忽の所爲は無之とは申しながらも、萬一舉動の機に立至らば、西郷に對面刺違ゆるより外に仕様はなひよとの申聞に隨ひ居候折柄、是亦日は不取覺、同縣士族大山勘助宅へ立越候處、咄に西郷若し事を擧げば刺殺より外なきと承候に付、彌々前件主義包藏罷在候内、同年十二月廿四日、中警部園田長照、末弘直方自分宅へ參り、近歸省願出度含みと云ふも、鹿兒島縣の動靜、何分世評まぢの向き申すに付、

其儀に於ては、自分にも共に歸省致し度相答候處、兩人共其意に應じ候に付、即ち其形にて皆共罷歸候事

一 翌廿五日、警視廳内にて川路利良へ鳥渡面會の節、歸省の願書可差上候間、宜敷相頼候段申述候處、夫は好き事なり、宜敷氣張吳べく申聞候に付、前書云々の儀も有之、彌々決心罷在候。尤も園田長照方へ集會の盟約に付、午後三時頃より差越候處、平田才七、野間口兼一、猪鹿倉保、大山綱助、菅井誠美、伊丹親恒、末弘直方、山崎基明、高崎親章、安樂兼道、土持高等追々來集いたし、孰れも見込の論を立、歸省の上は各郷より私學校入校の者は固より、其外へ名分の無き師を起すは、人臣として有間じきと言ふ儀を主張し、入校の面々、且つ入校志願の者共を引離し度との事に決議し候事

一 翌廿六日午後、川路利良舊宅、當分明き家の所に於て、右人數集會を期し置き、歸省の願書差出候處、即刻許可相成り、皆々參會に及び候。其節評議の次第は第一私學校の人數に離間の策を用ひ、我方に人數を引入れ、私學校を瓦解せしめ、動搖の機に投じ、西郷を暗殺致し、速かに電報を以て東京に告げ、海陸軍併せて攻撃に及び、私學校の人數を鑿ろしにいたし候儀を決定し、電報の役には園田・野間口素より肥後境の者故、熊本鎮臺に驅付、是より電報に及ぶべき事と、其他報知に於ても悉く暗號相定め、都て決議の上、明日の發程を究め候。併し同時に發程候ては、外見の畏れも是れあり、面々仕舞次第と取究め、皆共歸宿致し候事

一 同廿七日東京發程、横濱迄差越し一泊、翌廿八日午後第九時、玄海丸へ乗船出帆

の處、船中殊の外不_レ宜、諸所滯泊にて、明治十年一月十一日着縣、夫れなり外出等も致さず候得共、末弘・高崎等參り吳候儀は有_レ之、何も前書探偵の件々もはかどらず、折柄暗殺の密謀發覺いたし、終に御捕縛に相成、右次第度御取調により、陸軍大將西郷隆盛を川路利良が命を受け、容易ならざる儀を差挟み、且つ人心を離間するの始末取企候次第、今更何共奉_二恐入候事_一

右之通相違不申上候。以上

明治十年二月五日

中原尙雄(拇印)

園田以下の口

園田菅井野間口末弘安樂土持高崎山崎樋脇伊丹平田大山猪鹿倉田中の口供は一括して十四人連名、日付は二月七日、内容は中原のそれと略_二同様である_一。西前田高橋松下柏田五名の口供は同じく二月七日付、内容は集會には關係せず、末弘等の指揮に従つて行動することを命せられたとなつてゐる。

口供書成立の日時

〔補説〕口供の成立については、關係者の後日の證言では、中原以外の十九人は二月八日縣廳第四課に呼出されて口供書讀聞けがあり、これ迄の陳述と相違し、暗殺陰謀を承認した事になつてゐるので、拇印を拒んだが、強制的に拇印せしめられた、中原は同日(或は十三日とも)獄中で讀聞けもなく暴力を以て拇印せしめられたといふ。大山綱良の裁判所に於ける供述では、二月十一日頃拇印のない中原の口供書を私學校側より届けられたので、縣廳に於いて中山・河野・仁禮の三警部と今藤一等屬が、内容については改竄したのではないが、斟酌して枝葉を取り直

大山縣令中原の口供を告示す

而して中原の口供は大山縣令の名に於いて二月十二日縣下各所に告示されたが、私學校徒はもとより之を信じ、一般縣民亦疑はず、島津久光や、鹿兒島裁判所在勤の司法官等すら無根の事とは思はなかつたのである。

〔補説〕

久光の見解に就いては後に述べるとするが、裁判官等の見解については、鹿兒島在勤の司法官長島鐵太郎他六名は中原等の暗殺陰謀を信じ、三月三日付中原等を法律による正式裁判に附して正邪を明かにし、國憲を正すべしとの意にて上表を草し、三條太政大臣及び西四辻侍従によつて閣下に捧呈せんとして、二級判事補吉本祐雄をして携行上京せしめたが、果さなかつた。(西南記傳中卷一)

中原等と大久保の關係

野村綱の口供

野村大久保を訪ふ

中原等の口供は川路大警視の内命を受けたといふに止まるが、事件に大久保内務卿も關係ありと信せられるに至つたのは、野村綱の自供によるものである。口供によれば、同人は鹿兒島士族でもと宮崎縣中屬であつたが、廢縣後舊宮崎學校生徒の處分のために上京、九年十二月卅一日大久保に對し、鹿兒島縣に關する情報を報告すべき旨郵書を以て申出でた。十年一月三日大久保の招により訪問したが、大久保は「鹿兒島私學校は一體政府の爲めに一大腫物の招により訪問したが、大久保は鹿兒島私學校は一體政府の爲めに一大腫物

の如し、仍而我輩の工夫には盛大なる學校を設立し、少年輩をして學問の方向を定めしめ、同校人數を離間し、諸郷にも同様着手いたし、漸次腫物を小さくするに如すと語つたといふ。廿九日再び招かれたが、この時の大久保の言として傳へられるところは次の如くである。

鹿兒島の人氣は起りさめ、仕易き國柄故、兎角二三月頃が懸念に被思、且つ陸軍省より彈藥等取寄候手都合も有之、通例の事なら郵便又は電信より被申越度、而して動搖甚敷時分は乍御苦勞直に駈付け呉れ度、其節は郵便は止り、電信は切るゝに違ひはなし、其上陸軍等の用意は成程非常に備ると云もの、確たる報ならでは人民の騒ぎにも相成る事故、其節は直に駈付け呉候様、殊に警視廳よりも探索差出し有之候、皆必死の格護にて先き達て出立せり、暴發等の節は自ら大小爲す所あるべし。

而して野村は大久保の意衷を付度して、其意は畢竟主任の人を斃すか、又は火藥庫へ火差入る等の事ならんと思ひ、歸縣を承諾し、路金として百圓を受取り、なほ警視廳より派遣の探索人名なりとて半切紙に誌した人名書を示されたといふ。かくて二月九日迎陽丸にて歸縣したが、中原等就縛の事情を知り、身

野村大久保の
意衷を付度す

野村歸縣後縣
廳に自首す

邊の危険を感じたので十一日夜縣廳に自首し、田畑大書記官に就いて歸縣の趣旨を述べた。併しなほ深意は包んでゐたが、鹿兒島第一分署へ廻されて糺明を受くるに及び前記の次第を自白したといふのである。口供日付は二月十三日となつてゐる。^(注七)

即ち野村は大久保内務卿の暴發等の節は自ら大小爲す所あるべしといふのを、主謀者の暗殺乃至は火藥庫の爆發といふ風にとつたが、之は野村自身の臆測に止まるものであらう。

然し乍ら中原等の事件の直後に野村の自首があつたことは、益々私學校徒の暗殺陰謀に對する確信を裏打ちする結果となり、政府はいよいよ最も陰險なる手段を以て私學校の破壊を意圖せるものと憤激せしむるに至つたのである。大山綱良の陳述によれば、西郷は中原等の口供では全く川路のみの内意を以て歸縣したものだと思つてゐたのに、野村の口供により大久保も亦關係あるものと察せられると語つたといふ。野村の口供によれば、大久保は下僚たる川路大警視より中原等の視察乃至は説諭のための歸縣について報告を受け、之を諒解してゐた如くであるが、更に進んで西郷暗殺の事迄も諒解してゐ

野村の自首私
學校徒を憤激
せしむ

西郷また中原
と大久保との
關係を信ず

大久保川路中
原の關係

たとするものは臆測に過ぐるものとせざるを得ない。そのことは大久保が後に私學校徒暴發の報を得て後も暫くは西郷自身は關係なきものと信じ、島津久光・西郷隆盛兩人に鎮撫下命のために勅使御差遣を提議したといふによつても傍證されるであらう。又既述の岩倉の電報や、岩村新縣令赴任の際に於ける大久保の談に見ても、大久保が西郷暗殺云々について關知してゐたと認むるには困難である。^{〔注九〕}併し乍ら私學校側の政府當局特に大久保内務卿に對する從來の反感と當時の緊迫した鹿兒島の情勢よりすれば、暗殺云々について私學校側が大久保も亦關係ありと信じたことも、或は勢已むを得なかつたことかも知れない。

先に火藥庫襲撃事件の突發に苦慮した私學校幹部は既に中原等の取調によつて政府問責を名として蹶起の決意を固め、野村の自首によつていよゝゝその決心を強めた。二月四日付大山縣令の宮崎支廳在勤中屬長倉訥宛書翰に當時の私學校の狀況を報じて「近頃殊に勢焰烈敷、海陸軍の火藥總て取出し、最早十分に手配も行届候哉にて、實に制壓し難き勢に立ち至り、然る處先月頃より東京警視廳巡查の内十五名、西郷隆盛暗殺の内命を奉じ忍び歸り居候處、

私學校幹部
起の決意を固
む

私學校の狀況

縣官も傍觀

中原等一行の
その後の處置

中原等裁判に
附さる

中原等の釋放

一昨日より確證を得、發覺致し、昨日より今日まで追々捕縛に相成り、取調中に御座候、右の次第にて名義判然、彌、義舉に決し、來る七日頃海陸より大舉に相決し候様子にて縣官も傍觀の外、他事無御座候とあるが如き、この間の事情を物語るものである。^{〔注一〇〕}こゝに至つて遂に中原等の歸縣は火藥庫襲撃事件と相俟つて私學校蹶起の直接の動機となつたのである。

なほ中原等一行は三月十日柳原勅使の一行に救出され、十二日鹿兒島出帆、大阪にて大洲鐵然等は釋放されたが、私學校側の口供書に名を列ねた警部等一行のみは一たん東京に護送され、前縣令大山綱良の引合人として大審院の取調を受けた。中原等が裁判所の取調を受けることになつたのは、大久保が一身上に關することゝしてそれを主張したのと、また所謂暗殺陰謀についてはそれが西郷等率兵上京の名義となり、且又縣民の多くが信ずるところであり、久光の如きも公平至當の裁判を主張した等の事情によるものであらう。中原の四月四日付手續書、巡查松下兼清手續書、柏田盛文始末書はこの際成立したものである。その後事件は九州臨時裁判所に移され、谷口登太、河野通英等との對決もあり、十二月廿五日に至り不束の筋無之、構なしとして釋放された

のである。

〔注 一〕 中原尙雄手續書 伊丹親恒手録 松下兼清
 手續書 安樂兼道講演（以上日高節氏著西郷隆盛暗
 殺事件附録所載） 大警視川路利良君傳

〔注 二〕 中原尙雄手續書
 〔注 三〕 大警視川路利良君傳
 〔注 四〕 松下兼清手續書
 〔注 五〕 柏田盛文始末書（西郷隆盛暗殺事件所載）

〔注 六〕 鹿兒島一件書類
 〔注 七〕 同上
 〔注 八〕 大久保利通文書第七所收十年二月七日伊藤
 博文宛書翰 大久保利通傳下卷
 〔注 九〕 電報録 貫堂存稿
 〔注一〇〕 西南記傳下卷一所載

第三節 西郷隆盛の率兵北上

かくの如くして鹿兒島に於ける形勢漸く險惡となるや、桐野篠原別府等は篠原邸に會議し、略蹶起に決し、當時小根占地方に遊獵中の西郷を迎ふるため、邊見十郎太他二名を派遣した。西郷は邊見の報告を聞き、吾事已むとなしたが、遂に意を決して二月三日鹿兒島に歸り、一旦武村の自邸に還つて後、五日私學校の本部に入つた。この頃既に市内は諸郷より陸續集つた青壯年を以て充滿し、縣下の交通通信も一時に杜絶の状態にあつた。

篠原邸の會議

西郷大隅より歸りて私學校に入る

今後の方略を議す

率兵上京に決す

大山縣令に上京問責の手續を依頼す

西郷の率兵上京届

私學校に於いては直ちに今後の方略について議する所あつたが、永山彌一郎は出兵に反對し、西郷・桐野・篠原三人が上京して政府を問責すべしと主張し、村田三介は自ら中原等を護送東上して政府に裁決を迫るべしと論じ、野村忍介は壯士六百を以て汽船に搭じて若州小濱に上陸し、當時御滯輦中の京都に入り、闕下に西郷召命のことを奏上せんと建議したといふ。しかし結局衆議により率兵上京に決したのである。

二月七日西郷は私學校に大山縣令を招き、上京問責の決意を告げた。大山は一應手續として政府への上京届沿道の府縣鎮臺への通告を進言し、その處置を一任されたが、以後縣令は終始西郷側と緊密なる連絡の下に行動するこゝとなつたのである。十二日、私學校より西郷・桐野・篠原連名の率兵上京届が縣廳に提出された。

拙者共事先般御暇之上非役にて歸縣致居候處、今般政府へ尋問之筋有之、不日に當地發程致候間、爲御舍此段届出候。尤舊兵隊之者共隨行、多人數出立致候間、人民動搖不致様、一層御保護及御依頼候也。

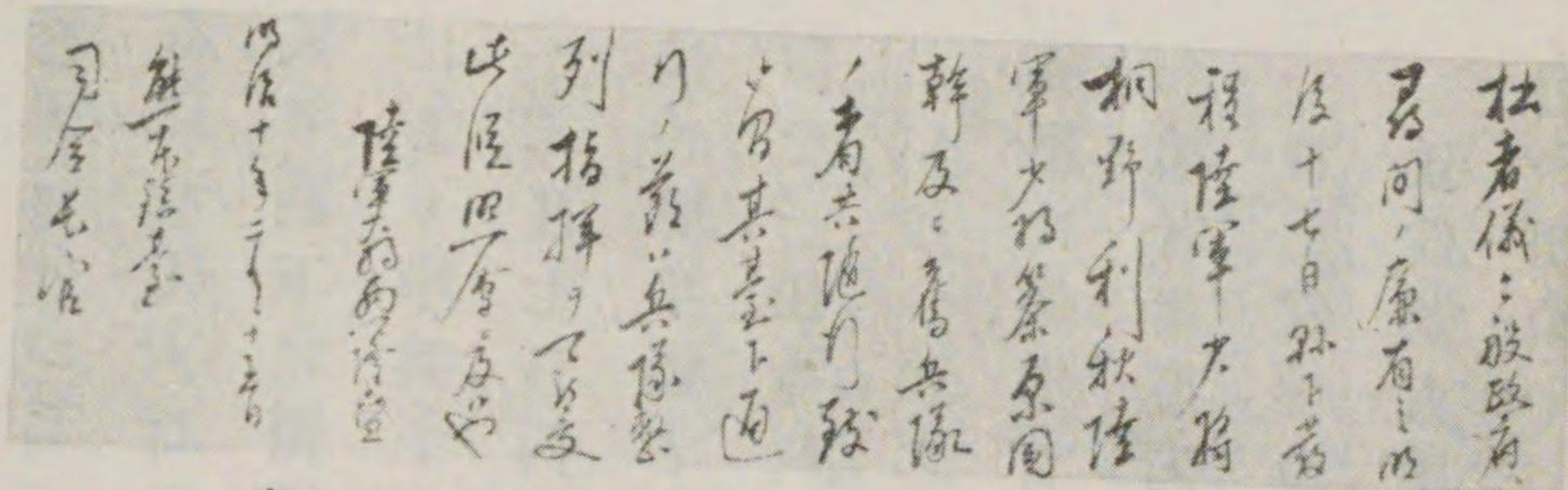
明治十年二月十二日

大山縣令の布告

沿道各府縣への通告

熊本鎮臺への通告

鎮臺への通告は西郷の意志に非ず



第四十八圖 熊本鎮臺西郷隆盛出兵通告案 (大山綱芳氏所藏)

縣令は直ちに中原の口供書を添へてこの旨を縣下に布告し、十三日太政大臣宛の中原等の暗殺陰謀の件及び西郷等率兵上京の届書を草し、十四日五等屬永吉小藤次をして之を携行上京せしめた。又この日熊本・長崎・福岡・山口・廣島・岡山・愛媛・高知・和歌山・愛知・三重・静岡各縣令書記官及び名古屋鎮臺司令長官宛の通告を發し、三等屬禰寢潔其他の縣官を專使として携行出發せしめた。また熊本鎮臺司令長官に宛て、十五日付西郷の名義を以て、今般政府へ尋問のため十七日桐野・篠原及び舊兵隊の者共を隨へて上京すべきに付、臺下通行の節は兵隊を整列して指揮を受くべしとの通告を發した。甚だ挑戦的であるが、之はもとより西郷の意志に出でたるものではなく、縣令の計ひによるもので、十六日西郷は之が取消を申込んだが、既に

陸軍大將 西郷隆盛
 陸軍少將 桐野利秋
 陸軍少將 篠原國幹

諸郷の私學校徒鹿兒島に集合す

出軍者の旅費

隊伍の編成

專使出發後であつたといふ。彼等は西郷に對するこの間に諸郷の私學校徒は續々鹿兒島に駈付けた。彼等は西郷に對する絶對的信賴から、あたかも維新の際挺身國事に勤めた時のやうな精神を以て相競つて門出したのであつて、十年前戊辰の輝かしい戦勝の記憶はなほ新しく、必勝の信念に燃え、もとより賊軍の名の下に斃れねばならぬなどは全く考へてもゐなかつたのである。入來喜入等では出軍者は郷用金を旅費として分配されて居り、出る者、共に戊辰出軍當時と同様の感情であつたことが窺はれる。私學校側は西郷小兵衛・松永高美・邊見十郎・太堀新次郎・河野主一郎を編成委員に選んで隊伍編成の衝に當らしめ、十三日衆を舊練兵場に會して歩兵五大隊砲兵二隊を編成した。歩兵約二百を以て一小隊とし、十小队を以て一大隊とする。従つて一大隊の兵員は約二千、大隊といふもその實數は官軍の一個旅團に殆んど匹敵したのである。なほ一小隊二百の内譯は鹿兒島士族三十許、他は諸郷士族の割であつたといふ。隊長は兵士中の選舉により先づ小隊長五十名を選び、之を五大隊に配し、編成委員は各大隊の一番小隊長となつた。半隊長・分隊長(各一小隊)は各大隊の小隊長の會議により選定

大隊長の部署

し、押伍(小隊に廿人)は小隊の小隊長半隊長分隊長等士官の合議により決定したといふ。概して戊辰の際の薩藩の編成に類似してゐる。最後に大隊長が置かれたが、その部署左の如くである。

- 一番大隊長 篠原國幹
- 二番大隊長 村田新八
- 三番大隊長 永山彌一郎
- 四番大隊長 桐野利秋
- 五番大隊長 池上四郎

輜重の擔任

別府晋介の前衛大隊

輜重の事は桂久武椎原國幹等が擔任した。以上の五箇大隊の他に、別府晋介は加治木國分山田帖佐溝邊の壯兵を以て別に二大隊を編成し、西郷軍の前衛となつた。この地方は別府が區長として大いに黨勢の擴張につとめ、また加治木は舊私領の地で多數の士族を擁してゐたため、特に本隊と別箇に編成されたものであらう。之を六・七番聯合大隊とし、別府の聯合大隊長の下に、副區長であつた越山休藏・兒玉強之助を夫々六・七番大隊長とした。この隊は一小隊約八十人、六番大隊は八小隊、七番大隊は十一小隊よりなり、前者は主とし

柚木彦四郎

諸隊出動

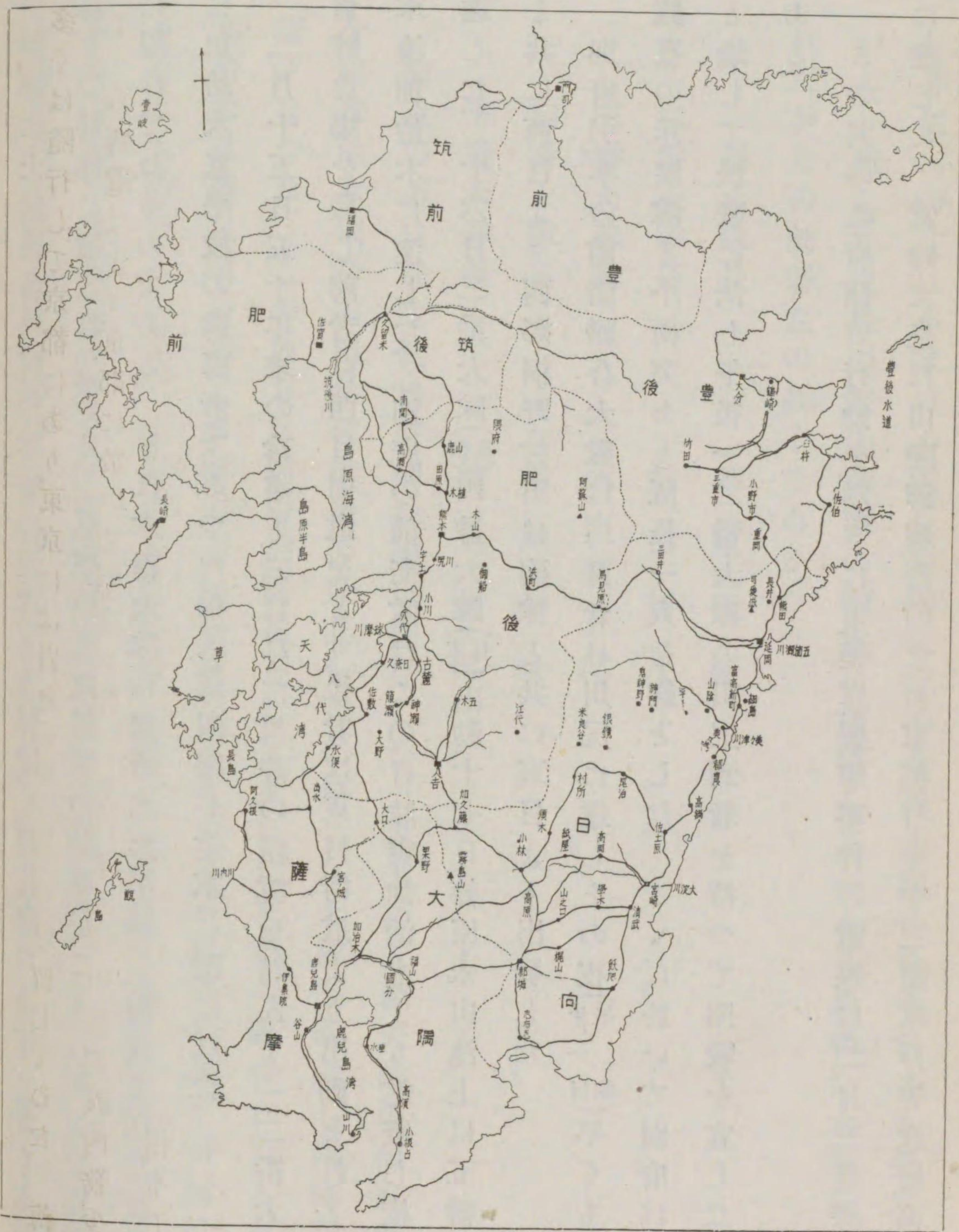
西郷隆盛の出發

川尻に於いて鎮臺兵と衝突す

政府側の對策

て加治木士族、後者は國分其他の士族より編成し、戸長副戸長等が多く小隊長以下の幹部に選ばれてゐる。私學校徒區長制の効果がこゝに至つて典型的に現れてゐるのである。なほ六番大隊は加治木兵を以て編成された故か、特に加治木私學校の指導者であつた柚木彦四郎が監軍に選ばれた。二月十五日、五十年來の珍事と云はれた尺許の積雪を踏んで、一二番大隊は舊練兵場を發し、前者は西目街道をとり、後者は東目街道より出動、それ〴〵市來湊・加治木に達した。別府の前衛隊はこの日味爽加治木より進發し、横川に達した。十六日、三番大隊(西)四番大隊(東)出動、十七日、篠原・永山・池上は五番大隊と共に西目より、西郷・桐野・村田は砲隊と共に東目より出發した。別府引率の前衛聯合大隊は二月廿日川尻に達し、その夜(廿一日前)早くも熊本鎮臺の斥候隊と小衝突あり、伍長一人を擒とした。こゝに於いて別府は諸將と議して決戦に決し、午後一二番大隊の川尻到着を待つて開戦を宣したのである。

この間の政府側の行動をみるに、火藥庫襲撃事件の電報は二月三日海軍省に達した。當時天皇は山陵御親拜のため、京都行幸中、三條・木戸等政府高官の



圖全州九圖九十四第

川村純義を鹿
兒島に派遣す
大久保の指令

川村と縣令と
の交渉

西郷川村に面
談せんとする
も諫止さる

多くは隨行して京都にあり、東京には岩倉大久保等が殘留してゐた。海軍省
よりの轉電により、京都に於いて廟議が開かれ、海軍大輔川村純義、内務少輔林
友幸を視察のため派遣に決したが、大久保は六日東京より川村に指令して「電
報ノ趣承知セリ、再度ノ報知彼彌々決スト見ヘタリ、依テ彼ニ曲ヲ與フルヲ我
ノ利トス、縣官ヲ強ク責メ、西郷面會ヲ第一トシ、事敗ルト見据ヘハ速ニ引揚ケ、
長崎ヨリ急報アリタシ」と傳へたのである。^(注二)時に中原等の捕縛は未だ政府に
達せず、私學校徒が火藥庫襲撃事件の如きを契機として起つことは彼にとつ
ては不利であり、政府にとつては有利であると考へられたのである。川村は
高雄丸に搭じ、七日神戸發、九日鹿兒島に入港した。縣令は野村忍介をして來
意を伺はしめ、次いで自ら船に赴いて川村と會見し、中原等の暗殺陰謀發覺に
より、西郷は私學校徒を從へて東上せんとするものであると告げた。川村は
こゝに始めて中原等の事件を知り、ともかく西郷等の上京を抑止すべきを命
じたが、縣令は力及ばずとして斷つたので、直接西郷に面談せんとして斡旋を
請うた。縣令之を諾し、私學校に至りこの旨を報するや、西郷は直ちに起つて
船に赴かんとしたが、桐野は之を諫止し、代つて邊見河野を派遣した。西郷小

兵衛は兩人の矯激事を破らんことを恐れ、桐野、村田の派遣を發議し、邊見等を召還した。この間篠原國幹、永山彌一郎等は川村を拉致し、船を奪はんとし、三隻の舟に武装兵を載せて高雄丸を襲はしめんとしたので、川村は船の錨索を切斷して櫻島赤水沖に轉航せしめた。大山縣令は再び訪れて桐野等の來談せんとするを告げたが、川村は先の事件にかんがみ、自ら上陸するも、西郷の來訪するも、何れにしても隨從の兵士の間、紛議を醸成し、ますます形勢を惡化すべきを恐れ、西郷と面談の意を絶ち、同日午後五時發航、暴風に妨げられて十二日糸崎に達し、尾道より林と連名を以て山縣、伊藤兩參議及び東京にある内務卿等に飛電し、暴徒船を奪はんとするにより上陸し得ず、縣令と船中に會せしこと、鎮定の見込なく、薩摩行の船を止むべきこと、熊本鎮臺に嚴重警備を通せしこと、暴發の理由とするところは中原等の暗殺陰謀なりと報告した。^{〔注三〕}次いで夜半神戸に着し、伊藤、山縣及び海軍少將伊東祐磨等と會して出兵準備につき協議したのである。伊東少將は十三日臨機の處置を命せられ、春日、清輝二艦を率ゐて神戸發、十九日春日は鹿兒島に入港したが、既に西郷等出發の後であつたので、何等爲す所なくして廿日退航した。

川村目的を達せず歸東す
川村尾道より電報す

伊東少將の派遣

政府當局京都に會議す

多くは西郷は加はらざるものと信ず

大久保の意見

久光及び西郷に勅使御差遣に決す

川村の報告によつて政府側は私學校徒暴發の事情を明かにし、十六日大久保の京都有着を迎へて種々對策を練つた。嘗て征韓論の同志であつた林有造の如きは、單なる私學校徒の暴舉に非ずして事は西郷の發意によるものとしたが、^{〔注四〕}却つて政府内部に在つては、いまだこの頃は西郷は舉に加はらざるものと信ずる者多く、伊藤參議は早くも十三日大久保宛東京に電報して島津久光と西郷とに鎮撫下命を建議し、既に大久保西下の後であつたので、岩倉は返電して征討令を發するも、令文に注意して玉石混淆なからしむること、鎮撫を兩名に命ずるよりは勅使を以て上京を命せらるゝを可とすと答へてゐる。^{〔注五〕}大久保の如きは自ら赴いて西郷と談判し、校徒を鎮撫せんと主張した。又木戸はかねて鹿兒島縣の強傲に對して大いに不滿を抱いてゐたので、全國平均統一完成の好機として、病軀を押して自ら征討の任に當らんことを主張したが、共に許されなかつた。^{〔注六〕}

廟議遂に島津久光并に西郷隆盛に對する勅使御派遣に決し、十七日有栖川宮熾仁親王を勅使に任せられ、元老院議官柳原前光、河野敏鎌を隨員に任じ、翌日野津鎮雄、三好重臣兩少將を護衛兵の司令長官とし、騎兵一中隊、歩兵四大隊、

熊本鎮臺の報
により勅使御
差遣を中止す
る

政府の軍事上
の處置

征討の詔

征討總督有栖
川宮熾仁親王
參軍

總督宮博多御
着

軍艦一隻を付し、十八日神戸より出發に決した。然るに熊本鎮臺より西郷軍の先鋒既に熊本縣下に侵入して佐敷に達し、廿日又は廿一日開戦すべしとの報に接したので勅使御差遣は中止し、十九日征討の大詔が發せられ、廿五日西郷桐野篠原の官位褫奪が布告せられたのである。

この間政府の軍事上の處置をみるに、既に一月廿八日在京の山縣陸軍卿は不穩の狀況により熊本鎮臺に戒嚴を令し、二月九日各鎮臺に警戒を命じ、十日近衛兵、東京鎮臺兵、大阪鎮臺兵の一部に出動準備を命じ、十二日戰略書を三條太政大臣に提出した。十九日鹿兒島縣暴徒擅に兵器を携へ、熊本縣下に亂入、國憲を憚らず叛跡顯然たりとて征討の詔が發せられ、〔補説〕有栖川宮熾仁親王は征討總督に任せられ給ひ、陸軍卿山縣有朋、海軍大輔川村純義は參軍に、勅使護衛兵の指揮官に豫定せられてゐた野津三好兩少將は近衛兵及び東京、大阪の鎮臺兵より編成された第一、第二兩旅團司令長官に任せられた。征討軍團は廿日神戸發、廿二日博多に到着した。山縣參軍は廿五日博多着、總督宮は川村參軍を從へさせられ、廿六日博多に御到着になつた。

〔補説〕 征討下令のことは長崎縣より電信を以て本縣に傳達され、縣令は直ちに使

西郷大山縣令
をして總督宮
に歎願書を呈
上せしむ

熊本鎮臺の防
守の策

者を派して陣中の西郷にこの旨を報じた。西郷は三月五日付縣令に「詔書し、別に征討總督宮宛に、暗殺陰謀により人民激怒し、尋問のため發程したところ、熊本鎮臺の挑戦により開戦に至りたるものとして出兵開戦の理由を陳じ、總督宮の御熟慮を願ひ奉つた一書を草し、之を縣令の名義を以て總督宮に奉呈するやう依頼した。これによつて大山が總督宮に奉つた歎願書は右の西郷の草案とはやゝ趣を異にしてゐるが、趣旨は大體同様で、今日迄西郷が縣下士族を教育して動搖なからしめた功を挙げ、しかるに大久保、川路等の密謀ありたるを不當と論じ、且つ征討令を鹿兒島縣そのものに對して下されたるものと誤解して士民の動搖せるにより、至急勸諭を下されたく、又西郷大將の趣意も貫徹するやう御處分を下されたとし、歎願したものである。この歎願書は判事補吉本祐雄の上京に託し、長崎縣令北島秀朝を通じて總督宮に奉呈されたといふ。なほ又大山縣令は鹿兒島出身の東京府大書記官千田貞曉に託して、三條太政大臣・岩倉右大臣にも同様の願書を提出した。〔大西郷全集第二卷 西南記傳中卷一 丁丑亂概 鹿兒島一件書類〕

熊本鎮臺司令長官谷干城少將は防守の策に決し、乃木希典少佐の率ゐる小倉分營第十四聯隊に熊本入城を命じたので、十四日その半大隊は小倉を發して十九日入城し、殘餘は十八、九日の間福岡・小倉を出發したが、この後續隊は入城に間に合はず、高瀬方面に於いて西郷軍の先遣隊に遭遇したのである。熊本城内には第十三聯隊があり、十九日到着の第十四聯隊の半大隊と、二十日入

城の綿貫小警視指揮の警視隊六百を加へ、約三千四百の兵力を以て籠城することゝなつた。司令長官少將谷干城參謀長中佐樺山資紀參謀少佐兒玉源太郎等之を指揮した。^{〔注七〕}

〔注一〕 入來村史 喜入村郷土史

〔注二・三〕 電報録

〔注四〕 林有造手記

〔注五〕 電報録

〔注六〕 大久保利通傳下卷

〔注七〕 征西戰記稿

第四節 勅使の下向と縣令の更迭

かくして遂に西郷隆盛率兵北上の報を得ては、西郷に對して鎮撫方御下命の勅使御差遣の事も當然消滅したが、なほ或は西郷と合體の風評もあり、未だ去就の判然しなかつた島津久光に對しては依然勅使御差遣の議が有力であり、遂に岩倉木戸等の反對を排して廿六日決定、勅使柳原前光隨員參議兼開拓長官陸軍中將黒田清隆海軍大佐高島鞆之助以下任命され、三月一日神戸發、春日筑波龍驤清輝黃龍神奈川玄海の諸艦船を從へ、八日鹿兒島に入港した。護衛の陸軍一大隊半、巡查七百。なほ一行中に島津家と近親關係ある舊福岡藩主黒田長溥舊佐土原藩主島津忠寛父子等が斡旋のため加はつた。即夜島津

島津久光に對する勅使御差遣

勅使柳原前光の到着

勅使縣官に征討令等を通告す

勅使久光に鎮撫御下命の勅書を授く

大山縣令に隨行を命ず

砲臺火藥等の處分

久光の立場

久光父子島津珍彦等を東上せしむ

忠義は勅使乗船に至つて安を假したので直接鎮撫御下命の勅書を授け、久光は代理島津珍彦を以て安着を賀せしめた。勅使は翌九日一等屬右松祐永を呼出し、鹿兒島縣逆徒征討の事、西郷桐野篠原の官位褫奪の事、中原等の引渡、鹿兒島縣下の者帶刀禁止、殘留外人の引渡等を通告した。十日、勅使は黒田中將以下を從へ、上陸して久光邸に臨み、勅書を授けたが、久光は鎮撫に盡力し、實効を奏した上、上京御禮を言上すべしと奉答し、翌日忠義自身及び久光代理珍彦は勅使を訪ひ、御請書を奉つた。こゝに於いて柳原勅使は使命を完了し、中原等の引渡を受け、且つ大山縣令に隨行を命じ、外人二名を伴ひ、十二日乗船出發、長崎を経て十六日京都歸着、復命したのである。なほ勅使一行の滯在中、伊東少將は造船所處分の命により、海兵を揚陸して砲臺を毀ち、集成館舊火藥局を處分し、諸方に密藏せる火藥多量を沒收した。久光はもとより私學校側に與するものではなかつたが、さりとて完全に政府支持でもなく、中立的立場にあつた。柳原勅使に謁した際、鎮制は最早力及ばず、政府は中原等の陰謀事件の是非曲直を明かにすべき責任ありと答へたとも云ふ。されば四月一日久光父子は島津珍彦同忠欽を使とし、副使山本孫

久光の建白書

九郎内田政風を添へ、御禮言上を兼ね、建白書を携へ上京せしめた。一行は十日京都市着、十六日参内拜謁を賜はり、太政大臣宛建白書を呈上した。その内容は西郷等暴發につき征討下令は恐縮の次第であるが、鎮制は到底力に及ばざること、中原等の陰謀云々は妄説なりと布達あるも、何等の審理をも經ずして妄説なりと斷ずるも信じ難きこと、今日の事態には政府も責任あること等を陳じ、故に休戦を令し、巨魁人員を定めて平穩の處分を以て護送し、大久保、川路をも召喚して法官に渡し、非常裁判を開いて曲直を明かにし、其上なほ西郷等が服せずば斷然征討すべしといふのである。なほ使節は十九日、廿六日兩度三條太政大臣に見えて具に趣旨を陳述したが、三條は中原等の糾問は政府獨自の立場より遂行すべきを以て休戦は成らずと答へたので、珍彦以下は廿九日退京して、五月八日歸縣した。^{〔注一〕}

休戦の建議却けらる

大山縣令の態度

大山縣令が勅使に隨行出京を命ぜらるゝや、縣廳内部には田畑大書記官以下隨行を不可とする議論もあつたが、縣令は島津久光に相談の結果、中原等の罪跡は明白であり、縣令としては嫌疑を蒙る筋もないことであるから懸念なく出京し、實地の狀況を述べ、中原等の處分を俟つべしとの勸告により、意を決して廳内の議論を抑へ、隨行したものである。^{〔注二〕}

大山縣令神戸に於いて官位褫奪さる

岩村通俊鹿兒島縣令に任せらる

渡邊千秋大書記官となる
田畑常秋の自殺
縣官の任用

かくて勅使柳原前光に伴はれて東上した大山縣令は、十五日神戸に到着と同時にこゝに留められて上京を許されず、十七日付官位を褫奪され、東京に護送されて大審院の審理を受け、後九州臨時裁判所に廻され、九月卅日遂に斬罪に處せられた。一方政府は三月廿一日山口裁判所長四等判事岩村通俊を京都行在所に召して鹿兒島縣令に任じ、天皇に拜謁を仰付られた。こゝに於いて政府の鹿兒島に對する態度を明確にすると共に、早くも救急施設に當る可き方策を畫するに至つたのである。次いで四月十二日、新潟裁判所七等判事渡邊千秋を本縣大書記官に拔擢して縣首腦部の陣容を備へた。田畑常秋は四月十六日付官位褫奪となり、同月中に自殺した。なほ岩村縣令は縣官の選任のため先づ三月下旬東京に赴き、内務一等屬田邊輝實を縣一等屬第一課長に、地租改正局九等出仕會根靜夫を一等屬第三課長に任用し、その他數十名の御用掛、屬警部等外等を選任して赴任の準備を整へたのである。^{〔注三〕}

〔注一〕 島津久光實紀卷八 鹿兒島島津邸日誌

〔注二〕 鹿兒島一件書類

〔注三〕 明治十年鹿兒島縣日誌第一

第三章 戦闘の経過

第一節 熊本城の包圍

西郷軍川尻に
集結
西郷軍の意氣

熊本城攻撃

西郷以下春日
本營に軍議す

西郷軍の諸大隊は二月廿二日迄に川尻に集結した。その兵力歩兵七大隊約一萬一千五百砲兵二隊二百輜重若干軍夫千二百合計約一萬三千といふ。その大部分は私學校徒で西郷のためには身命を惜まぬ者であり、舊兵隊、戊辰出軍の歴戦者も亦多く、戦意旺盛、素質優秀な一個の軍隊であつた。さればこそ、よりすぐれた装備と優勢な兵力とを擁する征討軍團に抗して、よく二ヶ月の長きに亘つて戦線を維持し得たのである。

廿二日全軍川尻を發して熊本に進入、その主力を擧げて熊本城を包圍し、二日間晝夜を分たず強攻をつづけた。前日鎮臺側は城周辺の要地に兵を配して來襲を待つたが、段山、片山、邸、漆畑、縣廳に於いて最も激戦が展開された。西郷軍は力闘の末段山を占領したが、縣廳、片山、邸等の防守頑強を極め、堅城容易に抜くべからざるを悟らしめた。初め諸隊の熊本に達するや、西郷以下諸將

長圍攻城の策

熊本隊協同隊
の参加

熊本攻城軍

著しき激戦な
し

春日の本營に於いて戦略を議し、鎮臺の農兵一擧に破るべしとて篠原の全軍強攻策に決定したのであるが、こゝに於いて當初の方針を變じ、一部を止めて長圍攻城の策をとり、主力は北進して田原山鹿の線に進み、南下する官軍を支援、城の陥落を待ちて全軍攻勢に轉じ、北進せんとした。

この間熊本學校黨の領袖池邊吉十郎等は約千五百を以て十五小隊を編成し、廿三日西郷軍に來投し、廿六日全隊高瀬に向つた、之を熊本隊といふ。民權黨の平川惟一等は三百人を以て一隊を編成して西郷軍に加はり、一部は山鹿に向ひ、他は熊本に留つた、之を協同隊といふ。

熊本攻城軍は五番大隊を基幹とする三、四千(八百とも)より成り、池上四郎之を指揮した。廿四日以後強攻策を捨て、胸壁を築いて長圍の計をなし、花岡山の壘より四斤山砲十二門を以て城内を砲撃し、城中糧盡き、力竭きて落城するを待つたのである。官軍は城の周辺の市街を焼き、所謂堅壁清野の策をとつた。従つて特に著しい激戦とてもないが、廿七日城兵七小隊坪井方面に出撃して撃退され、三月十二、十三兩日城兵は段山を奪還せんとして出撃、西郷軍の頑強なる抵抗により一時退却したが、十三日午後三面合撃、遂に奪還に成功した。

城中糧漸く乏
し谷少將突圍の
計に出づ

奥少佐の突圍

官軍背衝軍の
前衛熊本に突
入

西郷軍退却し
て官軍熊本に
入る

城兵の出撃は廿三日廿七日も試みられたが、何れも退けられた。

四月に入り城中糧漸く乏しく、谷少將は七日突圍の計を立て、植木の後を衝かんとしたが、川尻方面の砲聲接近するを聞いて方向を轉じ、この方面に向ふことゝなつた。八日午前四時出撃、歩兵二中隊、警官一小隊より成る侵襲隊は先發して市中を突破し、白川河岸の壘を抜き、渡河、突圍隊の進路を開いて歸城した。奥^保少佐指揮の突圍隊一箇大隊はその後について水前寺に至り、御船街道に出で、宇土に進んで八代より進撃して來た官軍の背衝軍に合し、所期の目的を達成した。四月十四日城兵の第二突圍隊坪井方面に出撃したが、攻城軍よく防いで之を退けた。併し乍らこの日川尻方面より官軍の背衝軍が迫り、午後四時その前衛山川番中佐の部隊熊本に達し、城兵長六橋に出で、之を迎へ、征討軍團と熊本鎮臺との連絡こゝに成つた。ために翌十五日西郷軍は全線にわたつて總退却し、官軍は南北より熊本に入り、前後二ヶ月の長圍ここに解けたのである。開戦以來の城兵の死傷五百九十五人、警視隊の損害百七十八人、計七百七十三人に達し、攻城軍また百餘の戦死者を出した。^{〔注〕}

〔注〕 戦鬪の經過については主として參謀本部編征西戦記稿、海軍省編明治十年西南征討志、明治十年鹿

兒島縣日誌、黒龍會編西南記傳、加治木常樹氏著薩南血涙史等による。今凡て注記せず。

第二節 田原坂山鹿の戦

植木木葉の戦

乃木少佐指揮の第十四聯隊の一部熊本に入らんとして二月廿二日植木に達するや、熊本攻城中の西郷軍は伊東直二隊^{四番大隊}、村田三介隊^{五番大隊}の二個小隊を派遣して之を邀撃せしめた。午後七時村田隊衝突、一時苦戦したが伊東隊の後續を得て植木市街を包圍強攻、官軍潰亂して木葉に退き、この時旗手河原林少尉戦死して軍旗は伊東隊押伍岩切正九郎の奪ふ所となり、誤つて村田隊軍夫に交付したゝめ同隊の有に歸したといふ。報により西郷軍は更に六小隊を増援し、翌廿三日木葉を襲ひ、官軍を退走せしめた。福岡より南下の征討軍團第一二旅團は廿四日久留米に會して敗報に接し、廿五日南關に進み、第一旅團前衛は高瀬に達した。廿六日官軍は二道より進み、一は植木進撃の目的とし、乃木少佐その前衛を指揮して白石山の高地による西郷軍熊本隊の主力と七番大隊の三個小隊と衝突し、必死攻撃の末之を植木に敗走せしめ、前敗を雪いだ。一は高瀬川を渡つて進み、寺田の西郷軍に迫つて之を木葉に退けた。

官軍敗走

征討軍團南下

官軍攻勢に轉

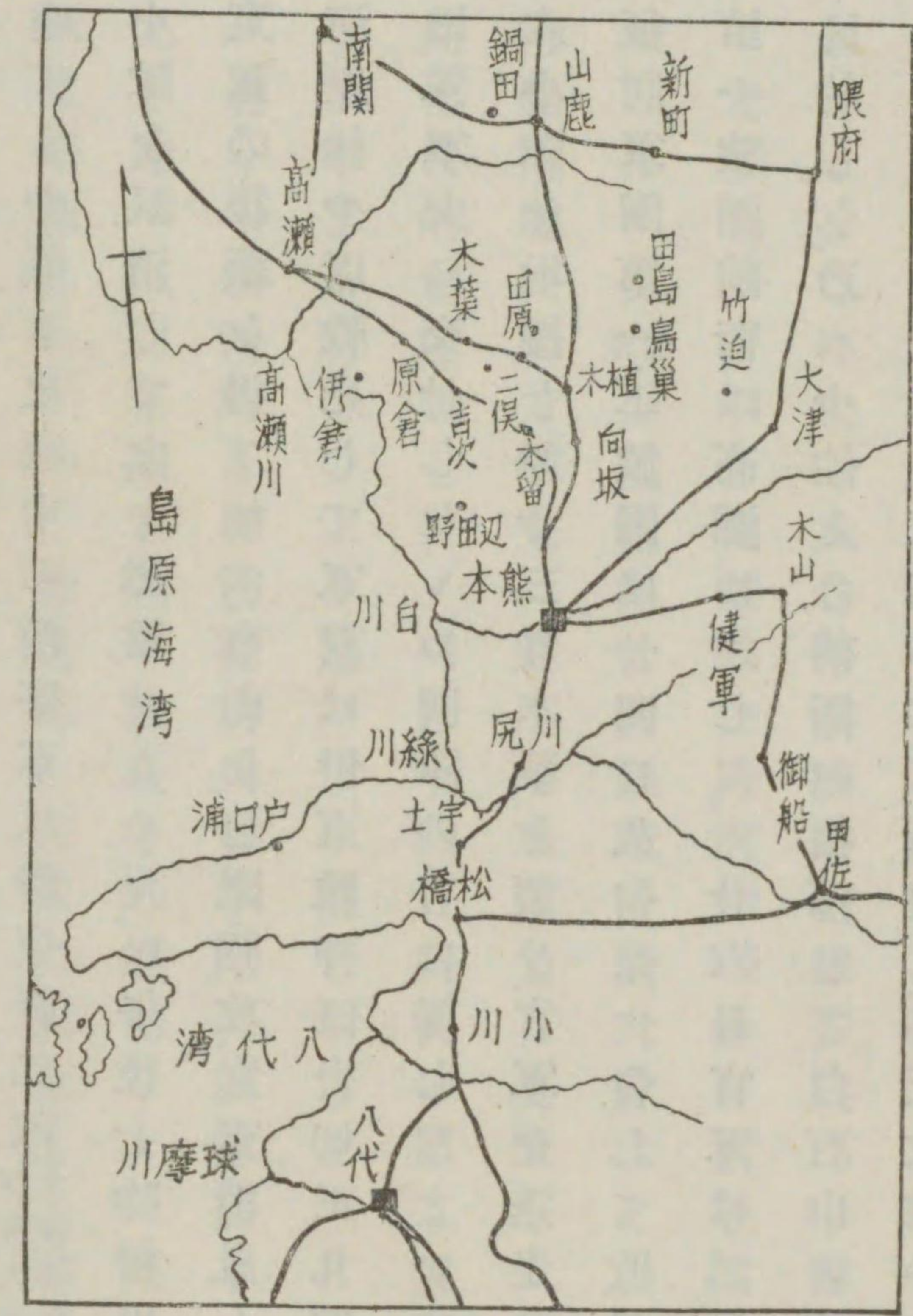
西郷軍木葉に
退く

西郷軍南下の
官軍を迎撃せ
んとす

高瀬の戦

第六編 丁丑の役

こゝに於いて西郷軍は主力を以て官軍の南下を支ふるに決し、諸將廿五日熊本を發して高瀬に向ひ、桐野は三小隊を以て右翼に、篠原別府は六小隊を以て中央に、村田は五小隊を以て左翼に進むこととなつた。右翼桐野部隊は高瀬川を渡つて官軍の左翼に突出し、南關の退路を絶たんとした。官軍の抵抗を挫き得ず、夜に入つて植木に退き、中央篠原別府の部隊は田原本道より高瀬に



第五十五圖 熊本附近要圖

向ひ、菊池川を挟んで對戦、左翼村田部隊は官軍の右翼に出で、船隈の牙營を衝かんとし、一時進んで優位を占めたが他の二道進まず、官軍の集注攻撃を受け、遂に志を達せずして吉次越に背進した。西郷軍は三道並進して力闘、しばし



高瀬占領の目的
失敗

西郷小兵衛戦
死

高瀬戦後の西
郷軍の配備

田原吉次方面

田原坂の地形

官軍の田原吉
次攻撃

ば官軍を推くも、兵力軍需の缺乏により終に高瀬占領の目的を達せず、以後背進して險によつて守勢を取るの止むなきに至つた。官軍は三好少將が輕傷し、戦死六十餘、西郷軍は小隊長西郷小兵衛以下約二十の戦死者を出した。以上この方面の緒戦である。

高瀬戦後兩軍暫時休戦し、この間西郷軍は配備を整へ、桐野部隊は山鹿に、篠原部隊は田原吉次の險に、村田別府部隊は木留に據り、官軍の南進を支へ、熊本城陥落を俟つて攻勢に轉せんとした。

先づ田原吉次方面より云へば、西郷軍は田原七本間に主力を注いで數千を配し、吉次に熊本隊其他約一千を備へ、その他轟村横平山耳取原倉三嶽等の要地に二、三小隊宛を配し、時々相救應して防守の態勢をなした。官軍は熊本救援の成否を戦局の大勢に關するところとして田原突破に全力を注いだのであるが、田原の地形たる、玉名郡の低地より山本郡の高地に至る坂路崎嶇羊腸守るに便にして攻むるに難く、加ふるに西郷軍は堡壘を碁布し、十字火を集中して之を守り、二旬の長きに互つてよく官軍の強攻を防いだのである。

三月三日、數日の休養を得た官軍は田原吉次の突破を意圖し、味爽高瀬を發

野津少將田原を攻む

野津大佐吉次に向ふ

官軍敗走

篠原國幹の戦死

地獄峠

官軍主力を田原の攻撃に注ぐ

し、本隊九中隊は激戦の末木葉を占領し、支隊五中隊は立岩による敵の四小隊と激突、漸く之を抜き、吉次を守る熊本隊を衝いた。四日續攻、本隊は野津少將督戦の下に田原を攻めたが、防守頑強、死傷續出して進み得ず、對峙の状態となり、意圖挫折した。支隊吉次に向ふものは野津貫道大佐之を督し、吉次を突破して大窪に至つて本隊と合せんとしたが、西郷軍は放列を絶巔の一線に布き、散兵を山腹に配して迎撃し、篠原別府は新銳數百を率ゐて左右兩翼より官軍を包圍攻撃したので、官軍遂に敗走、原倉伊倉に一部を留め、殘餘は高瀬に退いた。この日篠原國幹は陣頭に立ちて督戦し、爲めに士氣倍加してこの戦果を得たのであるが、官軍の狙撃を受けて戦死を遂げた。戦鬪拂曉より薄暮に及び、官軍の費す所の彈丸數十萬發、據る所の堡壕數百米は藥莢を以て埋まり、死屍縱横、官軍の兵士は吉次を呼んで地獄峠と云つたといふ。兩日の損害、官軍は死傷三百を超え、西郷軍亦一番大隊長篠原國幹、六番大隊監軍柚木彦四郎、小隊長數名以下約六十名の戦死者を出した。

六日官軍は吉次方面は防守に止め、専ら力を田原に注ぐに決し、本隊は田原正面を攻めたが、防守頑強、悉く官軍の敗に歸し、二俣より田原の側面に向つた

西郷軍拔刀隊の奮戦

長窪山の戦

官軍の進撃者效なし

官軍編成を整頓す

支隊は一時船底山前壘を奪ふも奪還され、二俣に退いた。西郷軍拔刀隊の突撃が威力を發揮したのである。この頃官軍側は増援を得て三十二中隊に達し、諸將議して明日田原正面を塞ぎ、二俣より攻撃に決した。七日官軍の諸隊阡陌を越えて二俣より田原に敢進、攻防兩軍の間に堡壘の争奪を繰返し、西郷軍の拔刀隊は縦横に馳驅して進撃を阻み、戦鬪翌八日に持越してなほ一進一退、官軍は所期の目的を達しなかつた。長窪山の地點では拔刀隊百五十前面の官軍を突破し、背後守線を襲ひ、一時全線を混亂せしめて退いた。

十一日官軍諸隊進撃、激戦を展開したが、横平山、立野山等二、三の地點に於いて數個の壘を奪つたのみで、他は概ね敗退した。これ迄に官軍は第三旅團浦三少別働旅團大山の増援を得たが、從來の第一、二旅團に混じて目前の急に當つてゐたのを、この日編成を整頓し、第三旅團をして山鹿方面に當らしめ、第二旅團三好少將戦傷加療中と別働旅團は大山少將が統率して第一旅團と共に田原方面を擔當することゝなつた。

十二日吉次の西郷軍木葉を攻め、翌日横平山を奪還せんとしたが、共に成らなかつた。官軍は十三日巡查隊の中より選抜して拔刀隊百名を編成した。

二俣方面の戦

十四日、二俣方面の官軍先鋒突進し、奮闘して三壘を奪ふも、西郷軍は少しく退いて亂射を加へ、官軍の混亂に乗じて拔刀隊五十を放つて壘を奪還した。一方西郷軍も拔刀隊を以て再度長窪村前面の官軍哨線を襲ひ、一時守線を突破したが、官軍奮戦して漸く押返した。開戦以來の激戦で、官軍の損害三百を超えた。征西戦記稿に「陷ル、所ノ賊壘ニ就テ其死狀ヲ察スルニ、守兵藏クルニ至ラサレハ退カサル者ノ如シ、是ニ於テ其ノ竟ニ旗鼓ノ下ニ降ル者ニ非サルヲ知レリ」とあり、西郷軍死闘の状を察するに足るであらう。

十五日官軍は田原及び横平山前面の西郷軍を攻めんとしたが、西郷軍は機先して早朝横平山の官軍三中隊を急襲し、山上の三壘を奪つた。よつて官軍は當初の方針を捨て、急遽九中隊を送り、山麓より激攻、一時中腹迄達するも砂地にして遮蔽物なく、山上よりの瞰射に堪へ兼ねて退いた。巡查の拔刀隊間道より山頂に突入、銃隊之に呼應して躍進し、遂に奪還に成功したが、損害一千に近く、田原坂第一の激戦であつた。西郷軍の諸隊は彈藥缺乏して石を以て彈丸に代ふる状態となり、遂に當初克ち得た戦果を保ち得なかつたもので、損害二百を越え、未曾有の惡闘であつた。この日、日向方面で募兵して西郷軍に

西郷軍横平山を奪ふ

官軍漸く奪還

田原坂第一の激戦

西郷軍の改編

官軍總攻撃

田原坂陥る

官軍の損害

西郷軍敗退の原因

山鹿方面の戦

來投した貴島清が田原に達して諸隊を指揮したといふ。十九日、西郷軍は從來の編成を改めて中隊を置き、一中隊を左右の二小隊に分つた。三月廿日早朝官軍總攻撃に出で、夜來の大雨を冒して進發し、西郷軍の守兵の虚を衝いて潰亂せしめ、遂に田原坂を陥れ、更に追尾して植木を抜き、一部は向坂に突進した。然るに西郷軍貴島清、中島健彦等指揮の伏兵左右より起つて之を挾撃し、向坂の官軍孤立して植木の本隊に退き合せんとするを横撃したので、官軍は死傷多數を出し、纔に逃れて植木に退いた。

田原坂の攻防三月四日よりこゝに至る十七日間、共に精銳をつくり、戦況慘澹激烈を極め、爲めに官軍側の損害三千、費す所の彈丸一日平均廿一萬發といふ。西郷軍は殊死奮戦、よく優勢なる官軍の強攻を支へ、又屢、拔刀奇襲して戦果を擧げたが、兵力軍需の補給充分ならず、遂に天險の守りを失し、一步退くの止むなきに至つたのである。

轉じて山鹿方面に於いては、同地は久留米・熊本間の間道の要地で、田原の如き天險ではなかつたが、また一の要衝たるを失はず、西郷軍は桐野利秋指揮の下に四番大隊を基幹とし、餓肥隊、協同隊等を加へた十數小隊を配し、二月廿四、

五日の間配備に就いた。廿六日車坂より進撃の官軍を鍋田上石に破つて退走せしめたのを初戦とする。

桐野南關に向
はんとす

鍋田平山の激
戦

三月三日、桐野は南關に進んで官軍の本據を覆さんとし、二小隊を止め、全軍を本隊支隊に分つて山鹿を發し、平山等に官軍を破つて若干進出したが、四日田原大敗との誤報により全軍山鹿に退き、戦果を空しくした。七日中隊編成に改め、桐野は熊本の本營に歸り、指揮は野村忍介等中隊長の合議となつた。官軍に於いては十日三浦少將が増援三大隊を引率して岩村に至り、この方面の官軍諸隊を合して第三旅團を編成し、十二日攻勢に轉じ、鍋田平山等に激戦を展開したが著効なく、損害二百五十を出して日没交綏した。十五十七の兩日また激戦となつたが、防守頑強、官軍は損害多く進み得なかつた。

西郷軍山鹿を
放棄して田島
に退く

田原山鹿陷落
後兩軍の配備

然るに廿日の田原陷落により、西郷軍は多數の守兵を割いて植木方面に救援せしめ、守力薄弱となつたに乘じ、廿一日官軍總攻撃に出で、遂に山鹿を占領したのである。西郷軍は山鹿を放棄して田島に退き、守線を植木に連ねて配兵し、又一部五小隊を高井に派し、隈府街道を扼せしめた。田原山鹿陷落后、西郷軍は少しく退いて向坂を中心とし、右は鳥巢田島隈府

官軍の兵力

西郷軍の兵力

植木木留の激
戦

西郷軍の奮戦

に聯り、左は木留より三嶽の嶺上に達し、海岸に至る偃月形の防線を張つた。官軍の中心は植木にあり、向坂の西郷軍と相對し、右は滴水原倉より海岸に達し、左は味取山・山鹿・新町に至る十有餘里の線を張つた。官軍の兵力は三月十日第四旅團を編成し、別働旅團を解隊して各旅團に配したので、四箇旅團、十六箇中隊に達する。西郷軍の兵力は一番より七番に至る七大隊と貴島隊とを併せ約八大隊の他、熊本協同、飢肥等の諸隊を合算して約一萬餘の筈のところ、死傷の補充なく實数は遙かに官軍に比べて劣勢であつた。

三月廿一日、西郷軍は官軍の奇襲を受けたが奮戦して之を斥け、逆に攻勢に轉じて植木前面の官軍を攻め、第二線に至つたが夜に入り兵を班した。廿三日、官軍主力を擧げて植木前面及び木留を強攻したが、植木方面右翼は滴水を取り、荻迫に至つて阻まれ、左翼は廣住攻撃に失敗して押返され、植木學校の石垣により防守する状態となつた。木留攻撃隊は半高山・吉次等にて阻まれ、押返されて舊線に退き、かくてこの日の總攻撃は死傷二百餘を出して失敗した。以後廿八日迄官軍は連日木留を續攻したが、西郷軍奮戦して常に之を斥けたのである。

官軍吉次木留
を抜く

第六編 丁丑の役

九五二

四月一日、第二旅團の諸隊半高山を三面より合撃、防守の人吉隊潰え、西郷軍は木留三嶽に退いた。第一旅團の前衛と第二旅團の近衛兵は吉次を攻め、防守の熊本隊及び一番大隊の諸隊を破り、吉次の險を奪つた。勢に乗じて官軍は翌二日遂に木留を抜き、西郷軍は荻迫邊田野の線に退いたのである。

荻迫邊田野の
戦

四月六日、官軍は必ず前面を突破して熊本に連絡せんと期し、駄馬五百頭に米鹽を馱載して滴水牙營の後に備へ、荻迫邊田野を猛攻したが、山霧雨の如く咫尺を辨せざるに乗じて西郷軍は飄忽出沒、左右に迂回して官軍を苦しめ、遂によく官軍を撃退した。八日、官軍は再び必勝を期して荻迫邊田野に迫つたが、西郷軍は之を撃退して官軍を舊線に壓迫した。開戦以來この日迄の官軍の死傷七千三百三十三、毎戦の損害二百を超え、熊本城を目前にし乍ら戦局遅延として進まず、軍團本營はもとより、政府當局焦慮の的であつた。西郷軍は防守に止まらず、九日、十二日の如きは滴水七本の官軍守線に逆襲を敢行した程である。

開戦以來の官
軍の死傷七千
餘

官軍の背衝計
畫成功

然るに十五日、八代方面より上陸した官軍背衝軍が熊本連絡に成功したので、西郷軍は腹背に敵を受くる態勢となり、遂にこの日午後一時、一齊に守壘を

西郷軍總退却

官軍熊本に入
る

戦局第二段階
に移る

隈府の戦

焼き、木山方面に總退却するの止むなきに至つた。官軍は勞せずして進撃し、第一旅團大島少佐の部隊を先頭として熊本に入つた。翌十六日、野津三好兩少將城中に入つて本營をこゝに移し、十七日總督宮御入城、熊本連絡のことここに成り、戦局は第二段階に移つたのである。

この間西郷軍の右翼に於いては、山鹿を退いた諸隊は鳥巢に據り、三月廿四日その七中隊を隈府に入れた。三月三十日第三旅團の攻撃隊殆んど隈府を占領せんとしたが、西郷軍殊死奮戦して官軍の右翼を破り、逐次撃退した。四月四日、この方面の諸隊は本營を設け、野村忍介がその長となつた。九日、官軍再攻、砲兵の掩護を以て奮進、西郷軍衆寡敵せずして隈府を捨て、竹迫に退き、以後對峙した。

鳥巢の戦

鳥巢方面では四月四日官軍が鳥巢前面の要地田島を抜かんとするを、西郷軍は北田島によつて阻んだ。翌日遂に田島を抜かれ、官軍鳥巢に近迫したが、西郷軍は防戦して之を撃退し、暫く官軍の攻撃を支へて鳥巢を維持した。然るに十五日背衝軍の熊本連絡により鳥巢を捨て、西郷軍は左翼と同じく木山方面に總退却したのである。

官軍黒田清隆の議により背衝軍を編成す

背衝軍日奈久八代に上陸

西郷軍の八代方面の配備

山田川路兩少將の部隊八代に上陸

第三節 八代方面の戦と西郷軍の熊本退却

田原正面の戦局進まざるにより、官軍は長崎にあつた黒田清隆中將、高島勲大佐等の議を容れ、柳原勅使の護衛兵を以て一軍を編成し、警視隊と合して八代方面より西郷軍の背後を衝くに決し、三月十四日黒田中將を參軍に任じた。即ち十八日高島大佐は第二聯隊の一部と警視隊七百名とを率ゐて長崎を發し、十九日一部を日奈久に、一部を八代に上陸せしめた。黒田參軍は第一聯隊と警官五百名とを以て廿日長崎發、翌廿一日、日奈久に上陸、八代に至つた。

西郷軍は當時この方面に僅か三小隊許りの兵員を配してゐたのみで、全く不意を突かれ、容易に上陸を成功せしめたのである。警報により三番大隊長永山彌一郎は約一千五百名を率ゐて十九日夜半熊本を發し、廿日天明松橋に達し、進んで宮原附近氷川の堤防を守り、小川一帯の地を掌握し、この日既に宮原鏡等の地點で兩軍衝突した。廿一日官軍は氷川堤防を突破したが、廿二日、廿四日の小川攻撃、廿五日の宮原攻撃は共に失敗に歸した。廿五日山田顯義川路良利兩少將兵を率ゐて長崎より八代に上陸した。田こゝに

官軍背衝軍の編成整備

官軍宇土占領 西郷軍川尻御船に退く

黒川大佐の部隊戸口浦に上陸

奥少佐熊本より宇土に至る

御船陥落 永山彌一郎自殺す

官軍は背衝軍の編成を整へ、高島大佐の部隊を別働第二旅團略稱二、山田少將の部隊を別働第三旅團、川路少將の警官隊を別働第四旅團とした。のち田原方面の別働第一旅團の解散により、廿九日別二を別一、別三を別二、別四を別三と改稱したのである。

廿六日、官軍三旅團並進して小川を陥れ、廿八日松橋を攻めて成らなかつたが、卅一日に至つて遂に松橋を占領し、四月一日宇土を略した。西郷軍は川尻に退き、右は甲佐、左は隈庄を保つたが、三日甲佐の西郷軍緑川上流の別三の哨線を衝き、成らずして敗走、甲佐を放棄して御船に退いた。

五日、黒川大佐指揮の援隊(四と五日別)宇土郡戸口浦に上陸し、背衝の官軍は四個旅團に達した。しかも西郷軍は増援の餘裕なく、僅に永山の一部隊を以て之に當つたのであるから、背後の潰滅も亦止むを得なかつたのである。

八日、奥少佐の突圍隊宇土に着し、官軍は城内いよゝゝ危急に迫るを知つた。よつて十二日全軍川尻を目標として進撃、正面は緑川北岸の要點水越の壘を抜かんとして失敗したが、右翼は西郷軍左翼の要衝御船を占領した。大隊長永山彌一郎は自殺し、大勢はこゝに決した。十三日水越壘も陥り、十四日午前

川尻陥落

背衝軍熊本に
入る
黒田參軍辭任

九時半別二別四の兩旅團は川尻に突入した。而して官軍の右翼山川中佐の部隊は川尻の陥落を知り、一舉熊本に入らんとして獨斷進攻、敗敵を逐ひ、午後四時遂に熊本城下に達したのである。次いで翌十五日諸旅團熊本に入り、午前十一時廿五分黒田參軍入城、こゝに背衝軍は所期の目的を達した。なほ黒田參軍は任務完了により十七日辭任を請ひ、廿二日解任された。

西郷軍の新募
兵八代官軍の
背後を衝く西郷軍八代に
迫る

これより先、別府邊見淵邊は募兵の爲め鹿兒島に歸り、偶、柳原勅使の一行が下向したのでその間潜伏、一行の去るを窺ひ壯兵千五百名を募り、十二小隊、二個大隊に編成して三月末日人吉に達したが、官軍背衝軍のあるにより熊本に入るを得ず、よつて八代官軍の背後を衝かんと企て、四月四日牙營を神瀬に置き、二路に分れて八代に向つた。官軍の殘留兵力寡少にして五日小川深見横石等に敗れ、古麓に退き、球摩川を距て、守つた。六日別府邊見隊續攻、八代に迫るも官軍援隊を得て固守擊退し、十一日西郷軍は淵邊新募の一大隊を得て八代再襲を圖り、十二日横石を抜き、十三日古麓に克ち、この頃官軍苦戦を極めた。然るに熊本連絡に勢を得た官軍は十七日攻勢に轉じ、西郷軍は古麓、小川に敗れ、更に退いて河を渡り神瀬に潰走したのである。

官軍反攻西郷
軍の意圖破る西郷以下木山
に退く

西郷軍は腹背敵を受け、四月十二日御船の破るゝや既に熊本の保ち難きを悟り、西郷以下村田池上等の諸將は十三日二本木の本營を引揚げ、木山に退いた。桐野獨り二本木に留り、退却を肯んじなかつたが、熊本隊の首領池邊吉十郎等に諫められ、血路を開いて十四日木山に入つた。十四十五兩日の間、各方面の諸隊も概ね木山・大津の間に退却を完了した。

總退却後の西
郷軍の配備

總退却後の西郷軍は木山を根據とし、右は白川を限り、折れて大津に至り、左は御船に達する延長七里半の戦線を保ち、熊本の東面を包む體勢となり、機有らば熊本を回復せんとする意を示した。御船は、官軍の背衝軍去つて熊本に進入の後に、また西郷軍が占めたのである。約八千名の兵力を大津・長嶺・保田・窪健軍御船方面に配賦し、野村貴島中島河野坂元仲平等之を指揮した。之に對する官軍兵力は計八個旅團、三萬を超えた。

官軍は十六日大津に進撃し、激戦の後敗走して僅に舊線を保ち、十七日御船・健軍保田窪を攻めたが何れも失敗に歸した。こゝに於いて官軍は熊本東方の西郷軍掃蕩を決意し、廿日御船健軍保田窪大津の諸方面に總攻撃を實施し、戦線八、九里に互つて兩軍主力の決戦が展開されたのである。即ち御船方面

熊本東方の決
戦

御船方面

健軍保田窪方面

大津方面

西郷軍矢部に退く

濱町の軍議

全軍人吉に退く

は山田少將指揮の下に別働第一同第二同第三の各旅團三道より並進し、守備の西郷軍は衆寡敵せず大敗して木山に退き、この方面の指揮長坂元仲平以下約二百名の戦死傷者を出し、輜重悉く官軍の奪ふ所となつた。健軍保田窪方面は一時官軍は前面の諸壘を陥れ有利であつたが、長嶺方面より貴島清の部隊赴援し、官軍の中央を突破して熊本に達せんと突進猛撃したので、官軍潰亂、諸壘悉く西郷軍の奪還する所となつた。大津方面でも野村忍介以下奮闘して官軍の強襲を潰し、官軍は夜に入り漸く敗軍を収めたのである。

かくて西郷軍は中央及び右翼に於いてはよく官軍の攻撃に堪へ、むしろ有利であつたが、左翼御船の敗北によりこの日午後三時木山を放棄し、一旦矢部地方に退いた。廿一日本營を濱町に移し、西郷以下桐野村田池上等今後の方針を議し、桐野の議により従來の方針を一擲して人吉に退き、薩隅日三州に蹠據し、機を見て攻勢に轉することに決した。よつて西郷村田池上は兵二千名を率ゐて廿二日矢部を發し、椎葉越を経て人吉に向ひ、桐野は殘餘の主力を統轄して廿三日矢部地方を退き、廿七日江代に達した。山路險隘、加ふるに風雨連日、退軍は困苦を極めたのである。

第四節 西郷軍の三州經營

西郷軍の薩隅日三州割據持久の策

實質は日州割據

日向表募兵參軍 坂田諸潔

鮫島元

人吉に退いた西郷軍は同地を官軍に對する前進據點とし、兵を鹿兒島豊後方面に割いて薩隅日三州を保ち、割據持久の計に出でんとした。併し乍ら人吉は抗戰一ヶ月の後陥落して西郷軍の本據は宮崎に移り、鹿兒島も四月末以後官軍支隊の占據するところとなり、薩摩は戦地と化し、五月岩村新縣令の赴任となつた。西郷軍は横川に本營を置き、桂久武等が募兵、彈藥製造軍資調達等兵站任務を掌り、暫時大隅地方をその支配下に置いたが、七月以後は大隅地方も亦戦地と化し、西郷軍は日向に追詰められた。結局三州割據策は間もなくして實質的には日州割據となつて、日向は前後三ヶ月西郷軍の軍政の下に置かれたのである。

五月十三日、人吉江代在陣本營は宮崎支廳に宛て、坂田諸潔、鮫島元、横山經營の三名を日向表募兵參軍に任命の事を通告した。^{〔註〕}坂田は高鍋士族で、もと福島區長であつたが、私學校徒蹶起の際福島隊を組織して西郷軍に參加し、鮫島は鹿兒島縣岩崎士族、佐土原米良の區長であつたが、舊佐土原藩主第三子島

横山經營

津啓二郎を輔けて佐土原隊を編成して西郷軍に投じた。横山は鹿兒島士族
從軍して本營書記を勤務中桐野に拔擢された者である。三名は五月中旬宮
崎に會して前記通告を支廳詰縣官に渡して支廳をその支配下に置き、舊宮崎
縣令邸を本營とし、五月廿二日宮崎本營の名を以て、左の如き日向軍政の通告
を支廳に達した。^{〔注三〕}

宮崎本營の設置

日向軍政の通告

今般不容易舉ニ立到、已ニ此際ニ臨候上ハ、姦賊兵隊ヲ日向路ニ差向ケ、人民
困難差掛候儀ハ眼前之事ニ候間、何レ我兵割據シ、民政ヲ布キ候地ヲ父母ノ
地下思ヘハ、土着ノ士民一心ノ義務ヲ竭スハ當然之事ニテ募兵ノ盡力勿論
ノ儀ニ候間、士族ノ外農商ハ可成強富壯年ノ輩ヲ可募立、萬一及違背者共ハ
敵ト見做シ、軍制ノ處分ニ可行候條、區戸長御注意有之候様、旁以御盡力ノ程
分テ及御依頼候也

但南北兩道迅速御諭達有之度事

五月廿二日

宮崎本營

支廳御中

なほこの頃迄は横川本營よりも種々支廳に指令があつた様で、五月廿日横

横川本營と日向

宮崎支廳を軍務所と改む

川本營は木原壯之丞中馬甚七の兩人を郡内取締のため巡回せしめることを
通達し、廿二日更に松永十郎以下七名の派出を通じてゐる。^{〔注四〕}

軍政布告について廿七日、宮崎本營は支廳を軍務所と改稱し、その前廿五日
には大區事務扱所を郡代所、小區事務扱所を支郡所とし、六月に入つて區戸長
を郡宰、郡吏と改稱した。^{〔注五〕}こゝに至つて日州軍政の體裁は全く整へられ、以後

西郷桐野等宮崎に入る

軍務所は重大事項については一々宮崎本營の指圖の下に處理したのである。
六月人吉陥落後は西郷軍の本營は宮崎に移り、西郷桐野等も宮崎に入つたの
で、宮崎本營の地位は一の出張本營より西郷軍の總本營となり、日州軍政の事
も一段と強化された。

軍政の内容

募兵

彈藥製造

伊集院太郎

日州軍政の内容についてみれば、募兵、彈藥製造、軍資徵募等が主たるもので、
募兵は高鍋、佐土原、福島、米良其他各地に於いて、士族はもとより農商の富裕壯
年の者迄も區戸長を通じて強制的に徵集し、戰鬪又は警備に就かしめ、また懲
役人を解放して土工兵として使役した。^{〔注六〕}彈藥製造所は清武、宮崎、廣瀬、高鍋、都
農、美々津、富高等の各地に設けられた。^{〔注七〕}なほ軍務所は六月廿七日伊集院太郎
を鑄物方、貨幣製造所、彈藥製造所、器械所、火藥所總裁に任命してゐる。^{〔注八〕}資材

軍資金調達

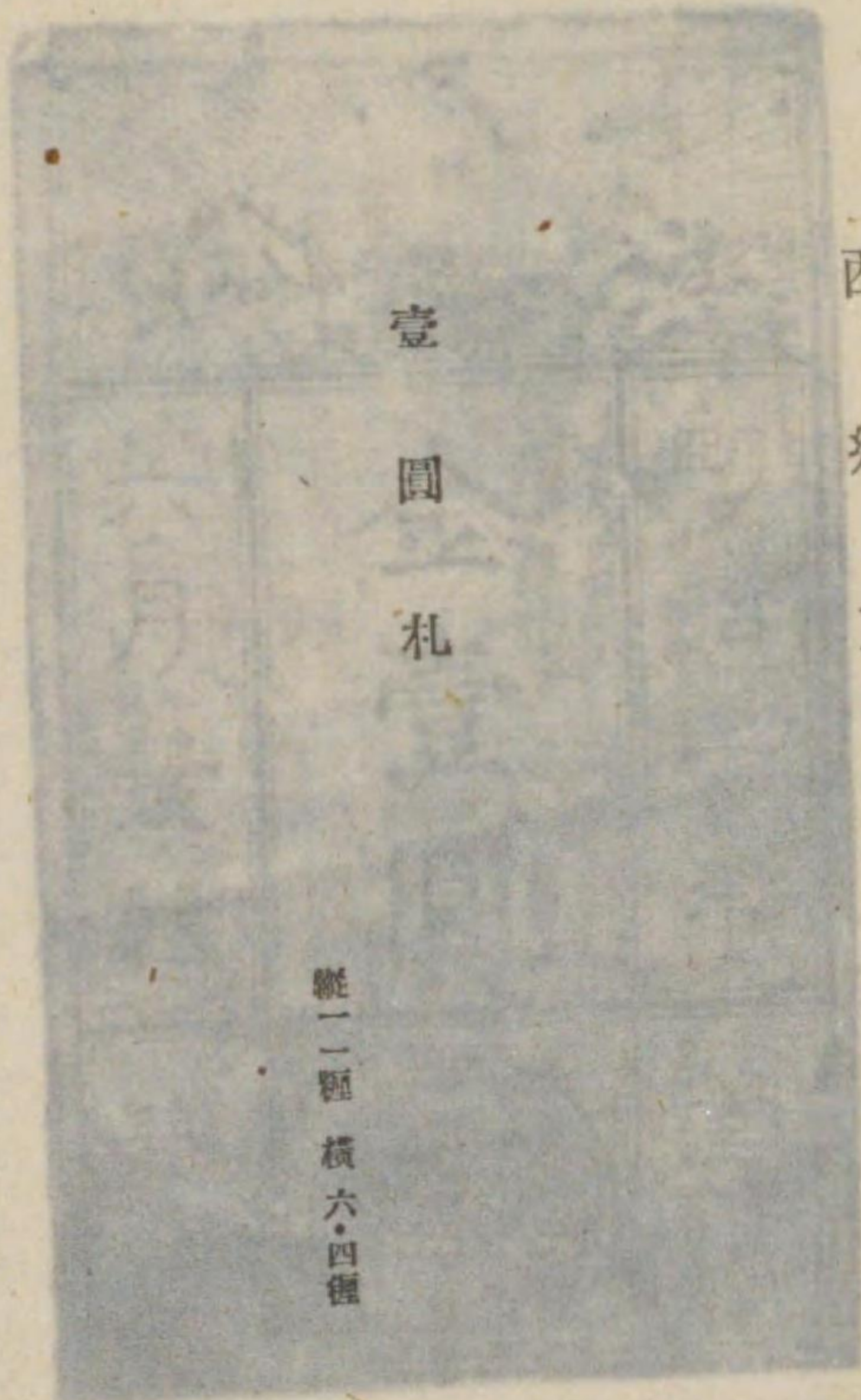
は一般民間より錫鉛鐵等の地金を買集めた他、宮崎神社、都農神社、生目神社等の社殿上葺の銅板を剥ぎ、各寺院の梵鐘も總て徵發した。^{〔注九〕}この事を以て見ても、當時如何に材料に窮迫したか、窺はれるであらう。また和銃^銃火繩^繩の強制買上も實施した。^{〔注一〇〕}軍資金調達の爲めには支廳の在、金學校資金、上納金の引揚、官宅地所等の拂下、貸出金の取立等を行ひ、支廳は大小區に交付すべき現金がなくなつたので、五月十九日各區の諸費は民費に課して補ふやう指令した程である。^{〔注一一〕}また飢肥、福島等に在つた官米約二千石を取つて一部は戦地に送り、一部は拂下げて金に換へたといふ。

西郷札の發行

軍資調達の上に最も注目すべきことは軍票、所謂西郷札の發行で、六月十九日付軍務所は木原壯之丞、中馬甚七等七名を貨幣製造並に鑄物方掛に任命した。^{〔注一二〕}中馬等は佐土原にて紙幣贋造犯人を使役して布製の十圓札三千六百枚、五圓札一萬一千六百枚、一圓札三萬六百枚、五十錢札二萬七千六百枚、二十錢札一萬六百枚、十錢札九千枚、計十四萬一千四百二十圓を發行したといふ。^{〔注一三〕}發行の豫告は六月十九日付一圓以下五錢迄五種となつて居り、其後七月七日二圓・五圓・十圓の發行が豫告されてゐるが、二圓・五錢は實際は發行されなかつた。

發行高十四萬圓

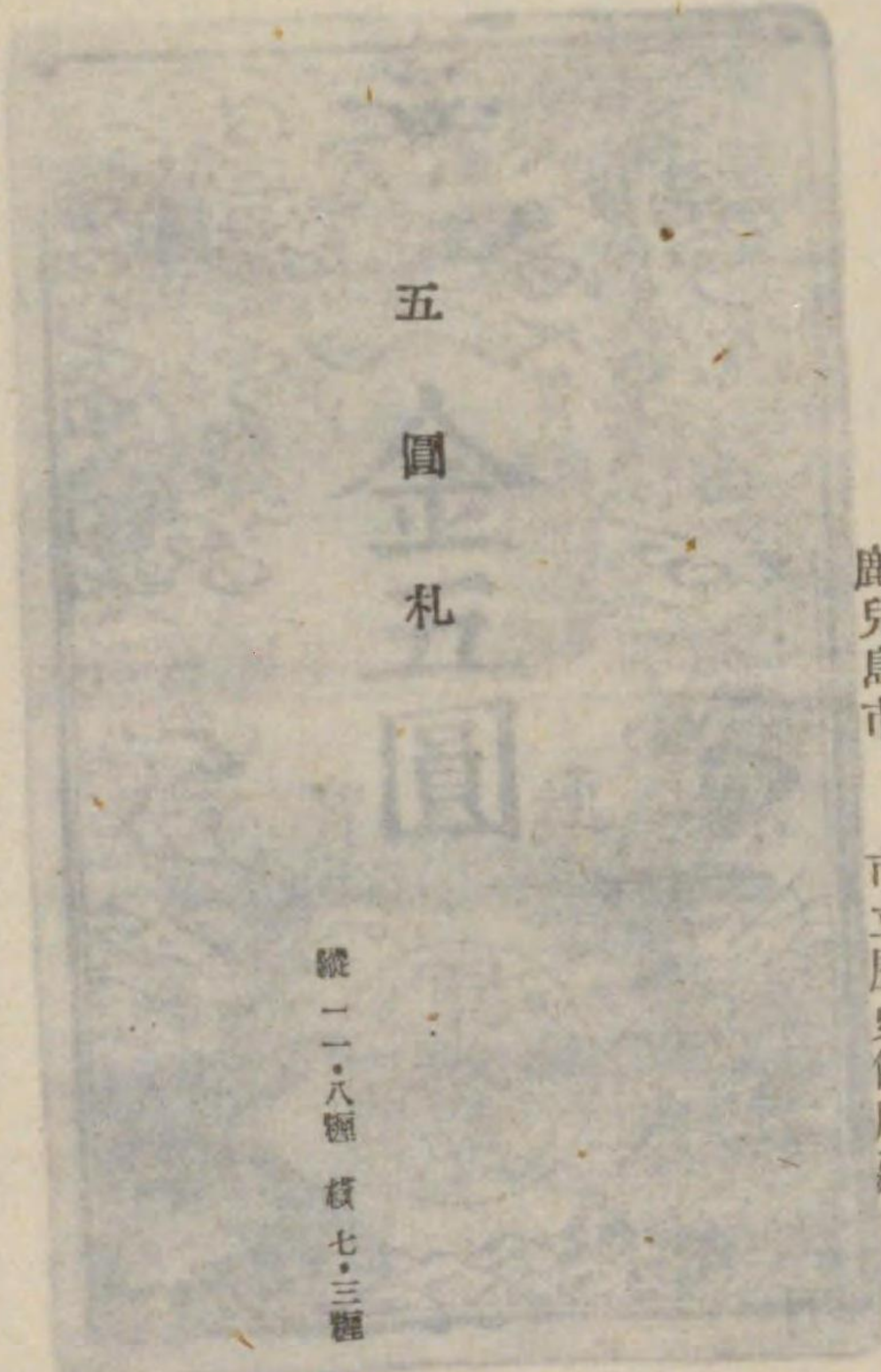
西郷方軍票



壹圓札

縦一〇〇 横六・四

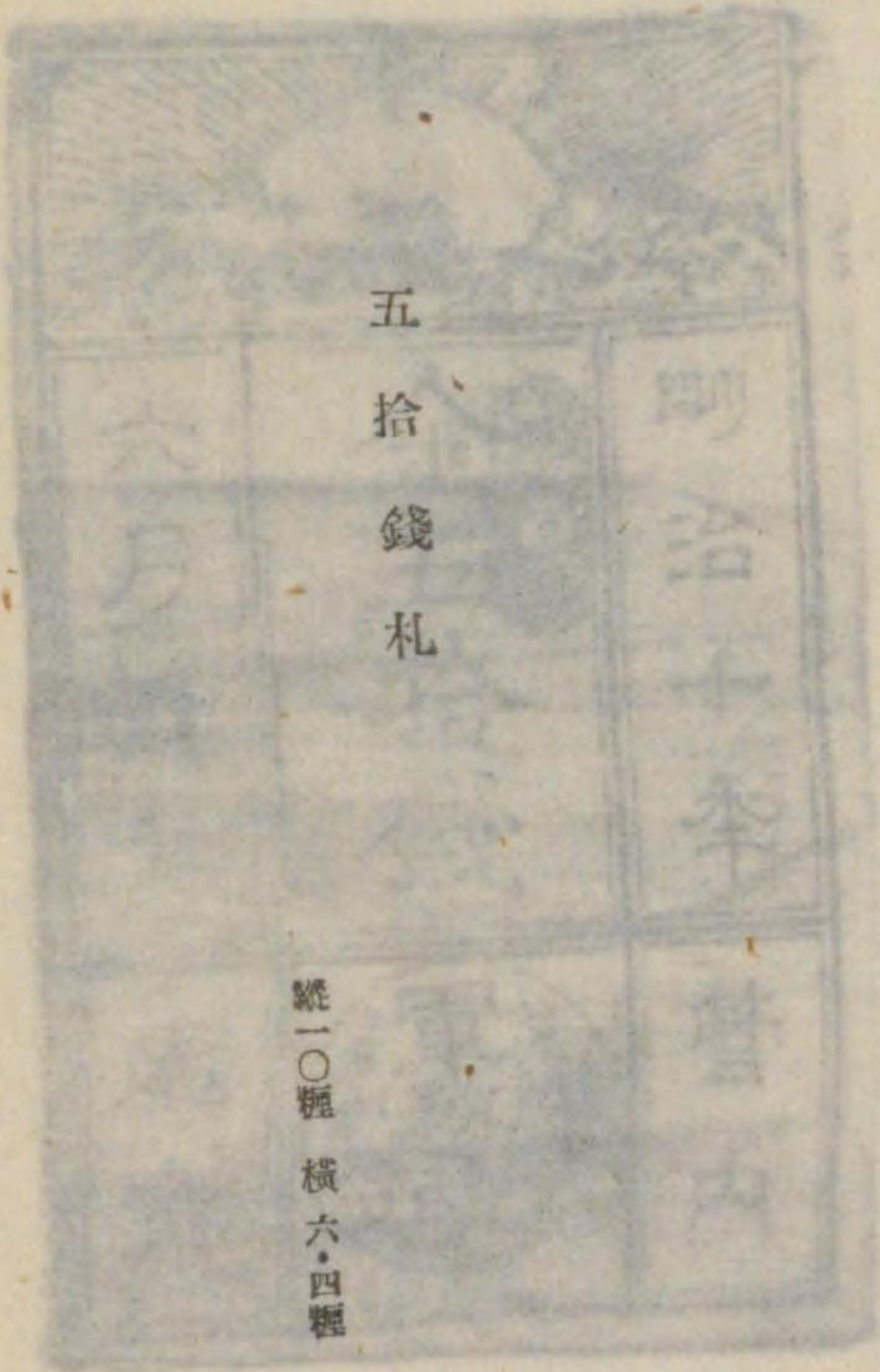
鹿兒島市 市立歴史館所藏



五圓札

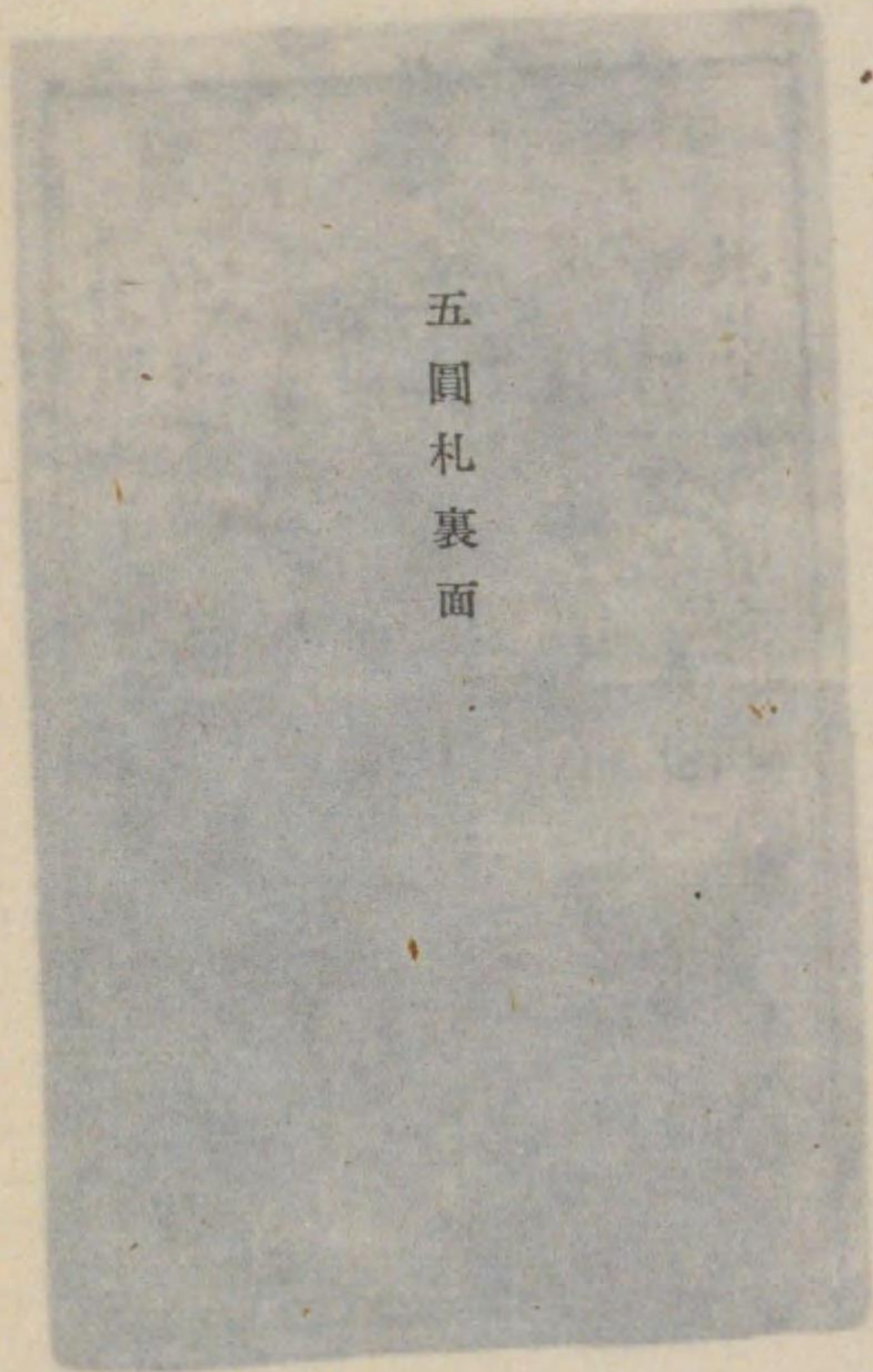
縦一一・八 横七・三

五拾錢札



縦一〇〇 横六・四

五圓札裏面



軍資金調達

は一般民間より錫鉛鐵等の地金を買集めた他、宮崎神社都農神社生目神社等の社殿上葺の銅板を剥ぎ、各寺院の梵鐘も總て徵發した。^{〔注九〕}この事を以て見ても、當時如何に材料に窮迫したか、窺はれるであらう。また和銃^銃火繩の強制買上も實施した。^{〔注一〇〕}軍資金調達の爲めには支應の在金學校資金上納金の引揚官宅地所等の拂下、貸出金の取立等を行ひ、支應は大小區に交付すべき現金がなくなつたので、五月十九日各區の諸費は民費に課して補ふやう指令した程である。^{〔注一一〕}また飢肥福島等に在つた官米約二千石を取つて一部は戦地に送り、一部は拂下げて金に換へたといふ。

西郷札の發行

軍資調達の上に最も注目すべきことは軍票所謂西郷札の發行で、六月十九日付軍務所は木原壯之丞中馬甚七等七名を貨幣製造並に鑄物方掛に任命した。^{〔注一二〕}中馬等は佐土原にて紙幣贋造犯人を使役して布製の十圓札三千六百枚、五圓札一萬一千六百枚、一圓札三萬六百枚、五十錢札二萬七千六百枚、二十錢札一萬六百枚、十錢札九千枚、計十四萬一千四百二十圓を發行したといふ。^{〔注一三〕}發行の豫告は六月十九日付、一圓以下五錢迄五種となつて居り、其後七月七日二圓・五圓十圓の發行が豫告されてゐるが、二圓・五錢は實際は發行されなかつた。

發行高十四萬圓

鹿兒島市 市立歴史館所藏

西郷方軍票

壹圓札

紙一〇種 横六・四種

五圓札

紙一・八種 横七・三種

五拾錢札

紙一〇種 横六・四種

五圓札裏面

縣稅の廢止

薩隅の軍政

横川本營を軍務所と改む

西郷軍の兵力配備

のであらう。六月廿五日、一圓札の流通開始が布告せられたのを初發とする。^{〔注一四〕}

この他軍務所は六月二日舊宮崎縣設定の藝娼妓稅其他の縣稅を一切廢止し、租稅は定額の上納のみとし、米麥蕎麥の管外移出を禁止した。^{〔注一五〕}

日向が宮崎軍務所の管下に軍政を布かれた如く、薩隅は横川本營の軍政の下に置かれた。日付其他不明であるが、同本營より出されたものと思はれる、^{〔注一六〕}舊藩の軍政に則り、外城を連合して四境を固守すべしとの布告が残つてゐる。

横川本營の任務も宮崎の場合と同じく、彈藥等の軍需調達を主としたもので、五月七日及び六月廿七日、彈藥材料たる錫鉛等の蒐集方を區戶長に命じて居り、また宮崎軍務所管下の大小區事務扱所、區戶長等の改稱や、軍票の發行に當つては一々通告を受けてゐる。なほ横川本營の名は六月八日を以て軍務所と改稱された。^{〔注一七〕}併し乍ら薩摩は間もなく戰亂の巷と化し、七月下旬に至つて西郷軍は完全に大隅より日向に驅逐されたので、横川軍務所の威令がともかく薩隅に及んだのはごく僅かの期間であつた。

次にかゝる三州割據を維持するための兵力の配備についてみるに、この前後番號による大隊號を改め、山鹿方面にあつた部隊を以て奇兵隊とし、田原方

面部隊を振武隊、木留方面部隊を行進隊、熊本攻城及び背面部隊を正義隊、御船方面部隊を干城隊と改編し、更に新募の諸隊を以て雷撃常山、鵬翼、破竹の四隊を編成し、計九大隊となつた。桐野は四月廿八日江代に於いて人吉本營の指令によりこれら諸隊を各方面に配備したが、諸隊の幹部、部署大體左の如くである。

諸隊の部署

奇兵隊	隊長 野村 忍介	豊後方面
振武隊	隊長 中島 健彦	鹿兒島方面
行進隊	隊長 相良 長良	同上
正義隊	隊長 河野 圭一郎 <small>(同後任高城七之丞)</small>	江代方面
干城隊	隊長 阿多 壯五郎	同上
常山隊	隊長 平野 正介	神瀬方面
鵬翼隊	隊長 淵邊 高照 <small>(同後任新納精一)</small>	佐敷方面
電撃隊	隊長 邊見 十郎太	大口方面
破竹隊	隊長 別府 晋介 <small>(同後任河野圭一郎)</small>	神瀬方面

一大隊内の申隊数は必ずしも一定せず、大は奇兵、振武隊の如く廿中隊以上

三州戦局の大勢

第一期
第二期
第三期

に達するも、正義隊の如きは僅か七中隊に過ぎなかつたといふ。この期間、西郷軍の人吉占據(四月末)より長井村脱出(八月十)迄を戦局の大勢よりよりみて、ほゞ三期に分つ事が出来る。第一期は六月廿五日官軍の鹿兒島連絡迄の約二ヶ月間で、この間は人吉、鹿兒島豊後方面に於ける西郷軍の抵抗未だ根強く、ほゞ三州の大部分の地域を維持してゐた。第二期は七月廿四日都城陥落迄の一月間で、この時迄はなほ隅日二州を保つてゐたが、都城陥落により完全に日向一州に追詰められた。都城失陥以後第三期に至つて西郷軍の抵抗力は著しく弱勢となり、僅々二旬の間に宮崎、延岡等の要地を相次いで失ひ、日向の南より北に追及され、つひに猫額大の長井村の一地點に籠居するに至るのである。

〔注一〕 管下布達留
 〔注二〕 明治十年鹿兒島縣史上所收横山經營口供
 〔注三〕 管下布達留
 〔注六〕 十年萬留
 〔注七〕 管下布達留
 〔注八〕 十年萬留
 〔注九〕 十年萬留 管下布達留
 〔注一〇〕 管下布達留
 〔注一二〕 十年萬留
 〔注一三〕 西南記傳中卷一
 〔注一四〕 管下布達留
 〔注一六・一七〕 賊徒軍備日誌

第五節 人吉鹿兒島豊後方面の戦闘

西郷軍人吉方面の配備
官軍灰塚會議
八代の軍議

官軍の進撃

人吉の防守は西北八代より來る球摩川道は神瀬を前進據點とし、簸瀨其他の要地に約七中隊の兵を配し、初め邊見が指揮したが、のち河野の破竹隊が代つた。西佐敷道は大野を中心として、淵邊の鵬翼隊四五中隊、熊本隊の三中隊等が守つた。北方の山道萬江越、照嶽越、五木越等は常山千城、正義、熊本諸隊の一部が防守に當つた。官軍は熊本東方の戦勝後直ちに追撃殲滅戦に移る餘力なく、四月廿二、廿四日の灰塚會議にて徐攻に決し、暫時休養して編成を整へ、五月十日山縣參軍以下の諸將軍八代に軍議し、人吉方面は北より別働第二旅團、西より別働第四旅團(別カ二も協力)の擔當と決せられたのである。

別働第二旅團は五月一日矢部を發し、山間の諸道に兵を分つて人吉に向ひ、諸道並進、廿四日不土野を占領して西郷軍を江代に壓迫した。別働第四旅團(後別二に合併)は五月六日佐敷を發し、九日簸瀨占領の企圖の下に進撃したが押返され、十日再び簸瀨を攻めたが、右翼大敗してまた失敗に歸した。かくて西方よりする官軍の人吉攻撃は一時停頓したが、廿二日の大野占領により簸瀨の西

郷軍は退却し、翌廿三日官軍は神瀬に進んだ。

官軍の人吉總攻撃
人吉陥落
西郷宮崎に向ふ
人吉隊投降

官軍の追撃

佐敷大口方面の戦況

官軍山野に達す

かくして全線にわたつて西郷軍は退却し、官軍は五月三十日より總攻撃を開始し、卅一日人吉に迫り、六月一日午前九時人吉に突入、西郷軍は桐野指揮の下に大畑に總退却したのである。西郷自身は廿九日人吉を發し、宮崎に向つた。西郷軍に加擔してゐた人吉隊長犬童治成以下二百八十名と西郷軍二百名は官軍に投降した。

人吉退却の西郷軍は田代、大畑、大河間の線に據り、村田、平野、河野等指揮したが、官軍は暫時休養の後追撃に移り、十一日大河間を抜き、十二日田代、大畑を占領した。西郷軍は肥日國境飯野越、加久藤越、吉田越の三險により頑強に抵抗したが遂に抜かれ、十三日飯野も陥つた。

官軍第三、別三兩旅團は直接人吉攻撃に参加せず、佐敷方面より大口、出水の兩道を経て鹿兒島に向はんとした。西郷軍は邊見の雷撃隊、淵邊の鵬翼隊、池邊の熊本隊等が之に當り、果敢な抵抗を以て暫くはよくその進撃を支へたのである。

別働第三旅團は佐敷に進み、水俣に入り、五月五日その一部は山野に達した。

牛尾川の戦

邊見諸隊を督して佐敷に迫る

官軍反撃

西郷軍紫尾山に退く
官軍山野恢復

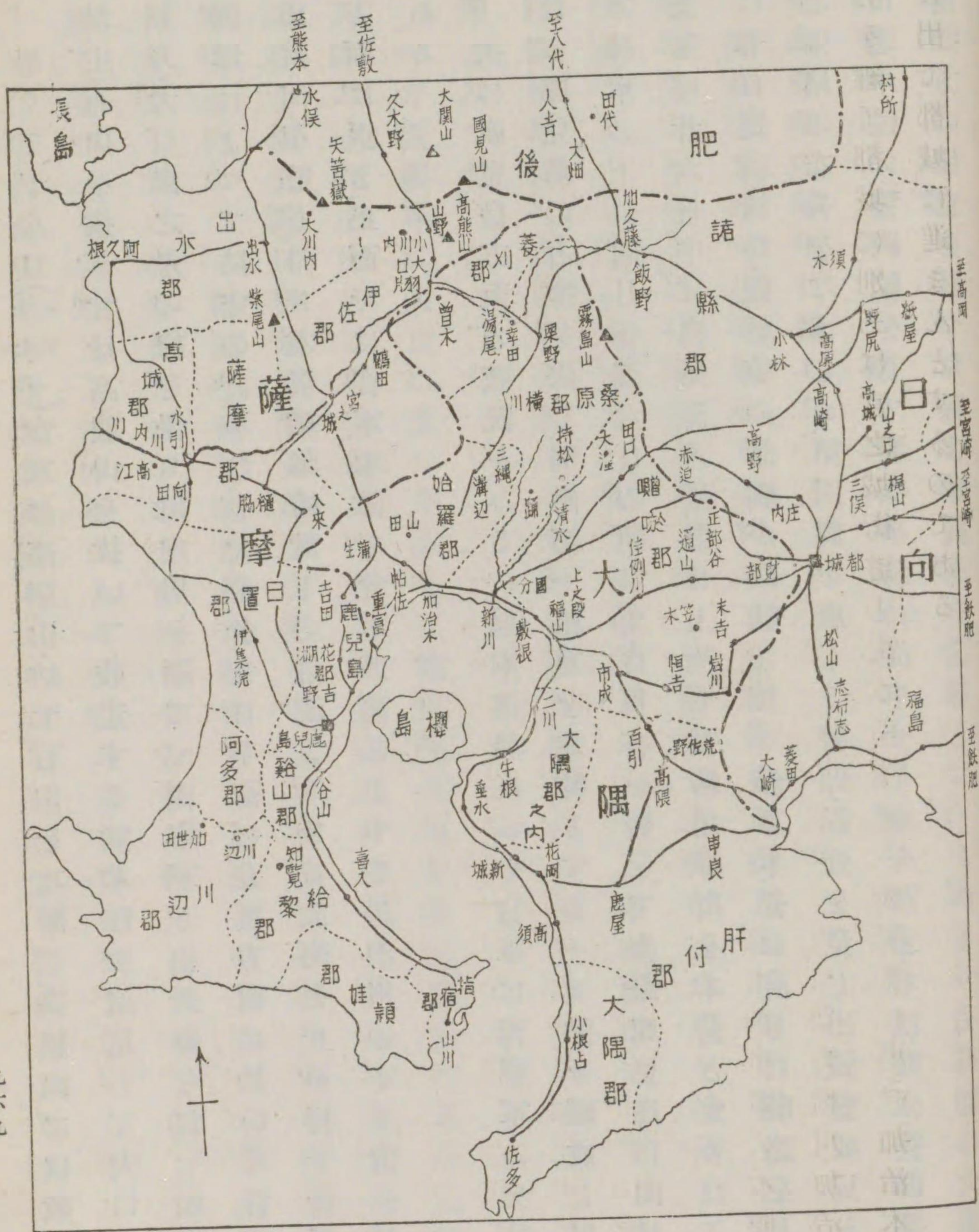
八代に於ける官軍の軍議
都城進撃部署を定む

第六編 丁丑の役

九六八

西郷軍の四中隊は同日人吉を發し、六日官軍を迎へて牛尾川に對戦して敗走した。報により邊見は諸隊を率ゐて救援、八日三道より官軍第一線を襲うて之を破り、火を久木野に放つて歸り、十日熊本隊と協同して山野を攻め、官軍を水俣に壓迫、十二日は進んで佐敷に迫り、官軍は城山によつて固守するの狀態となつたが、増援を得て漸く舊線に復した。邊見池邊は牙營を久木野に置き中鶴・山野・大口方面に配兵して官軍に備へた。官軍は奮起して廿五日矢筈嶽に勝ち、廿九日之を完全に占領し、漸く勢を盛り返したのである。人吉陥落後、第三別三兩旅團は攻勢に轉じ、大關山・國見山・久木野・鬼嶽を占領し、六月八日小川内に進んだ。西郷軍は大口本道に退却し、十一日出水に破れ、紫尾山に退却した。こゝに於いて官軍兩旅團は十三日並進して敵壘を抜き、山野に達し、漸く五月五日の狀態に復したのである。

十七日官軍八代に軍議して進軍の部署を定めた。即ち西郷軍の本據を都城と認め、別二は小林より都城に、第二・第三の兩旅團は大口・栗野・横川・加治木・國分を経て都城に、別三は宮之城街道と出水街道より鹿兒島に進み、加治木・國分に出で、都城に進まんとするのである。



圖一十五第 鹿兒島都城方面要圖

官軍大口突入
川内川の對峙
官軍渡河

かくて十八日(十七日とも)官軍は高熊山坊主石山を攻撃し、高熊山では敗れたが坊主石山を抜き、廿日高熊山を抜いて敗走する熊本隊に追尾して大口に入り、羽月大口湯之尾の線を保ち、川内川を隔て、西郷軍と相對峙した。西郷軍は對岸によつて防守の計をなしたが、廿九日手薄の左翼方面に於いて官軍の鶴田渡河を許し、卅日右翼稻葉崎麓下の急流よりする渡河を止め得ず、横川本城方面に退き、正面では官軍本隊の曾木渡河によつて川内川の守り潰えたのである。

鹿兒島方面の戦況

川村參軍海路
鹿兒島に上陸
縣官首脳部を
逮捕す

次に鹿兒島方面の戦況をみるに、熊本連絡成るや官軍は西郷軍の兵站基地たる鹿兒島の占據を決し、別働第一旅團を基幹とする一支隊を編成し、川村參軍統率の下に四月廿五、六日の間宇土百貫石を發して海路鹿兒島に向はしめ、支隊は廿六日中に鹿兒島入港、翌日上陸し、長崎用藏邸を本營と定めた。海軍は春日、筑波、清輝、龍驤等の諸艦が回航した。參軍本營は直ちに縣廳をして人心安堵の布告をなさしめ、第四課を廢して警部巡查を免じ、出張警視局を置き、田邊中佐の警視隊をして警察事務に従事せしめ、今藤宏、右松祐、永襄、田長倍等西郷方の便宜を計つた縣官首脳部を逮捕した。これより先、縣廳は大山縣令

岩村縣令の着任

官軍の鹿兒島防備

西郷軍の鹿兒島回復策

別府晋介と桂久武

鹿兒島市街戦

護送の後、田畑大書記官は自殺し、縣治の事はこれら課長の合議により運用されてゐたのである。續いて五月二日には岩村縣令が着任し、こゝに縣廳は全く政府側の掌中に歸した。

官軍は五月一日哨線を甲突川に布き、堡壘を武橋、高麗橋、西田橋に設けて市街の西方を固め、東は軍艦を以て海上を警戒し、市内には水兵を揚陸して警戒に當つた。市民の逃遁日に幾千、市街忽ちにして人跡を絶つた。五月四日第四旅團増援して市街東北方の守線に就き、鹿兒島に於ける官軍兵力は約二旅團となつた。

一方西郷軍は人吉に退くや直ちに鹿兒島回復を策し、振武行進の二隊に奇兵隊の一部を加へて鹿兒島に向はしめ、諸隊五月四五日頃迄に鹿兒島周邊に到着し、振武隊は伊敷に陣を設けて草牟田、武村、谷山に哨線を布き、行進隊は吉野帶迫にあつて韃韃冬雀宮、華倉、催馬樂に守線を張り、奇兵隊は常盤、西田の間に布陣した。別府晋介はこの方面の司令として横川に本營を設けて諸隊を督し、桂は大小荷駄として本營にあり、兵站の事を掌つた。

五日早朝、西郷軍の諸隊新照院、谷草、牟田の兩道より岩崎、城山の官軍を攻撃

上町方面の大

第六編 丁丑の役

九七二

したが、守壘固くして抜けず、伊敷に退いた。この日兵火により上町方面大火となり、延焼三晝夜に及んだ。七日早旦振武隊玉江橋に集結し、甲突川を渡渉せんとしたが成らず、退いて武橋に向ひて抜けず、また伊敷に退いた。かくて西郷軍最初の攻撃は失敗に終り、以後催馬樂山・桂山・山王丘・武丘等に砲壘を設けて市内の官軍牙營等を砲撃し、官軍亦艦砲を揚陸して城ヶ谷・新照院向築地・私學校・鳥越坂・磯天神岡・甲突河岸等に備へて應射した。その間時々兩軍の攻撃あり、十四日官軍の一隊は谷山の硝石製造所を焼いて歸り、十七日官軍四中队海路福山に至り、軍艦掩護の下に上陸して倉庫を焼き、糧米粟等を得て還る等のことあり、廿四日別働第一旅團の兵武村・田上に攻撃偵察に出で、武村に激戦して退き、廿九日は第四旅團の兵華倉・鳥越坂に出撃潰走して後は、一ヶ月に近く戦線著しい變化はなかつた。

官軍蒲生横川方面に突出せんとす

六月廿二日、官軍は蒲生横川方面に突出して南下の友軍と連絡せんと欲し、重富より西郷軍の背面を突き、進路を開かんとした。この日午前零時四十分、四個大隊と二中隊は海路鹿兒島を發し、春日・龍驤等の海上よりする掩護砲撃の下に思川河口附近より上陸、白銀坂を占め、右は帖佐別府川を界とし、左は重

西郷軍反撃す

富に火を放つて進み、中別府・吉野及びその中間の三道より南下し、磯山・桂山・鳥越坂等の諸壘を陥れた。西郷軍は一たん退いたが、翌廿三日行進隊八中队奇兵隊二中隊を以て一齊に逆襲、磯山・桂山・鳥越の守線を回復し、官軍の意圖を阻んだのである。

官軍西南方面に出撃す

翌廿四日、官軍は更に西南方面に出撃した。一大隊は武橋より進み、涙橋附近を守る西郷軍の一隊を殲滅し、田上川及びその後方の小丘による振武隊と交戦した。二大隊は海路より谷山・脇田濱に上陸して西郷軍背後を衝き、紫原・二本松等の壘を占領したが、西郷軍の援隊來援して紫原に返し、武丘にて衝突、激戦が展開された。官軍は逐次増援を注入して兩軍死闘、夜に入り暗黒の暴風雨中に白兵戦となり、激戦十數時間に及んだが、西郷軍彈糧盡きて退いたのである。鹿兒島方面開戦以來の激戦で、官軍の死傷約三百名、西郷軍の死者亦六十餘名に達したといふ。

鹿兒島方面開戦以來の激戦

川路少將川内方面より南下す

かくて鹿兒島方面は攻防兩軍共に互に相手を撃破し得ず、對峙二ヶ月に近かつたが、川内方面より南下する別働第三旅團の突入により、局面は一轉した。川路少將の率ゐる別働第三旅團は六月十七日斥候隊を阿久根地方に出し、十

水引宮之城陥る

貴島清新募の勇義隊を督して防戦す

別働第三旅團鹿兒島に入る

奇兵隊豊後方面に進撃

野村忍介

延岡の本營

延岡の本營

奇兵隊竹田に入る

大分縣廳襲撃を企て成らず

官軍竹田進撃

官軍竹田に入る

奇兵隊重岡に退く
白杵の争奪

九日牙營を出水に移し、廿一日進發、左翼は阿久根・天狗山・西方俣を占領して長驅川内川北岸水引に達し、向田の西郷軍と河を隔て、對峙し、右翼は紫尾山を越え、宮之城に入つた。宮之城陥落が容易であつたのは、この方面の西郷軍を指揮してゐた伊藤祐徳が十七日五小隊を以て降り、十九日三方堺の守兵亦官軍の訓諭により投降したによる。廿三日官軍右翼は向田・高江に渡河、西郷軍は貴島清・中山盛高等新募の勇義隊を督して防戦したが、訓練なき和銃の兵であつたので、抗し得ずして潰退した。かくして官軍藤崎部隊は直ちに進撃に移り、催馬樂上之原等の壘を抜き、廿五日鹿兒島に突入、夜迄に別働第三旅團の諸隊悉く鹿兒島に達したのである。こゝに於いて西郷軍振武隊は重富を経て蒲生へ、行進隊と奇兵隊部一は吉田より加治木に向つて退いた。

この間の豊後方面の戦況をみるに、西郷軍は熊本より人吉に退陣の際、江代より奇兵隊廿中隊に中津隊・飢肥隊等を附し、豊後方面に分遣した。兵力約三千、野村忍介之を指揮し、幹部に小倉處平・石井貞興・佐藤三二等があつた。奇兵隊は四月卅日(五月二日とも)江代發、椎葉山を越え、豊後に向つた。延岡方面に至つて野村は八中隊を豊後に先發せしめ、その他二・三中隊宛を宮崎・美々津・富

高新町・細島等に派遣し、延岡に三中隊を留め、同地を豊後進撃の根據地として本營を置き、彈藥製造所を設けた。

五月十三日、豊後進撃隊の前衛四中隊は重岡を経て竹田に入り、翌日後衛も到着した。竹田の士族は募兵に應じ、報國隊四小隊を編成して參加した。十七日大分縣廳襲撃を企て、精兵百餘名大分に向つて進發したが、官軍の防守嚴重なるを知り、方向を轉じ、先鋒十五名を以て鶴崎分署を襲ひ、警視隊三小隊の不意を衝いて一時奇勝を制したが、本隊續かず、竹田に退いた。

官軍熊本鎮臺兵は竹田を回復せんとし、惠良原・鳥越等に戦つて五月廿三日三道より竹田に迫つた。西郷軍力戦して之を拒ぎ、數日の間猛攻を支へたが、廿九日に至り遂に小野市に退却し、卅日三重市に轉じた。官軍竹田に入るや報國隊を主として二百四十六名は投降した。この間奇兵隊の別隊は佐伯を襲ひ一時占據したが、廿七日また重岡に退いたのである。

六月一日、奇兵隊は伊東直二指揮の下に白杵を襲ひ、土地の士族巡查を大いに破り、こゝを占據した。官軍は八日野津大佐十數中隊を以て白杵に進撃、陸海協力して力攻し、十日遂に白杵を回復した。奇兵隊は三國旗返等の險によ